

点検・評価報告書

令和4(2022)年3月

日本赤十字広島看護大学

日本赤十字広島看護大学 点検・評価報告書

令和4（2022）年3月

日本赤十字広島看護大学

～ 目次 ～

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	22
第5章 学生の受け入れ	43
第6章 教員・教員組織	53
第7章 学生支援	61
第8章 教育研究等環境	69
第9章 社会連携・社会貢献	80
第10章 大学運営・財務	86
第1節 大学運営	86
第2節 財務	93
終章	96

序章

1. 本学の沿革

日本赤十字広島看護大学は、赤十字看護教育の100年を超える伝統と実績を生かしながら看護教育のさらなる高度化を図る一環として、平成12(2000)年4月に学校法人日本赤十字学園(以下「学園」という。)の3番目、中国・四国ブロックの拠点校として開学した。

学園は、寄付行為において「この法人は、赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的とする」と謳い、現在、全国に6つの看護大学と1つの短期大学を設置し、運営している。

各大学の組織、職員、運営の基本的事項は「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」に定められ、その他の事項も学則準則等の諸規程が定められていることから、各大学はこれらに従い、若しくは準じて大学の諸規程を定めている。

本学は、学園準則に準じて学則に「赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を目的に定めるとともに、教育理念の基軸には独自に「ヒューマンケアリング」を据え、教育研究活動を開始した。

その後、平成16(2004)年4月には、看護専門職者としての高度な実践能力並びに研究・教育能力の育成を目指して大学院看護学研究科修士課程を開設した。開設当初から土曜日と日曜日の開講を導入するとともに、平成19(2007)年度からは長期履修制度も導入し、看護職としての仕事と大学院での学びの両立を図っている。

平成21(2009)年度には、地域住民の健康を支援する活動と看護専門職の継続教育に取り組むためヒューマンケアリングセンターを設置し、同センターに地域支援室と認定看護師教育課程(摂食・嚥下障害看護)を開設した。

また同年度には、多様な看護人材を養成するため、学部に助産師教育課程を、大学院修士課程に専門看護師コースを、平成24(2012)年度には、学部に国内外の災害救援や開発協力を担う看護人材を養成する国際救援・開発協力看護師コースをそれぞれ開設している。

さらに、平成28(2016)年4月に、学園の5大学で連携して大学院に共同看護学専攻(後期3年博士課程)を設置した。

開学以来、本学は、学園の中国・四国ブロックにおける拠点として、人材育成を中心に地域や社会の「ヒューマンケアリングの実践」に貢献する大学を目指して、教育研究と地域貢献に取り組んでいる。

2. 自己点検・評価に対する基本姿勢

大学が、自らの責任で、教育研究と地域貢献、さらには大学経営についての自己点検・

評価を行い、その結果をもとに新たな改善・改革につなげていく、内部質保証の実質化に取り組むことが重要であるとの認識のもと、本学は、逐次、その仕組みづくりを進めてきた。

その一環として、平成 25 (2013) 年度には、全学的な観点から教学マネジメント及び内部質保証に取り組む「教育の質保証委員会」を設置するとともに、大学独自の教員業績評価制度を導入している。さらに、点検・評価と改善の取組の総合化と実質化を進めていくため、本学の中期計画(令和元(2019)～5(2023)年度)において、IR (Institutional Research) の取組強化、関係組織の役割分担の明確化をはじめとする内部質保証体制の構築と強化に取り組むこととした。

この具体化として、令和 2 (2020) 年度には「日本赤十字広島看護大学における教育の内部質保証に関する方針」を定め、学内諸組織の整理、外部有識者会議の新設等の体制整備とその役割及び相互の関係を明確にし、取組を進めている。

3. 前回の認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動

本学は、平成 27 (2015) 年度に財団法人大学基準協会の大学評価を受審し、大学基準に適合していると認定されたが、評価結果の総評において「学生の受け入れにおける入学定員の超過が課題となっており、年々改善傾向にあるものの、適切な定員管理が望まれる。」とされ、基準「5. 学生の受け入れ」の提言として、努力課題「過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.22 と高いので改善が望まれる。」との意見を受けている。これについては、令和元(2019)年 7 月に改善報告書を提出し、令和 2 (2020) 年 3 月、大学評価委員会における審議の結果、「改善活動に取り組んでおり、その成果も十分に上がっていることが確認できる。」との通知を受けており、再度の報告を求められる事項はなかった。

また、この指摘を踏まえて、入学者数の管理を一層厳格に行い、令和元(2019)年度入学生以降は、定員超過率を最大でも 1.10 以下と適正化しており、今後もその継続に努めていくこととしている。

第1章 理念・目的

大学基準**〔理念・目的〕**

- 1 大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。**

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部及び研究科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学>

学校法人日本赤十字学園は、寄付行為において赤十字の理想とする人道の理念を基調とすると掲げており、その設置する看護大学の建学の精神は、赤十字の理想とする人道的任務の達成である。(資料 1-1)

本学も、学園の設置する看護大学の一つとして学則準則に拠って学則を定め、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図る」ことを理念とし、「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を目的としている。(資料 1-2)

さらに本学が開学にあたり定め、承継してきた理念・目的は、「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与すること」である。(資料 1-3、資料 1-4、資料 1-5、資料 1-6、資料 1-7)

ここで掲げる「人道」とは、人間の命と健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めることであり、赤十字の基本となる考え方である。

また、この理念・目的を具体化していくための教育理念は、「豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、学問的基盤に立ち、生命（いのち）の尊厳と人類の叡智を基調とした真のヒューマンケアリングの意味と価値について教授し、将来、ヒューマンケアリングの実践、教育・研究の領域において、リーダーシップを発揮できる基礎的能力の育成を目指すこと」である。(資料 1-3)

本学が掲げるヒューマンケアリングとは、「看護の対象である人間を尊び厳しき、生活上の援助を行いながら、苦痛や苦悩、不安や憤りなどを癒し、対象が自己成長できるようなかかわりをもつことであり、また、その過程において、看護者自らも対象との相互作用により成長する」ことを意味する。(資料 1-3)

このようなヒューマンケアリングを行うには、まず生命はすべて等しく尊重される

べきものであり、その生命を尊び厳しむという姿勢のもとに、看護の対象である人間を、生物体としての存在だけでなく、文化的・社会的あるいは歴史的存在として、全人的に理解することが必要である。

そして、対象の個別性を尊重した看護を実践するためには、既存の概念や理論と、人類の歴史において積み重ねられ、脈々と受け継がれてきた人類の叡智との統合を図ることが必要である。(資料 1-3)

このような大学の理念・目的と教育理念を踏まえ、学部・研究科においてそれぞれ方針を定め、一貫した考え方のもとで教育研究活動を展開している。

<看護学部>

大学の掲げる理念・目的の実現に向けて、学士課程においては、教育理念を、「グローバルな視点に基づく豊かな人間性と幅広い教養、学問的基盤を涵養し、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマンケアリングに基づく看護を実践できる人材の育成を目指す」としている。(資料 1-5、資料 1-8【ウェブ】)

この目的を実現していく教育活動の基本的な方針は、ヒューマンケアリングを基盤として、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）として定めている。(資料 1-5)

さらに、学生の学修成果の評価にあたっては、3つのポリシーと機関・教育課程・科目の3つの段階で目的・達成すべき質的水準・評価の実施方法を明示するアセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）を定めている。(資料 1-5)

また、これらの理念と方針では、救護員養成を源流とする赤十字看護教育の歴史と実績を踏まえて、実践力を重視することとしている。

<看護学研究院>

大学の掲げる理念・目的の実現に向けて、大学院修士課程においては、教育理念を「グローバルな視点に基づく豊かな人間性と幅広い教養、学問的基盤をより深化・発展させ、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマンケアリングの真の意味と価値を学修することにより、知的複眼思考と論理的思考を備えた、看護学の教育、研究ができる質の高い教育・研究者、また、発展的に高度な看護を実践できる優れた人材の育成を目指す」としている。(資料 1-6、資料 1-7、資料 1-9【ウェブ】、資料 1-10【ウェブ】)

教育活動の基本的な方針は、ヒューマンケアリングを基盤として、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）として定めている。

学園が設置する5看護大学共同で編成する大学院後期3年博士課程においては、赤十字の理念である「人道 (Humanity)」の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現することを共通の理念としている。さらに、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる研究者、質の高い看護学の教育ができる教育者、知的複眼思考・

論理的思考に基づき発展的に看護を实践できる人材の育成を目指している。

教育活動の基本的な方針は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとして定めている。

以上のとおり、本学は、赤十字の名を冠する看護大学として人道の理念に基づく理念・目的を設定し、それを踏まえ、学部・研究科ともにヒューマンケアリングを基軸として、それぞれのレベルにおいて目指す「実践」ができる人材を育成するという目的を明確にしている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部及び研究科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<大学>

本学は、前述のとおり学園の大学として学園準則に準じて学則に次のように規定し、建学の精神として赤十字の理想とする人道的任務の達成を掲げている。(資料 1-2)

(目的)

第1条 本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

大学のホームページの「大学情報の公開」(資料 1-11【ウェブ】)や「大学案内」(資料 1-12【ウェブ】)において、建学の精神、本学の教育理念・目的、学部・研究科が目的とする育成を目指す人材層について明示し、誰でもアクセスすることができる手段で広く周知を図っている。

また、毎年度、本学で学ぶために必要な事項をまとめた冊子「Campus Life Handbook」(資料 1-13)を作成して全ての学生と教職員に配付しており、その冒頭に理念・目的を掲載している。

さらに、ファカルティ・ディベロップメント (FD) とスタッフ・ディベロップメント (SD) の新任教職員の初回研修時には、赤十字の基本原則、本学の精神と教育理念について説明し、周知を図り理解を深めている。(資料 1-14)

<看護学部>

本学の教育目標は学則第5条に以下の6つを示している。(資料 1-2)

(学部の教育目標)

- (1) 赤十字の人道理念を实践できる看護人材を育成する。

- (2) 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
- (3) 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
- (4) 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
- (5) 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
- (6) 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。

「Campus Life Handbook」(資料 1-13)には、大学の理念と学士課程の目的を掲載し、ヒューマンケアリングを基軸とする教育理念と教育課程の教育内容・方法との関連性を示している。本書には、履修のための「学修ガイドライン」や「履修ガイド」を記載しており、入学時及び授業開始時におけるコースガイダンス等で本書を説明・活用することにより、理念・目的を周知させ理解を深めさせている。

授業としては、一般教養の必修科目として「赤十字の歩みと活動Ⅰ・Ⅱ」、選択科目として「ヒューマンケアリング特論」を開講している。(資料 1-15)

また、看護学実習開始時のオリエンテーションにおいても「Campus Life Handbook」(資料 1-13)により教育理念・目的と教育課程との関連性を説明し、実習要項を作成・活用し、どのような看護学実習を行うのかを教育理念・目的と関連づけて説明している。

加えて、臨地実習施設の関係者や実習指導者に対しても、毎年7月に開催している「実習連携会議」において本学の教育理念・目的について説明し、それを意識した実習が実現できるよう要請している。(資料 1-16、資料 1-17)

一方、本学の受験を希望する高校生や保護者には、オープンキャンパスや進学説明会、高校生への大学体験授業(資料 1-18)において、「大学案内」(資料 1-19)や募集要項(資料 1-20)を配付し、教育理念・目的と教育課程との関連、当該授業科目との関連などについての説明を行っている。

<看護学研究科>

大学院学則では、学園準則に準じて理念・目的を次のように規定し、建学の精神として赤十字の理想とする人道的任務の達成を掲げている。(資料 1-21)

(目的)

第1条 本大学院は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。

(課程の目的)

第5条 修士課程は、広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職員としての高い能力を培うことを目的とする。

2 後期3年博士課程は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うことを目的とする。

研究科の教育理念、目的・目標は、学生及び教職員に対しては、「大学案内」（資料1-22）「履修ガイド」（資料1-23、資料1-24）「ホームページ」（資料1-25【ウェブ】）により周知を図っている。

また、学生には、出願時や入学時、各授業科目の開始時に、教育理念・目的と教育内容や方法との関連についてオリエンテーションを行っている。なお、入学希望者に対しても、大学院説明会で説明している。（資料1-26）

以上のとおり、大学の理念・目的等の明示・周知・公表は適切に行っている。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた計画その他諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策の設定

大学の理念・目的、学部・研究科の目的を実現し、これからの社会の変化に対応できる質の高い看護職を育成していくため、学園では「第三次中期計画」（令和元（2019）～5（2023）年度、資料1-27）を策定しており、これを踏まえて、平成31（2019）年4月に、本学の「中期計画」（令和元（2019）～5（2023）年度、資料1-28）を策定した。

この計画では、本学の理念と目的を改めて確認し、その上で本学が取り巻く環境変化を踏まえた上で、次の「目指す姿」をビジョンとして掲げている。

豊かな人間性と幅広い教養を涵養するとともに、学問的基盤に立ち、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマンケアリングの意味と価値について教育・研究し、人材育成を中心に地域や社会の「ヒューマンケアリングの実践」に貢献する大学を目指す。

このビジョンの実現に向けた5年間の取組内容を、「内部質保証・教育研究組織」、「教育課程・学習成果等」、「研究教育等環境整備」、「社会連携・社会貢献（知の拠点としての大学の機能の発揮）」、「業務運営・財務」のそれぞれの領域毎に定めている。これに基づいて、毎年度、所管する学内の委員会を中心に事業計画を策定して具体的な目標（数値目標等）を設定し、実施し、その結果を検証して、次年度にはさらなる改善に取り組むPDCAサイクルを回している。

この計画に基づく「教育課程・学修成果等」領域の取組の成果の一つに、教育成果を検証するための体制整備としてIR推進委員会（資料1-29）の設置が挙げられる。

また、学部教育では、拡大し多様化する社会のニーズに対応する人材育成に向けカリキュラム改正プロジェクトを立ち上げ、委員会組織を設置して教授会において検討を進め、新しいカリキュラムを編成し、令和4（2022）年度から運用を開始することとしている。

さらに、大学院志望者を確保するための大学院模擬授業を令和元（2019）年度から開始するなど、着実に取組を進めている。

なお、これらの年度計画と検証結果は、教育の質保証委員会で全学的な議論を経て経営会議で決定し、教職員ポータルに掲載するなどにより全教職員が共有している。

また、年度計画と検証結果は大学ホームページに掲載し、広く一般にも公表している。

以上のとおり、大学の理念・目的、学部・研究科における目的を実現していくための将来を見据えた中・長期の計画の設定は、適切に行われている。

2. 長所・特色

赤十字の理想とする人道の精神を大学教育において具現化することは、学園が設置する本学の使命であるとともに、最大の特色である。

また、赤十字看護教育の歴史と伝統を継承し、人材育成の重要な目標に実践力に置いていることも、学園が設置する看護大学の共通する特色である。

さらに本学は、ヒューマンケアリングを教育理念の基軸に据えていることが、学園の他の大学にはみられない特色である。

このような本学における教育の特色から、本学の卒業生は、看護職としてどのような患者等看護の対象者に対しても慈しみの心を持ち、気づかい理解し支える実践力をもつ人材として評価は高く、高度急性期病院、慢性期病院、訪問看護ステーション、行政さらには災害現場といった幅広い場で求められ活躍している。(資料 1-30【ウェブ】)

3. 問題点

大学の人材育成機能は、社会が大学に育成を求める人材像の変化に的確に対応したものでなければならないが、少子高齢社会の進行など昨今の社会情勢や保健・医療・福祉・介護を取り巻く環境の変化は急激である。さらには国内外で大規模自然災害が頻発し、COVID-19 が引き起こした社会の変化は現在も進行中である。

加えて、我が国における看護と看護教育の学問領域は、研究の蓄積や国際的な知見との交流で大きく進展している。

本学としては、赤十字の名を冠する大学として、建学の理念・目的や教育理念、20年培ってきた教育実践を踏まえた上で、様々な時代の変化に対応して柔軟かつ大胆に、育成すべき看護人材像も見直しながら、変革できるかが課題となる。

当面は、学部においては、教育理念を踏まえた上で令和 4 (2022) 年度からの改正カリキュラムを確実に運用し、その経過や結果も踏まえ、中期的には 4 つのポリシーについても検証し見直していく必要がある。

さらには、COVID-19 のポスト・パンデミックを見据え、デジタル・テクノロジーの進展にも対応しながら、教育理念、各ポリシー、授業や実習のあり方を考えていく必要がある。

これらの検討については、教育の内部質保証の仕組みを有効に機能させて、不断の取組を進めることとしている。

また、文部科学省中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」

を踏まえれば、10年20年先を見据えた大学のビジョンを検討していく必要がある。この問題意識は学校法人本部と本学はじめ6看護大学の間で共有されていたが、開学時期の近い本学・北海道看護大学・九州国際看護大学が20年を超えてきた令和3（2021）年10月の学園学長会議において議論され、令和22（2040）年に向けた学園・各大学のグランドデザイン（全体構想）の策定に着手することとなった。

また、教職員には学外との異動が多く、職制には階層構造があることから、理念やビジョン、諸計画などが十分に浸透しにくいとの懸念がある。（資料1-31）

このため、全教員が参加する教員会議を、令和2（2020）年9月からは設定と司会進行を若手教員が担うように改めて大学運営への参画意識を高めるとともに、委員会や事業計画の情報を掲示するなど教職員ポータルサイトの更なる活用を進めることとしている。

4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を目標に置き、学部・研究科それぞれがヒューマンケアリングを基軸とする明確な教育理念・目的のもと、一貫した方向性をもって、計画的に教育活動を展開している。また、これらの内容は、学内の教職員及び学生と共有するとともに、広く社会にも明示している。

第2章 内部質保証

大学基準**〔内部質保証〕**

2 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

評価の視点2：教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

<大学>

内部質保証に関して、学園の第三次中期計画（資料 1-27）は次の方針を定めている。

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた計画その他諸施策を明確にしなければならない。

「教育関係」、「教育研究等環境関係」、「社会連携・社会貢献」それぞれに対し、内部質保証のための全学的な方針と手続きの明示、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備、方針及び手続きに基づいた内部質保証システム機能の有効性、教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の取組みを適切に公表し、社会に対する説明責任を果たすことが重要である。

各大学においては、内部質保証のための組織のシステムの充実及び取組みの適切な公表のための体制づくりに取り組む。

これを受けて、本学では中期計画（令和元（2019）～5（2023）年度）において、次の取組を定めている。（資料 1-28）

1 内部質保証

(1) 質保証システムの構築と点検・評価

- ・教育の質保証委員会を中心とした質保証システムの構築・展開
- ・到達目標の明確化・可視化

(2) 定期的な点検・評価

- ・中期計画に基づき、毎年度、具体的な事業目標を設定し、「実行」、「点検評価」、「改革・改善」の PDCA サイクルの実施
- ・自己点検評価・外部評価の実施、結果の公表、評価結果に基づく改善策の検討・

実施

・第三者評価の受審、「適格」認定の取得、評価結果に基づく改善策の検討・実施

＜看護学部・看護学研究科修士課程＞

これらを踏まえた上で、令和2（2020）年に「日本赤十字広島看護大学における教育の内部質保証に関する方針」（以下、「方針」という。）を策定している。（資料2-1）

本学は、看護学単科の大学及び大学院であり、この方針は全学の方針として策定し、教育の質保証に関する活動の中心となる教育の質保証委員会と自己評価・点検委員会についても全学の組織として設置している。（資料2-2、資料2-3）

この方針では、内部質保証システムを機能させることにより、恒常的に自らの責任で大学の教育・研究活動の改善・改革を行うという目的を明示している。

その方法としては、学長が教育の質保証委員会と経営会議を連携させて運営し、中期計画とそれに基づく各年度事業計画を策定してそれに拠り教育研究活動を実施し、学生・教職員アンケートやIR（Institutional Research）情報も活用してPDCAサイクルを回し、取組と改善を推進するとしている。

また、関係する学内組織の役割とその分担、指示と報告の方向も示し、情報の公開についても明記している。（資料2-1）

さらに教育の質保証委員会において自己点検・評価要領を制定して具体的な手順や様式を定め、学内組織が統一された方針と手続・運用により内部質保証の取組を進めることができるよう体制を整備している。（資料2-4）

【事業計画】

上記の方針に従い、毎年度、事業計画を以下のとおり作成する。

- ①学部・大学院の各委員会と部局（以下、「各委員会等」という。）は毎年3月までに次年度の事業計画を議論し、素案を作成して自己点検・評価委員会に提出
- ②自己点検・評価委員会では、提出された素案について、中期計画との整合や関係する分野間の調整、目標の妥当性を協議・確認して案を教育の質保証委員会に提出
- ③教育の質保証委員会では、委員が所属する委員会の立場を離れて全学的な観点から意見を示して協議し、最終案を経営会議に提出
- ④4月の経営会議において、大学運営の責任者である学長の視点で最終案を精査・協議し決定し5月に学内に公表

決定した計画は所管の委員会等が実行し、以下のとおり点検・評価を行う。

【自己点検・評価アンケート】

- ①自己点検・評価委員会は、2月にその年度の卒業生に、3月に全教職員に対して自己点検・評価アンケートを実施し、結果を取りまとめて教育の質保証委員会に報告
- ②教育の質保証委員会でアンケート結果を確認し、各委員会等に分析とそれを踏まえた対応の検討を指示。同時に学内に公表。
- ③4月から5月にかけて各委員会等は、アンケート結果を分析し改善に向けた対応を協議して教育の質保証委員会に報告

- ④教育の質保証委員会でさらに協議し、事業計画を実施するなかで必要な改善・改良について助言・指示。必要があれば事業計画の見直しを助言・指示

【中間点検】

- ⑤自己点検・評価委員会は、9月に上期の事業の実施状況の中間点検を各委員会等に指示
- ⑥各委員会等は中間点検を実施し、ABC評価をつけて自己点検・評価委員会に報告
(A:計画を上回って実施 B:概ね順調に実施 C:十分に実施できていない)
- ⑦自己点検・評価委員会は中間点検の内容を協議し、評価の精査と水準合わせを行って教育の質保証委員会に報告
- ⑧教育の質保証委員会は、中間点検の内容を協議し、各委員会等に必要な事項を助言・指示

【最終点検】

- ⑨自己点検・評価委員会は、2月に年度の事業の実施状況の最終点検を各委員会等に指示
- ⑩委員会と学内組織は最終点検を実施し、ABC評価をつけて自己点検・評価委員会に報告
- ⑪自己点検・評価委員会は最終点検の内容を協議し、評価の精査と水準合わせを行って教育の質保証委員会に報告
- ⑫教育の質保証委員会は、最終点検の内容を協議し、各委員会等に次年度計画の検討に向けた必要な事項を助言・指示
- ⑬4月に教育の質保証委員会が年度の事業実施結果報告を最終調整して確定し5月に学内に公表

また、これらの対外的な公表については、6月に本学ホームページに、当該年度事業計画、前年度事業実施報告書、自己点検・評価アンケート結果をまとめて掲載している。(資料2-5【ウェブ】)

<看護学研究科博士課程>

博士課程は、学校法人日本赤十字学園が運営する5看護大学（日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学及び日本赤十字九州国際看護大学）（以下「構成大学」という。）の大学院看護学研究科にそれぞれ設置する共同看護学専攻として運営している。また、専攻長の下に各構成大学の研究科長等を構成員として大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会を設置し、全体を総括している。(資料2-6)

共同看護学専攻における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うため、連絡協議会のもとに共同看護学専攻自己点検・評価委員会を設置している。(資料2-7) この委員会は、共同看護学専攻の各委員会が各構成大学において実施した点検・評価および改善案についての報告を取りまとめ、連絡協議会に報告し、適宜意見交換を行っている。そして、自己点検・評価委員会として共同看護学専攻全体の改善項目、課題、各委員会の取り組みを点検報告書として取りまとめ、3月の連絡協議会にて報

告・協議し、PDCA サイクルを回している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

方針に基づき、次の組織・体制を整備している。

本学の内部質保証の推進のための組織は、学長がリーダーシップを発揮できるよう、学長が議長を務め大学に関わる重要事項を審議する経営会議を最上位の合議体とし、教学マネジメントと内部質保証機能の確立・強化を全学的に検討・推進する組織として教育の質保証委員会を設置している。

なお、両組織の円滑で強固な連携のため、教育の質保証委員会の委員長には学長を充てている。また、教育の質保証委員会には、全学的な議論や調整を行う機能を持たせるため、委員には経営会議の全員のほか、学部・研究科の関係する全ての委員会の委員長を充てている。(資料2-2)さらには事務局長以下、事務局の各課長を正式な委員に充てており、教育職員と事務職員が一体となって質保証活動を進める体制をとっている。

教育の質保証委員会の下には、自己点検・評価委員会を設置し、学内関係委員会等が原案を作成する年度計画と中間評価・達成評価を取りまとめ、目線合わせやレベル調整、を行うほか、毎年度の自己点検・評価アンケートの結果への対応状況の確認を行っている。(資料2-3)

また、内部質保証の取組を進める上で必要な現状分析や効果測定のためにIR推進委員会を設置し、教学に関するデータの集約・分析を行い、客観的な情報を整理して教育の質保証委員会に報告することとしている。なお、IR推進委員会は、統計的な処理だけの活動にならないよう教員も構成員とし、教育の観点からデータや指標の採否や相関性等を検討する体制としている。(資料1-29)

さらに、本学の卒業生の就職先や職能団体、自治体等から選任した委員からなる外部有識者会議を設置し、教育活動やその成果等について学外の立場から評価をいただくほか、内部質保証システムの改善点などについても意見を聴取している。(資料2-8)

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成、実施及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取組

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<看護学部・看護学研究科修士課程>

本学では学部と大学院看護学研究科修士課程においてそれぞれディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)

及びアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を策定している。（資料 1-5、資料 1-6）

これらの方針には、学部・看護学研究科修士課程ともに「教育理念・目的」を掲げており、その内容は、どちらも第1章で記載した本学の大学の理念である「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする」であり、全学としての基本的な考え方を踏襲している。

また、この目的の実現を目指し育成する人材像は、学部ではヒューマンケアリングに基づく看護を实践できる人材、大学院看護学研究科修士課程ではヒューマンケアリングの真の意味と価値を学修することで、質の高い教育・研究者と発展的に高度な看護し実践できる優れた人材としている。

点検・評価項目①で記述したとおり、看護学単科の大学・大学院である本学では、教育の質保証委員会とその下部組織である自己点検・評価委員会は全学共通の組織として設置している。また、教務委員会・入学試験委員会以外の委員会も全学共通の委員会である。これら両委員会も含めたすべての委員会等が中期計画と各年度事業計画のPDCAサイクルを回していく際には、教育の質保証委員会において、計画策定以降の各段階で確認、水準合わせ、助言、指示を行っている。教育の質保証委員会が担う、学長を中心とした全学的な教学マネジメント及び内部質保証機能の中心としての機能が発揮できる体制と運用をとっている。

なお、平成27（2015）年度に受審した認証評価においては、努力課題として「過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.22と高いので改善が望まれる。」が示された。

これに対して、入学試験委員会において議論を行い、教授会、経営会議で全学的・多面的な検討を行った結果、入学者数の設定目標を引き下げ、欠員を補欠繰上げで対応することを前提とするように改め、正規合格者数の抑制を実現した。

同協会に対しては、この取組を、令和元（2019）年度に改善報告書（資料 2-9）として提出し、再度報告を求める事項なしとされたところである。

一方で、平成30（2018）年度の入学定員に対する入学者比率は1.34となったことから、入学試験委員会では、中期計画及び事業計画に「入学定員及び収容定員の適切な管理」を追加する案を策定し、自己点検・評価委員会、教育の質保証委員会の議論を経て経営会議で決定し、組織的・継続的に取組を進めているところである。

また、自己点検・評価の結果については、客観性・妥当性を高めるため、前述の外部有識者会議において資料として提出して内容の確認と意見聴取を行っている。

<看護学研究科博士課程>

大学院看護学研究科後期3年博士課程は、日赤看護大学5大学による共同設置であり、5大学に共通する赤十字の理念である「人道（Humanity）」の実現を目指す掲げ、これを基にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを策定している。（資料 1-7）

また、点検・評価項目①で記述したとおり、共同看護学専攻自己点検・評価委員会を設置し、全体の改善項目と課題、各委員会の取り組みを点検報告書として取りまとめ、3月の連絡協議会で報告・協議し、PDCA サイクルを回している。(資料 2-10)

文部科学省からは、平成 28 (2016) 年度の設置時に留意事項 3 点が付されたが、同年 4 月の第 1 回大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会において対応を協議し、適切に対応している。(資料 2-11、資料 2-12)

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、優秀な学生を確保するとともに、社会に対する説明責任を果たしていくため、大学情報の積極的な発信と公開に努めている。

大学の様々な情報は、その内容に応じて、受験生、在学生、保護者、卒業生、医療・看護専門職及び一般向けのものに分類して、公表媒体の中核に位置づけている大学ホームページに、必要な情報を容易に取得できるように整理して掲載している。(資料 2-13【ウェブ】) また、必要に応じて、リーフレット、パンフレット、報告書等を作成して配布する方法も採っている。

学校教育法により公表が義務付けられている教育研究活動等の状況については、大学ホームページの「情報公開」のサイト(資料 2-14【ウェブ】)に、「教育研究活動等の状況」の項(資料 2-15【ウェブ】)を設けて一括公表しており、財務状況は、「財務公開」の項(資料 2-16【ウェブ】)を設けて、過去 5 年間の推移や状況の説明を公表している。

また、自己点検・評価結果についても、第 2 期大学評価において「大学基準に適合している」旨の認定を得た際の、平成 26 (2014) 年度に作成した自己点検・評価報告書及び平成 27 (2015) 年度に大学基準協会の認証評価を受けた結果を、「財団法人大学基準協会による機関別認定評価(大学評価)結果」の項(資料 2-17【ウェブ】)で公表している。

さらに、大学ホームページでは、毎年度策定する事業計画で定めた個々の取組について自らが PDCA サイクルを回しながら推進した結果を、「大学評価」の項で併せて公表している。加えて、令和元(2019)年度からは、卒業時に行っている学生アンケートの結果の公表も開始している。(資料 2-5【ウェブ】)

「大学評価」の項の公表情報は、自己点検・評価委員会が案を作成して教育の質保証委員会で審議し決定している。他の公表情報については、それぞれの情報の所管組織が作成し、大学ホームページの更新を担当する総務課・入試課において、精査して管理・更新している。また、その内容の放置や陳腐化を防ぐため、毎年 4～5 月に、事務担当者全員でホームページ掲載情報の一斉確認を行って、公表情報の正確性や信頼性の確保に努めている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

令和元（2019）年度からの中期計画では、「内部質保証」として（1）質保証システムの構築と点検・評価（2）定期的な点検・評価を柱建てに掲げている。

その活動の中心は、平成25（2013）年度に設置した教育の質保証委員会及び自己点検・評価委員会であり、いずれも全学的な組織として編成し活動している。（資料2-2、資料2-3）

現中期計画は、これまで構築してきた質保証システムを、より具体的な改革・改善を成果として出し続ける仕組みに向上させることを目指し、目標と評価・成果の可視化と公表に取り組むこととしている。

前述のとおり、毎年度、各委員会・組織が具体的な到達目標を示した事業計画を定め、実施して恒常的に点検・評価し、半期と通年で上記二つの委員会で全学的な観点から評価し、さらに必要な改善・改良を促すというシステムは概成した状況にあると考えている。（資料2-18）

また、これらの活動の成果について、学外から意見を聴く取組も進めている。まず、本学と関係が深い日本赤十字社の中国・四国ブロック各県支部・病院とは連絡協議会を定期的に開催し、本学の現況を報告し意見を聴取している。（資料2-19、資料2-20）このほか、意見の幅をより広げていくため、他大学や地域の自治体が参加する外部評価委員会（資料2-21）（現在は休止中）、地域の自治体、卒業生が多く就職する病院、看護の職能団体からなる外部有識者会議（平成28（2016）年度）を設置して、多角的な視点から本学の運営や取組などへの意見を聴取している。（資料2-22）

これら学内外の関係会議にあたっては、修学や就職の詳細なデータや卒業生アンケート結果等を提示し、根拠ある説明と報告を行うようにしている。

以上のとおり、本学は、内部質保証システムの適切性についての点検・評価と改善を続けている。

令和2（2020）年度は、COVID-19の感染拡大のなかで、大学活動における感染防止のみならず社会全体の感染防止に取り組まなければならないという極めて深刻な環境変化に見舞われた。このなかで、本学では、学生の学修を止めないために、4月当初からの休業を経て5月11日からは遠隔授業の開始、6月には広島県内でもいち早く対面授業と遠隔授業の組み合わせによる授業の実施に踏み切った。

この間、教務委員会をはじめとする各委員会・組織では、授業・実習の実施方法の工夫や感染が懸念される場面の消毒・換気等の具体的な対策を検討・実施した。さらに自己点検・評価委員会及び教育の質保証委員会において、年度事業計画の中間点検で対策に対する評価を行った上で、全学で継続的に取組を進めた。この結果、本学では、一部臨地実習を学内実習に切り替えざるを得なかったものの計画通り授業を行っている。

2. 長所・特色

5年間の中期計画を踏まえた年度ごとの計画を策定し、取組内容や到達目標を明確に設定して、半期の中間点検で進捗管理しながら、年度通年成果評価を行って翌年度の取組につなげるPDCAサイクルは定着している。

また、このプロセスでは、1学部・1研究科の看護学単科で規模は学部収容定員500名という本学の特性を活かし、機動的な組織運営と活発な議論、円滑で素早い方針と結果の周知を実現している。

また、計画と実施結果については大学ホームページにおいて公表しており、教育・研究・地域貢献・大学運営の改善・改革を着実に推進している。

3. 問題点

内部質保証のための方針及び組織・手続きについては概ね形作られたが、取組に対する効果検証についてはその仕組みや手法の確立は今後の課題である。

また、教職員に対する自己点検・評価アンケートでも、内部質保証の取組自体についての評価は比較的高いものの、その改善効果については確証が持てていないという結果が出ており、効果検証結果の見える化にも取り組む必要がある。

IR活動については、データの集約と分析は漸次拡大しているが、結果の具体的な活用とそこからのフィードバックによるデータの更なる充実を検討する必要がある。

ホームページを始めとする情報の公表により社会に対する説明責任は果たしているが、情報の種類や内容は志願者や大学関係者向けの標準的なものであり、今後、大学の存在と活動に対する社会的な認知を高めるための工夫が必要である。

さらに内部質保証システム自体の適切性の点検・評価を行うためにも、学外からの客観的な点検・評価を受ける仕組みを有効に機能させることも必要である。

4. 全体のまとめ

本学は、内部質保証の取組について方針を明確に定め、それを実施していくための組織・手続きについては概ね形作られており、学長がリーダーシップを発揮してPDCAサイクルを回す活動も定着し教職員の理解も進んでいる。

今後は、客観的なデータとエビデンス、また卒業生を受け入れる医療機関を始めとする外部の評価に基づく取組の効果検証を行い、大学自らが永続的に教育研究活動を改善し続ける仕組みを確立するよう取組を進めて行く。

第3章 教育研究組織

大学基準**〔教育研究組織〕**

3 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学>

本学は、「看護専門職の育成及び看護学の発展への寄与」を理念・目的とし、看護学を専攻する1学部1学科1研究科の単科大学である。

<看護学部>

大学の理念・目的を実現するため、看護学部を設置し看護学科を置いている。看護学部は、看護専門職の養成機関とそして「グローバルな視点に基づく豊かな人間性と幅広い教養、学問的基盤を涵養し、生命の尊厳と人類の叡智を基調としたヒューマンケアリングに基づく看護を実践できる人材の育成」を目的に掲げている。

看護学部における教育研究活動組織については、開学時から、授業を基本にした領域を設定し、一般教養科目を一般教養領域、専門基礎科目を専門基礎領域、専門科目を看護学の分野に対応させた7～8つの領域に区分してきた。（資料3-1）

また、平成26（2014）年度には、より大きな枠組みでの組織的、効率的な教育研究活動の実施を目的に大領域制を導入し、10の領域で組成する5つの大領域を設けた。

（資料1-2、資料1-21、資料3-2）

しかしながら、5年余りの運用でも大領域制は所期の効果が得にくいことから、教授会、経営会議で議論を重ね、令和4年度からは大領域を廃止することとしている。

（資料3-3）

また、課程として、ヒューマンケアリングに基づく看護の実践を幅広い分野で実現するため、保健師教育課程と助産師教育課程を設置している。

さらに、赤十字の救援活動を担い、国際的に活躍できる資質を備えた看護師育成の強化を目指し、国際救援・開発協力看護履修プログラムを設定している。（資料3-4【ウェブ】）

＜看護学研究科＞

大学の理念・目的を受けて、看護学研究科修士課程を設置し、「看護学の教育、研究ができる質の高い教育・研究者」の育成を目的に教育・研究者コースと、「発展的に高度な看護を実践できる優れた人材」の育成を目的に専門看護師（CNS）コースの2コースを設けている。

これらは、大学院設置基準第6条に基づき、教育研究者コースは9専攻分野、専門看護師（CNS）コースは4専攻分野を開講している。（資料1-23、資料3-5【ウェブ】）

看護学研究科後期3年博士課程は、赤十字の理念である「人道（Humanity）」の実現を目指し、学園の5大学による共同看護学専攻教育課程として設置している。（資料3-6【ウェブ】）

＜附置施設＞

附属施設は、ヒューマンケアリングセンター、図書館、情報センターを設置するほか、国際交流委員会と一体的に運用する国際交流センターを置いている。

ヒューマンケアリングセンターは、本学の教育の理念であるヒューマンケアリングに基づく看護の実践・研究を行う場として開学時に整備した。

当初は、教員による地域住民を対象とした公開講座・子育て支援・健康づくりのセミナー、現任の看護師等を対象とした研修会など、地域社会の保健・医療・福祉の向上を目指した事業を展開する場として活用した。

その後、平成21（2009）年度には、学内組織としてのヒューマンケアリングセンターを設置し、センター長のもとに認定看護師教育室と地域支援室を置いた。（資料3-7）

認定看護師教育室では、高齢社会の進展にともないニーズが高まる摂食・嚥下障害認定看護師の育成に向け、公益社団法人日本看護協会認定看護師教育機関の承認を受け、西日本では唯一となる摂食・嚥下障害認定看護師教育課程（定員30人）を開設し、令和3（2021）年度までに309人の修了者を輩出した。しかし、中・四国地域における当該認定看護師の充足・稼働状況、特定行為研修を組み込まないA課程の令和8（2026）年度での廃止、これらを受けた受講希望者の減少等の状況変化に鑑み、令和4（2022）年度は休講として今後の方向性について検討している。（資料3-8）

地域支援室では、地域の保健医療福祉に貢献し、地域住民の生涯学習拠点となるような様々な活動を展開している。具体的には①地域住民を対象とした赤十字救急法講習会やセミナー活動 ②看護職を対象とした研修会等の活動 ③本学と地元・廿日市市との間で締結した「包括的連携・協力に関する協定」に基づく各種事業を実施している。（資料3-9）

しかし、COVID-19の感染拡大を受け、令和2（2020）年度以降は対面での研修・講座や活動の縮小を余儀なくされている。（資料3-10、資料3-11【ウェブ】）

図書館は、学生・教職員に、学修・教育・研究上必要な資料や学術情報の収集、整備及び提供しており、卒業生を含む学外者にも生涯学習の場として開放している。（資料3-12、3-13【ウェブ】）

また、看護大学であることから看護学の蔵書を充実させており、この領域の専門書と学術雑誌類の収蔵点数（電子ジャーナル、データベースを含む。）は、単科大学とし

ではトップクラスで、学生一人当たりの貸出冊数もトップクラスの約 19 冊となっている。(資料 3-14【ウェブ】)

令和 2 (2020) 年度以降は、COVID-19 の感染拡大を受けて利用の制限を余儀なくされているが、基本的な感染予防対策の徹底により、学生への影響は最小限に止めている。(資料 3-15)

情報センターは、教育研究の充実に向けた情報化の推進と、教職員・学生の情報リテラシーの普及・向上を目的として設置している。(資料 3-16) 具体には、学内の情報処理システム及びネットワークシステムの整備・運用・管理にあたりとともに、インターネット利用ガイドラインを制定して活用ハンドブックを作成し、ガイダンスなどを通じて教職員への周知や学生への指導に当たっている。(資料 3-17)

国際交流センターは、学部の目的に掲げる「グローバルな視点に基づく豊かな人間性と幅広い教養、学問的基盤を涵養」するため、教育研究の国際交流の促進を図ることを目的に設置し、国際交流委員会と一体的に運営している。(資料 3-18、資料 3-19) 活動の具体は、海外友好校との交流や海外の大学・研究機関との教員、学生の交換教育、共同研究を所管し、なかでも国際交流協定を結んでいるフィリピン大学(フィリピン)、ラ・ソース大学(スイス)とは、短期研修や短期留学を通じて交流を深め、学生が世界に目を向けることに繋がる取組を進めている。(資料 3-20、資料 3-21)

その他の学内教育施設として看護シミュレーションセンターを整備し、看護教育開発委員会がその運営を担い、看護実践力の養成に活用している。(資料 3-22、資料 3-23)

以上のとおり、大学の理念と目的に掲げる人材の育成に向けて、学部・研究科や課程を構成し体系立てて教育を進めるとともに、社会情勢の変化にも的確に対応している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程の改正や看護を取り巻く環境変化に対応した教育研究組織の改編については、学長のリーダーシップのもとで、経営会議、教授会及び研究科委員会で検討している。(資料 3-24、資料 3-25、3-26)

過去、この検討により、看護学部における助産師教育課程の開設(平成 21(2009)年度)、大学院における専門看護師教育課程の開設(平成 22(2010)年度)、共同看護学専攻の開設(平成 28(2016)年度)等を行った。

なお、認定看護師教育課程については、令和 3(2021)年度に経営会議においてこれまでの取組と成果について分析、検討を行った結果、令和 4(2022)年度休講とし、今後について検討を行っている。

これに加え、令和 2(2020)年度以降、COVID-19 の感染拡大の影響を受けて地域支援活動が制限されたことも踏まえ、ヒューマンケアリングセンターの抜本的な見直しを図

るため、学長の特命として検討会議を設け、これまでの実績の評価と今後の在り方について検討を行い、方向性を取りまとめたところである。

また、グローバル化の進展するなかで本学でも国際交流委員会を設けて国際交流を推進してきたが、平成30（2018）年のラ・ソース大学（スイス）、平成31（2019）年のフィリピン大学（フィリピン）との国際交流協定の締結を機に、国際交流機能をさらに強化するため、令和2（2020）年には対外的な窓口として国際交流委員会と一体的に運用する国際交流センターを設置した。（資料3-18）

2. 長所・特色

本学の教育理念・目的に沿って、教育研究組織を設置し、学術の進展や社会の要請に対応して、教育研究組織の適切性を検証し、必要に応じて、その充実を図っている。

3. 問題点

教育研究組織が、大学の理念・目的という観点からみて十分に機能を発揮できているかの点検・評価については、根拠を明らかにしつつ継続して行う必要がある。

このため、IRの活用も含めて点検・評価の手法を整理して、内部保証システムのPDCAサイクルを回す取組を確立していく。

また、看護学研究科では、教育研究者を育成する大学院教育としての質保証に向けて、後期3年博士課程の指導教員体制の強化が急務となっている。

ヒューマンケアリングセンターは、開学以来、現任の看護職と地域社会への支援の拠点としてきたが、認定看護師課程の休講やCOVID-19の影響に伴う地域支援活動の展開手法の見直しの必要性という大きな変化が生じている。このため、令和5（2023）年度のリニューアルを目指し、現在、本学の教育理念を踏まえ、質保証システムも活用しながら新たな機能・形態の在り方を検討している。

4. 全体のまとめ

本学は、理念・目的を実現するため、必要な教育・研究組織を設置し、その成果を検証しつつ、状況に応じた組織の見直しを図り改善・向上を進めている。今後も、質保証システムを運用していくなかで、成果を検証しつつ根拠をもって継続的に活動を続けていく。

第4章 教育課程・学習成果

大学基準

〔教育課程・学習成果〕

- 4 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<看護学部>

本学は、学士課程から修士課程まで一貫して、生命の尊厳と人類の叡智を基軸とした「ヒューマンケアリング」を教育理念としている。この教育理念に基づき、学部の教育目標を6項目掲げ、学則に明示している。（資料1-2 第5条）その上で、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針として、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を策定し、卒業時に身につける6つの能力を「Campus Life Handbook」に明示している。（資料1-13、p.20）令和4（2022）年度からの改正カリキュラムでは、ディプロマ・ポリシーの見直しを行い、6つの能力を細分化し具体的に評価できるように変更した。（資料1-5）

ディプロマ・ポリシーに基づき、卒業認定に必要な単位を126単位（保健師教育課程選択者137単位。助産師教育課程選択者151単位）と定めている。また、学則に「学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する」とし、卒業認定と学位授与の要件を定めている。（資料1-2 第36・39条）

これらについては、「Campus Life Handbook」に、修得単位、授業科目の組み立て、3年次又は4年次への進級要件、卒業要件を明示している。（資料1-13、p.10～15、p.24～25）

公表については、教職員及び全学生に対して、「Campus Life Handbook」（資料1-13）を配付するとともに、4月の在学生ガイダンスや新入生ガイダンス等で周知をしている。社会に対しては、これらの情報を大学ホームページ（資料2-13【ウェブ】）のほか「大学案内」（資料1-19）等の印刷物を通じて、広く公表している。

<看護学研究科>

看護学研究科（修士課程）の教育目標は、修了時に修得すべき能力として6項目掲

げ、「履修ガイド」に明示している。(資料 1-23、p.12～13) ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針/育成する人材像) は、「本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格し、かつ次の能力を満たした者に修士 (看護学) の学位を授与します」としており、教育・研究者コースと専門看護師コースとして、それぞれに必要な能力について示している。

(資料 1-23、p.12～13) また、学修の評価、修了認定基準等について、大学院学則 (資料 1-21、第 26～31 条) に定めている。

看護学研究科 (修士課程) の「所定の期間」「修了要件となる単位数」については、「教育・研究者コース」では、「2 年以上在学」「指定された授業科目について 30 単位以上を修得」と、「専門看護師コース」では、「2 年以上在学」「40 単位以上を修得」と、コースごとに示している。(資料 1-21、p.7) 専門看護師コースの学位授与方針は、専門看護師教育課程認定課程及び同細則が定める教育課程の基準に適合している。

看護学研究科 (後期 3 年博士課程) の教育目標は、修了時に修得すべき能力として 4 項目掲げ、かつ 5 大学が共同して教育を行い養成する人材として「履修ガイド (共同看護学専攻博士課程)」に明示している。(資料 1-24、p.1) ディプロマ・ポリシーは、「修了要件となる単位を取得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、次の条件を満たすものに博士 (看護学) の学位を授与します」と示している。(資料 1-24、p.1～2)

看護学研究科 (後期 3 年博士課程) の「所定の期間」「修了要件となる単位数」について、課程修了に当たって満たす必要のある要件について、「修業年限は 3 年とする」「長期履修制度の導入により 4 年とすることができる」「修了に必要な単位数は 15 単位以上」と示している。(資料 1-21、p.7)

公表については、教職員及び大学院生に対して、「履修ガイド」(資料 1-23)、「履修ガイド博士課程」(資料 1-24) を配付し、大学院入試説明会や新入生ガイダンス、在学生ガイダンス等で周知をしている。社会に対しては、これらの情報を大学ホームページ (資料 1-9【ウェブ】、資料 1-10【ウェブ】) のほか「大学案内」(資料 1-22) 等の印刷物を通じて、広く公表している。

以上のとおり、本学では、看護学部及び看護学研究科 (修士課程)、看護学研究科 (後期 3 年博士課程) のいずれにおいても、授与する学位ごとに、学位授与方針を適切に定め、公表している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記の内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定 (授与する学位ごと) 及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<看護学部>

看護学部の教育目標・ディプロマ・ポリシーを踏まえて、掲げる6つの能力の獲得に向け、ヒューマンケアリングに基づく看護実践能力が身につくよう以下の考え方でカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）を策定している。（資料1-5）

- i) 教育理念の基軸を《生命の尊厳》と《人類の叡智》を基調とした《ヒューマンケアリング》としている。
- ii) ディプロマ・ポリシーとして、「生命の尊厳と人間の基本的権利を尊重できる豊かな人間性」と「ヒューマンケアリングの理念に基づく看護実践能力」と「多職種との連携を図り、看護の担うべき役割を果たすことのできる能力」と「国際的に貢献できる基礎的能力」と「赤十字の理念を理解し、人道的に社会貢献できる能力」と「看護の現象を科学的に探究し、看護学の発展に貢献できる基礎的能力」の6つの能力を明示している。
- iii) 教育理念にもとづき、ヒューマンケアリングを実践するために、「人間を理解する」「知を深める」「関係を深める」と、これらの学問的基盤を統合し実践へと導く「技を駆使する」の4つの領域でカリキュラムを編成している。
- iv) 上記の4領域に対して、授業科目と単位数を配置して教育課程を区分している。科目区分は、「一般教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3つである。履修科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に区分している。卒業要件及び必修・選択科目の量的配分については、「Campus Life Handbook」に明示している。（資料1-13、p.24～25）科目区分、必修・選択の別、単位数は、「Campus Life Handbook」の授業科目一覧表に明示している。（資料1-13、p.10～11）
- v) 赤十字の理念を理解し、人道的に貢献できる能力を身につけるために、赤十字の理念を理解する授業科目が必須科目であることを明示している。

公表については、教職員及び学生に対して「Campus Life Handbook」（資料1-13）を配付し、新入生ガイダンス等で周知をしている。社会に対しては、これらの情報を大学ホームページ（資料2-13【ウェブ】）のほか「大学案内」（資料1-19）等の印刷物を通じて広く公表している。

<看護学研究科>

看護学研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、次のとおりのカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）を策定している。（資料1-6）

看護学研究科（修士課程）の教育課程のカリキュラム・ポリシーを履修コースごとに明示している。（資料1-23、p.12～14）平成30（2018）年4月からの教育課程の変更に伴い、教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが整合するように設定した。教育課程の体系、教育内容については、まず、コースごとに概要を示し、各専攻分野についての説明をしている。（資料1-23、p.15～17）さらに、教育課程全体が一覧で理解できるように、授業科目名、配当年次、必要単位数などを明示した表及び図（カリキュラムマップ）を示している。（資料1-23、p.18～21）各授業科目について、授業概要としてまとめ、全体を理解して科目選択できるようにし、各コース・専門分野ごとに、履修モデルを示し、大学院生が教育課程を理解して、課程修了までの学修計画立案の支援になるように工夫している。（資料1-23、p.31～39）授業形態は、

各科目の授業概要及びシラバスに明示している。(資料 1-23、p.22～30、p.71～164)

看護学研究科(後期3年博士課程)の教育課程のカリキュラム・ポリシーを策定しており、「履修ガイド(共同看護学専攻博士課程)」に明示している。(資料 1-24、p.2) 教育課程の体系、教育内容、授業形態については、教育課程の特色を説明し、授業科目の一覧及びカリキュラムの表を作成し明示している。(資料 1-24、p.2～6、p.23) また、大学院生が課程修了までの履修科目の選択、学修計画立案ができるよう履修モデルを示している。(資料 1-24、p.7)

公表については、教職員及び大学院生に対して「履修ガイド」(資料 1-23)、「履修ガイド博士課程」(資料 1-24)を配付し、大学院入試説明会や新入生ガイダンス等で周知をしている。社会に対しては、これらの情報を大学ホームページ(資料 3-5【ウェブ】、資料 4-1【ウェブ】)のほか「大学案内」(資料 1-22)等の印刷物を通じて広く公表している。

以上のとおり、本学では看護学部及び看護学研究科(修士課程)、看護学研究科後期3年博士課程)のいずれにおいても、授与する学位ごとに、学位授与の方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針を作成して公表し、また両者については適切な関連性が確保されている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次制及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年度教育、高大接続への配慮(学士)
- ・教養教育と専門教育の適切な配置(学士)
- ・成績評価と学位授与の適切性(博士・修士)
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

以下、評価の視点の細目ごと(一部は括りあり。)に記述する。

<看護学部>

(1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

本学では、開学時よりヒューマンケアリングを基軸とする教育理念に基づき教育課程を編成し教育活動を実施してきたが、平成25(2013)年には継承した考え方を明文化するカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)を策定した。(資料 1-5)

一方、本学はその前年の平成24(2012)年度にはカリキュラム改正を行っていた

が、カリキュラム・ポリシーを明文化することで、同ポリシーに掲げる「人間」を理解する領域、「知」を深める領域、「関係」を深める領域、「技」を駆使する領域の4領域と、改正後のカリキュラムの科目との整合性が不明確となっている部分があることが顕在化した。

これに加えて、以下のような環境の変化が生じてきた。

- ・教授内容については、地域包括ケア推進の時代において、今日の多職種連携に必要な能力育成をカリキュラムに反映させることが必要であること
- ・平成29(2017)年に文部科学省の大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会から示された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」(資料4-2)や、日本看護系大学協議会から示された「看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」(資料4-3)の内容を踏まえるべきであること
- ・社会的要請として、学生の社会人基礎力及び看護実践能力をさらに強化する必要があること

このため、平成29(2017)年度より、教務委員会やプロジェクトを中心として、全学的に現行カリキュラムの見直し、改正に向けて検討を積み重ねた。

平成30(2018)年度には、FD・SD研修において大学教育におけるカリキュラムの動向と本学のカリキュラム改正について全教職員に周知し、令和元(2019)年度にはカリキュラム改正委員会を発足しカリキュラム・ポリシーを踏まえて検討を行うとともに、FD・SD研修として全学的にカリキュラム評価及びカリキュラム改正に向けて意見交換を行った。

その結果、科目についてはカリキュラム・ポリシーが掲げる4領域との整合を明確する、ディプロマ・ポリシーについて能力別にI～IVのレベル別到達の目標を明確にして科目との関連性をわかりやすく示す、幅広い教養を身に付けるように教養科目を追加する、看護実践能力の向上のために領域別科目において演習を強化するなどの内容を整理し、これを踏まえた教育課程の再編を内容とする学則の改正を令和3(2021)年4月に文部科学省に申請し、令和4(2022)年2月に承認を得たところである。

(2) 教育課程の編成に当たっての順次制及び体系性への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置

順次性のある授業科目の体系的配置を図るため、1年次に基礎的な科目の配分を多くし、学年の進行に従って、より専門的な科目を配置している。1年次は人間形成及び学問全般の基盤となる一般教養科目、保健・医療・福祉など看護学を学ぶための基盤となる専門基礎科目を配置している。専門科目の中でも「看護学概論Ⅰ・Ⅱ」、「基礎看護学実習Ⅰ」、「成人看護学Ⅰ」など基礎的な科目を学び、看護学に関心をもつことができるように配慮している。また、「情報リテラシー」、や「文章表現法」、「基礎ゼミ」などにおいて、コンピューターやネットワークを活用した文書作成や文献検索など、大学で学修する方法を修得できるようにしている。(資料1-13「Campus Life Handbook」、p.10～15) 2年次から専門基礎科目と専門科目を多く配置している。これらは看護学を理論と実践が統合されたものとして学修し、学問として探究する資質を育むための科目である。3年次では各専門領域の「看護学実習」

や「看護管理学」、「研究方法」などの科目を学修するよう配置している。4年次では「看護教育学」や「卒業研究」、「総合看護実習」など、4年間の学修の統合をめざした科目を設けている。(資料 1-13「Campus Life Handbook」、p.10～15)なお、専門基礎科目、専門科目においては履修の系統性を持たせて学年指定を行い、必修・選択必修による制限を設けて、看護学領域で必要な科目を系統的に履修できるように配慮している。(資料 1-13「Campus Life Handbook」、p.10～11)

本学の教育課程は、「人間」を理解する領域、「知」を深める領域、「関係」を深める領域及び「技」を駆使する領域の4領域から編成している。それぞれの領域における授業科目は、一般教養科目、専門基礎科目及び専門科目に区分している。(資料 1-13「Campus Life Handbook」、p.21～22)一般教養科目は、人間形成及び学問全般の基盤となる分野である。専門基礎科目は、保健・医療・福祉など看護学を学ぶための専門的基盤となるものである。専門科目は、看護学を理論と実践が統合されたものとして学修し、学問として探究する資質を育むための科目で、この専門科目は、さらに、基礎看護学、発達看護学、応用看護学の3つに区分されている。そのうち、発達看護学は、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学に、応用看護学は、精神看護学、地域看護学、在宅看護論、広域看護学(看護管理学、看護教育学、国際看護学、災害看護学)に区分されている。

このように、順次性、体系性に配慮して教育課程の編成が行われている。

(3) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位制度の趣旨に沿った単位の設定については、単位の算定基準を明示し、必要な学修量が確保できるように設定している。(資料 1-2 学則第 25 条及び資料 1-13「Campus Life Handbook」、p.24～25)また、ディプロマ・ポリシーに提示する卒業認定の「所定の単位」については、卒業要件として修得すべき単位数を具体的に明示している。(資料 1-13「Campus Life Handbook」、p.25)

(4) 個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容及び方法は、シラバスを毎年更新し学生に示しており(資料 1-15【ウェブ】)、学生に提示する前には教務委員会で、必要な内容が含まれているかを確認し必要に応じて修正している。

(5) 授業科目の位置づけ(必修、選択等)、各学位課程にふさわしい教育内容の設定

各科目は、その目標・内容に応じて、ヒューマンケアリングという教育理念のもとで互いに関連付けられ、体系的に4つの領域に配置されている。一般教養、専門基礎、専門といった科目区分による順次性にとどまらず、すべての授業科目が4つの領域に位置づけられていることによって、より科目間の関係性が明確となり、教養教育から専門教育へとつながる学士課程教育としての実質化を図っている。(資料 1-13「Campus Life Handbook」、p.21～22)

教養教育から専門教育への導入に関しては、1年次の履修科目に赤十字の理念や歴史について学ぶ「赤十字の歩みと活動Ⅰ」、ヒューマンケアリングについて自らの活動をポートフォリオに記録しながら実践的に学ぶ「看護学概論Ⅱ」などの科目をおき、専門教育への動機づけを図っている。(資料 1-13「Campus Life Handbook」、p.10～15)看護学部の教育課程は基礎的な看護実践能力の獲得を目指して編成して

おり、カリキュラム・ポリシーに明示している。(資料 1-13「Campus Life Handbook」、p.21～22) 具体的には、人間の本質や生命の尊厳を理解し、科学的かつ研究的思考能力を身につけ、人間と人間との関係を築くためのコミュニケーションを学び、学習を統合してヒューマンケアリングの実践ができる能力の獲得を目指している。これらの能力は、大学設置基準第 19 条に示されている学士課程教育の趣旨とも合致している。

また、教育課程にふさわしい教育内容を提供していくため、学生の学習成果をポートフォリオ(資料 4-4) や OSCE (Objective Structured Clinical Examination : 客観的臨床実践能力試験) の導入による看護実践能力の多面的な評価によって測定している。

そのほか、社会のニーズに対応した、「ヒューマンケアリング」を実践する看護師を育成するため、次の 2 つの特色ある取組を行っている。

i) 平成 21 (2009) ～23 (2011) 年度文部科学省教育支援事業の学生支援プログラム「看護学生のための早期離職予防シミュレーション・ナビゲーター」(資料 4-5) により、次の 4 つの新たな教育方法を取り入れている。

①ICT を活用して VOD (Video On Demand : 看護技術学修用動画) 教材の作成などにより、学生が自宅からも視聴できるシステムを整備した。(資料 4-6)

②看護シミュレーションセンターの設置により、医療現場を再現した環境で、患者の病状を再現できるシミュレーターや医療機器、ならびに教育用に独自にカスタマイズした電子カルテなどの機器を用いて学修できる環境を整備し、シミュレーション教育を進めている。

③本学独自のプログラムを開発して模擬患者の養成を行い、演習及び OSCE に活用している。

④看護学実習前と卒業前に OSCE を行っている。本学の OSCE は成長実感型 OSCE と名付けて、実施後のフィードバックを重視し、学生自らが成長を実感し課題を明確にできるようにしている。また、OSCE の評価は臨床看護師の協力を得て、教員と二者で行っているものがあり、学生がより臨床に密着した実践的な学びをできるように工夫している。プログラムの終了後は、一部の看護学実習前に実施を継続している。(資料 1-19、p.16、資料 4-7【ウェブ】)

ii) 平成 21 (2009) ～23 (2011) 年度文部科学省教育支援事業の大学支援プログラム「もっと世界とクロスする救援ナースの育成」(資料 4-8) に取組み、国際救援・開発協力看護師としての基礎的能力を育成するための教育課程を編成した。その結果、平成 24 (2012) 年度には、本学の特色の一つである「国際救援・開発協力看護師コース」を開設した。同コースは令和 3 (2021) 年度に「国際救援・開発協力看護履修プログラム」と名称変更をしたが、特化した科目 14 科目について履修モデルを作成し、学部 4 年間にわたるように履修している。(資料 1-13、p.15、資料 4-9) 令和 3 (2021) 年度は、4 年次 11 名、3 年次 14 名、2 年次 12 名、1 年次 13 名の学生が履修している。(資料 4-10)

また、近年、チーム医療の推進がなされているが、本学は単科大学であり、学内で多職種連携の学修をし難い状況にある。そのため、地域包括ケアとチーム医療を

学生が体験的に学べるよう、文部科学省の平成26(2014)年度課題解決型高度医療人材養成プログラム「施設と地域をつなぐ看護教育モデルの創成ーアクティブ・ラーニングを基盤とした共育ー」の申請に全学をあげて取り組んだ。(資料4-12)申請は不採択であったが、必要な教育内容であるため、令和4年(2022)年度からの改正カリキュラムでは、専門基礎科目に「多職種連携論」を新設し、1年次の看護の基盤実習Iでは、「地域で生活する人々の理解」のための実習に変更することとしている。

(6) 初年度教育、高大接続への配慮

高大接続への配慮は、アドミッション・ポリシーに4項目を提示していることが挙げられる。同時にこのポリシーには、高等学校における科目履修において、「国語・数学I・数学A・生物I・化学I・英語」の6科目の選択が望ましいことを提示している。(資料1-5)

さらに、本学への入学が決定した高校生に対し、入学前の準備学習として、

- ・1年次に学習する「授業概要(シラバス)」を配付し読ませる
- ・高等学校で履修を推奨する科目「国語」「数学I・数学A」「化学基礎」「化学」「生物基礎」「生物」「英語」の学習内容の復習
- ・課題作文の作成

という課題を提示している。(資料4-11)

なお、課題作文については、入学後にチューター教員がコメントを付して返却している。

また、理科の2科目については、理系・文系といった高等学校における科目群選択の結果、すべての入学生が履修しているわけではないため、「生物学概論」、「化学概論」の2科目を中等教育から高等教育への橋渡し科目として、1年次の選択科目に位置づけている。(資料1-13、p.10~11)このことは、入学後に、入学時のオリエンテーションやチューター教員による個別履修指導などで周知している。

初年次教育については、平成23(2011)年度までは、1年次に一般教養の担当教員による「基礎ゼミI」、2年次に専門基礎の担当教員による「基礎ゼミII」として開講していた。これは導入教育から専門教育への連携が図られていた一方で、科目担当者の配置の関係で各学年の前後期に分けての開講となっており、後期に受講する学生にとっては大学教育への円滑な導入という点で課題があった。そこで平成24(2012)年度より、「基礎ゼミ」の初年次教育としての効果を高めるという観点から1科目に統合し、1年生の前・後期に通年科目として配置している。(資料1-13、p.10~11)

また、本学の特色である赤十字の理念に関する学修をより深めるため、平成24(2012)年度のカリキュラムにおいては、「赤十字の歩みと活動」を「I」と「II」に分け、導入とまとめという役割を持たせて1年生前期と4年生後期に配置した。(資料1-13、p.10~11)

加えて、初年次教育である「看護学概論II」では、本学の教育理念であるヒューマンケアリングを学修している。

なお、1年次では、少人数でのきめ細かな授業を行うことで、本学における学修

の目的を明確にしている。

(7) 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

教育課程の編成については、一般教養・専門基礎・専門の教員により構成された教務委員会において、教育課程の運用、検証を行っている。(資料4-13) また、各課程にふさわしい教育内容を提供しているかについては、教務委員会や教授会において定期的に検証している。(資料4-14) また、令和2(2020)年度の内部質保証推進体制の整備で教育の質保証委員会の任務として「教育課程編成に係る方針策定及び検討・評価に関すること」が改めて整理されたため、同委員会においても、令和4(2022)年度から実施する新しいカリキュラムに向けたカリキュラム・ポリシーを策定し、運用開始後に検証・評価を行うこととしている。

(8) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、2年次に「ヒューマンケアリング特論」という科目を置き、ボランティア活動に関する学習と参加体験を通して、ヒューマンケアリングを行う際のプロセス、知識・技術の応用、関係形成やコミュニケーションのあり方、倫理的課題とその対応について学べるようにしている。また、4年次には「キャリアディベロップメント論」という必修科目を置き、専門職としての自己の能力を開発し高めていくための知識・方法を修得できるようにしている。

以上のとおり、本学の学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき編成されており、順序性及び体系性に配慮された学位課程に基づいた授業科目を開設し、体系的に編成されている。

<看護学研究科>

(1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

(2) 教育課程の編成に当たっての順次制及び体系性への配慮

本学は研究科に修士課程と後期3年博士課程を設置している。修士課程は5領域・9分野を配置している。

修士課程では、学位授与方針に基づき、「教育・研究者コース」「専門看護師コース」に分けて専攻領域及び専攻分野を設けている。平成30(2018)年度に教育課程の編成改正を行った。また、専門看護師コースでは、平成30(2018)年度に日本看護系大学協議会の38単位教育課程の認定を受けている。教育課程の編成・実施方針に基づき、教育・研究者コースでは、必修の共通科目として3科目6単位、選択の共通科目として5科目10単位以上、専攻領域及び専攻分野の特論と演習として3科目6単位必修6単位、特別研究ⅠⅡⅢ8単位を置いている。専門看護師コースでは、共通科目Aの必修・選択必修科目として8単位以上、共通科目Bの必修科目として3科目6単位、専攻分野の科目として7科目14単位、実習として10単位、課題研究として1科目2単位を置いている。順序性及び体系性を考慮し、研究と実習・講義のバランスが取れた教育課程としている。(資料1-23、p.18)

また、科目は、学修の目的に応じて講義科目、演習科目、実習科目で構成してい

る。修士課程の修了要件は大学院学則（資料 1-21）、日本赤十字広島看護大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）履修規程（資料 4-15）に則り、教育・研究者コースは 30 単位以上を修得し、修士論文審査と最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位を授与している。専門看護師コースは 40 単位以上を修得し、課題研究審査と最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位を授与している。また、専門看護師コースでは、平成 30（2018）年度に日本看護系大学協議会の 38 単位教育課程の認定を受けている。

後期 3 年博士課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、研究教育分野ごとに特論、演習科目を配置し、共通科目、専門科目、演習、合同研究ゼミナール、特別研究で科目を構成している。また、学位論文の指導には共同大学院で複数教員による組織的・計画的な指導体制をとっている。後期 3 年博士課程の修了要件は、大学院学則（資料 1-21）、日本赤十字広島看護大学大学院看護学研究科共同看護学（博士課程）履修規程（資料 4-16）に則り、必要な単位を修得したものが博士論文の審査を受けることができ、最終試験に合格した者に博士（看護学）の学位を授与している。

修士課程及び後期 3 年博士課程のどちらも大学院生に履修モデルを示し、計画的に履修ができるようにしている。

（3）単位制度の趣旨に沿った単位の設定

研究科における授業科目の単位数は大学院学則（資料 1-21）に基づき、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、講義及び演習は 15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位、実験、実習及び実技は 30 から 45 時間までの授業をもって 1 単位とするように定めている。

（4）各学位課程にふさわしい教育内容の設定

教育内容の設定は、カリキュラム・ポリシーに基づき行われており、大学院教務委員会で内容の適切性を確認している。特に修士課程の「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」「課題研究」については、教育内容と評価基準を大学院教務委員会並びに研究科委員会で審議し、統一した内容と基準で実施するとともに、履修ガイドで受講者が確認できるようにしている。また、全科目で科目の終了時に受講者による授業評価アンケートを行っており、教育内容の改善に反映させている。受講者が履修選択をする際に教育内容を確認できるように、履修ガイドにシラバスを掲載している。（資料 1-23、1-24）

（5）成績評価と学位授与の適切性

研究科における成績評価については、各科目責任者が科目ごとにシラバスで提示している内容・方法に基づき、成績評価を行っている。講義、演習、実習の単位は、大学設置基準に定められた単位制度に沿って設定している。また、単位認定の際には、単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性を、修士課程では研究科委員会、後期 3 年博士課程では共同看護学専攻連絡協議会で審議し、決定している。単位認定は前期・後期の 2 期に実施し、単位認定終了後、学生に成績表を配付している。

既修得単位の認定に関しては、修士課程では、大学院看護学専攻（修士課程）既

修得単位認定規程（資料4-17）に基づいて、認定を申請した授業科目の内容、授業形態、単位等を大学院教務委員会で検討した後、研究科委員会において決定している。後期3年博士課程では、「履修ガイド博士課程」（資料1-24、p.5）に記載のとおり、「共通科目」「専門科目」を対象に、入学時のみの適用し、共同看護学専攻教務委員会で検討した後、大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会において決定している。

修士課程の学位授与に関する審査は、一次審査、二次審査によって行われている。一次審査は主査1名、副査2名（うち、主指導教員1名）の計3名の教員により、修士論文の審査をする教育・研究者コースでは、修士論文審査基準、課題研究の審査をする専門看護師コースでは、課題研究審査基準に基づき実施している。また、最終試験は、一次審査に併せて実施し、論文内容や表現力、大学院での学び等に対する質問への回答等により総合的に判定している。なお、専門看護師コースの場合には、最終試験に専門看護師の役割に関する試問が含まれる。（資料1-23、p.183～184）

後期3年博士課程の博士学位論文審査・最終試験は、共同看護学専攻連絡協議会により、専門委員会が設置される。専門委員会の構成は、主査1名、副査4名（うち、主・第1副研究指導教員の2名を含む）5名であり、学位論文審査基準（資料1-24、p.11）に則って審査を受ける。専門委員会で合格となれば、学位審査委員会で可否判定案が検討され、合格となれば、連絡協議会において可否及び修了の判定がされる。（資料1-24、p.12）

以上のとおり、本学の看護学研究科（修士課程）、看護学研究科（後期3年博士課程）は、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成し、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：各学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習効果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ・適切な履修指導の実施 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（学士） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（博士・修士） ・学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<看護学部>

看護学部において、単位の実質化を図るための措置として、キャップ制を設け、1年間に履修登録できる単位数の上限として年間50単位までとし、GPA3.0以上の場合は6単位までの追加が可能としている。(資料1-2 第27条、資料1-13、p.29) また、本学では、学修の順序性及び体系性を重視し、単位修得状況に応じた先行履修要件を設けている。さらに、GPAは保健師教育課程及び助産師教育課程の選抜基準に活用している。(資料4-19、資料4-20)

「Campus Life Handbook」(資料1-13)には、授業科目一覧と各課程の履修モデルを掲載し、各科目のシラバスはWebシラバスによって提示している。シラバスには、授業開講年度、配当年次、授業形態、単位数、担当教員名、ディプロマ・ポリシーとの関連性、授業の概要、到達目標、文献、予習・復習の時間、課題に対するフィードバック、受講生へのメッセージ等を明示している。また、シラバス作成に当たり、各科目責任者はシラバス作成要領に基づいて作成し、教務委員会がシラバスチェックリストを用いてシラバス内容の点検評価を実施している。(資料4-21)

授業形態については、講義や演習では、学生の主体的な学修を促進するためのアクティブ・ラーニングを取り入れ、討議、グループワーク、学生によるプレゼンテーション等を行っている。実習は、1グループ学生6名程度の編成とし、各グループに実習担当教員を配置し、実習施設の臨床指導者と協働しながら、実習指導を行っている。実習担当教員だけでなく、教授や准教授も臨地を巡回し、カンファレンスに参加し、実習担当教員の運営や学生指導を確認しながら、教育を行っている。

また、看護実践場面のシミュレーション演習を積極的に導入し、看護教育開発委員会においてシミュレーション教育におけるシナリオの体系化に取り組み、各学年の到達目標をふまえてシミュレーション課題を段階的に設定したうえで、シナリオ作りを行っている。(資料4-22) 令和3(2021)年度からは看護シミュレーションセンターにおける学生の主体的・実践的な学びを支援するために、シミュレーションを用いた学習会の企画・運営に取り組んでいる。(資料4-23)

令和2(2020)年度からはCOVID-19に対する感染予防のために対面授業と遠隔授業のハイブリッド方式での授業形態が必要になってきた。ICTの効果的な活用の推進のために、看護教育開発委員会が「ICT通信」を教員に発行し、ICTツールと授業での活用事例を紹介している。(資料4-24) さらに、4年生末の3月に「卒業前スキルアップ」演習を開催し、主体的に参加した学生が卒業前に復習しておきたい看護基本技術を実施し、教員が助言している。(資料4-25)

履修指導については、入学時及び各学年開始時のガイダンスを教務委員会が実施している。さらに、チューター制度を導入し(資料4-26)、教員1名が学生10~15名程度を受け持ち、セメスター毎に単位修得状況や履修計画を確認し、GPAや学内順位、学修行動調査結果を用いて学修指導を行っている。学習行動調査結果は、学生の学修時間や方法などの現状をチューターが把握し、学修意欲向上への動機づけとして学修指導にいかす目的で使用している。(資料4-27)

授業形態に配慮した1授業当たりの学生数は、1学年を少人数のグループに分けて複数の教員が担当したり、学生数の多い学年についてはダブルクラスでの授業を行っ

たりしている。

授業内容とシラバスの整合性の確保については、科目ごとに授業評価アンケートを実施し、アンケート結果に対して学生へのフィードバックを行い、アンケート結果を教務委員会及び教授会で共有し、授業改善につなげている。「授業評価アンケート」(資料4-28)、「授業評価アンケート結果」(資料4-29)さらに、本学では令和元年度から教職員間の授業参観を設け、参観した教員の意見と担当教員からのフィードバックによって相互評価を行っている。(資料4-30)

令和2(2020)年度に整備した「教育の内部質保証に関する方針」により、教育の質保証委員会が全学内部質保証推進組織とされ、同委員会が教授会、教務委員会、看護教育開発委員会、IR推進委員会、FD・SD委員会、研究推進委員会等と連携をとりながら、教育評価のためのデータ収集とその評価を行っていくこととしている。

COVID-19の感染拡大時であっても学習を継続し、教育効果を落とさないために、まずは学生自身が体調管理表(資料4-31)に体調を記録し、感染地域への移動等を控えるよう促した。学内での対面授業では、3密にならないよう大ホールの利用やサテライト中継を行い、学生間の距離を保つことができるよう環境を整備した。また、緊急事態宣言下では学内に入校不可となったため、オンデマンド型やリアルタイムによるオンライン授業を実施した。学生へのオンライン授業によるアンケート(資料4-32)を取り、学生の自宅でのオンライン環境やオンライン授業の効果や課題を見出し、通信環境や授業方法、資料配布等の改善を行った。また、実習ではCOVID-19によって実習施設からの受け入れが中止となり、実習施設への配置や実習時期・期間の変更を行ったが、臨地での実習を行うことができない場合には学内実習を行った。学内実習においても、3密にならないよう教室の確保と換気、手洗い、マスク・アイシールドの装着、昼食時の黙食の徹底を実施した。これらの看護学部の教育活動に係るCOVID-19への対応・対策によって、大学での活動を介した学生および教職員の感染者の発生はなかったが、感染対策は継続している。

<看護学研究科>

看護学研究科においては、履修ガイドにコース・専門領域・専攻分野別のカリキュラムマップや授業概要及び履修モデルを掲載し、入学時及び各学年開始時のガイダンスや指導教員による履修指導の中で、年次に必要な履修科目と単位数、修了までに必要な単位数等の確認を行っている。(資料1-23、p.40～44、資料1-24、p.3～7, 23～46)

本学には就業しながら修学している大学院生も多く、大学院設置基準第14条を適用し(資料4-33【ウェブ】)、長期履修制度(資料4-34、資料4-35)や夜間や土曜日の授業開講、時間的・経済的負担の軽減のために平成28(2016)年度から遠隔授業を導入している。また、時間割については、大学院生のニーズに合わせて調整し、単位修得のために柔軟に対応している。さらに、大学院生の学習環境を整備するために学修成果アンケート(資料4-36)を実施し、それぞれの意見に対して、施設の改善や物品購入などによって学習環境の改善を行っている。

令和2(2020)年度からはCOVID-19の影響により緊急事態宣言が発令されている時期に大学院生が登校できない事態や、県外や病院勤務の大学院生が登校できない事

態が続いている。大学院生の履修に支障がないように、セキュリティが確保されている本学のテレビ会議システムやWEB会議システムを使用して、リモート出席ができるよう整備した。また、対面出席と同時双方向型のリモート出席の両者が同時に出席するハイフレックス型の授業ができるようにマイクスピーカーを整備した。また、研究計画書や論文審査も対面もしくはリモートのどちらでも可能なように対応した。大学院生からは、リモートでも対面と同様の学修成果が得られているとの反応であった。

シラバス内容に関する点検評価は、シラバス作成要領（資料4-37）、に沿って各科目責任者にシラバス作成を依頼し、シラバスチェックリスト（資料4-38）を用いて、大学院教務委員が授業概要と授業目標、授業内容の整合性、マニュアルとの齟齬などの組織的チェックを行っている。また、授業内容とシラバスの整合性の確保については、「授業評価アンケート」（資料4-39）を実施し、学生からの意見に対するフィードバックを行い、「学修成果アンケート」（資料4-36）の結果は大学院教務委員会及び研究科委員会で共有し、授業改善につなげている。

論文作成に当たっては、特別研究の中で文献検討、研究課題の明確化、研究計画書の作成、研究計画書審査、研究倫理審査、データ収集、論文審査へと計画的に進められるよう、履修ガイドに「研究計画書及び倫理審査願提出フロー」や「学位授与までのフロー」を明示し、研究指導教員、研究副指導教員の2名の研究指導体制で行っている。（資料1-23、p.52、p.183～184）学位論文の研究計画書の作成段階における進捗状況を報告し、幅広い知識や学際的な知見、多角的な視点からの意見をもらう場として、定期的に事前検討会を設けている。また、論文作成段階における進捗状況を報告し、研究指導教員以外の複数の教員からの助言や指導を受けることによって、より質の高い論文作成を目指すことを目的に中間発表会を設けている。（資料1-23、p.52～53、p.59）

以上により、大学院生が学習しやすい環境を整備し、効果的に教育を行うための措置を講じていることが言える。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルール設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

以下、評価の視点ごとに記述する。

<看護学部>

(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績の評価は、本学の履修規程の基準に基づいて科目責任者が行う。評価基準は、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下)で、S～Cを合格、Dを不合格としている。(資料1-1 第31条) この評価基準は、Campus Life Handbookに掲載し、学生に周知している。(資料1-13、p.33) 単位認定は、教務委員会を経て、教授会で審議を行い、学長が認定する。(資料1-2 第26条) また、成績評価の指標として、Semesterごとと入学時からの通算した累計GPAを算出し、学生個人及び保護者に対してSemester終了時に修得科目の評価とともに通知している。(資料1-13、p.33、資料4-40)

他大学・短期大学での既修得単位については、入学時のみの申請とし、本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし、教務委員会を経て、教授会で審議を行い、学長が認定を行う。(資料1-2 第30条、資料1-14、p.29)

成績評価については、シラバス記載の評価方法に従って、試験は筆記試験、口述試験、実技試験、論文提出その他によって行う。(資料1-13、p.34)

成績評価の客観性及び厳格性を担保するために、複数の教員によって評価及び入力、ダブルチェックを行う。また、各科目の評価の平均としてGPCを算出し、科目間、経年比較を教務委員会及び教授会で確認し、GPCが他の科目と極端に差がある場合は、科目責任者に適切な評価がされているか確認をしている。

卒業要件は、大学に4年以上在学し、国家試験受験資格別に必要な修得単位数をすることが必要であることを記載している。(資料1-13、p.25)

また、令和2(2020)年度の「教育の内部質保証に関する方針」で整備した教育の質保証委員会が全学内部質保証推進組織とされたが、現在のところ成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの考え方に変更はなく、同委員会で議論する必要は生じていない。

(2) 学位授与を適切に行うための措置

学位授与は、学位授与方針に沿って、学則に定めた4年以上在籍し、修業年限内に卒業認定に必要な単位を修得した学生について卒業を認定し、学位を授与している。卒業認定に必要な単位は、126単位以上とし、保健師教育課程選択者は137単位、助産師教育課程選択者は151単位としている。学位授与に必要な卒業認定は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。卒業要件は、Campus Life Handbookに記載し、入学時のガイダンスにおいて履修上の注意事項と併せて学生に周知している。(資料1-2 第36条、資料1-13、p.25)

なお、前述の教育課程の改正に際してディプロマ・ポリシーを見直しており、文部科学省の学則改正の承認を受けて教育の質保証委員会で改めて確認を行い経営会議で大学の決定として整理している。(資料1-5、資料4-41)

<看護学研究科>

成績評価については、各科目責任者が科目ごとにシラバスで提示している内容・方

法に基づき、成績評価を行っている。講義、演習、実習の単位は、大学設置基準に定められた単位制度に沿って設定している。また、単位認定の際には、単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性を、修士課程では研究科委員会、後期3年博士課程では共同看護学専攻連絡協議会で審議し、決定している。単位認定は前期・後期の2期に実施し、単位認定終了後、学生に成績を通知している。

既修得単位の認定に関しては、修士課程では、大学院既修得単位認定規程（資料4-17）に基づいて、認定を申請した授業科目の内容、授業形態、単位等を大学院教務委員会で検討した後、研究科委員会において決定している。後期3年博士課程では、大学院看護学研究科 共同看護学専攻博士課程履修ガイド（資料1-24、p.5）に記載のとおり、「共通科目」「専門科目」を対象に、入学時のみの適用し、共同看護学専攻教務委員会で検討した後、大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会において決定している。（資料4-18）

修士課程の学位授与に関する審査は、一次審査、二次審査によって行われている。一次審査は主査1名、副査2名（うち、主指導教員1名）の計3名の教員により、修士論文の審査をする。教育・研究者コースでは修士論文審査基準、課題研究の審査をする専門看護師コースでは課題研究審査基準に基づき実施している。また、最終試験は、一次審査に併せて実施し、論文内容や表現力、大学院での学び等に対する質問への回答等により総合的に判定している。なお、専門看護師コースの場合には、最終試験に専門看護師の役割に関する試問が含まれる。（資料1-23、p.183～184）

後期3年博士課程の博士学位論文審査・最終試験は、共同看護学専攻連絡協議会により、専門委員会が設置される。専門委員会の構成は、主査1名、副査4名（うち、主・第1副研究指導教員の2名を含む）5名であり、学位論文審査基準（資料1-24、p.11）に則って審査を受ける。専門委員会で合格となれば、学位審査委員会で合否判定案が検討され、合格となれば、連絡協議会において合否及び修了の判定がされる。（資料1-24、p.12）

以上のとおり、本学の看護学部及び看護学研究科（修士課程）、看護学研究科（後期3年博士課程）のいずれにおいても、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

以上のとおり、本学の看護学部及び看護学研究科（修士課程）、看護学研究科（後期3年博士課程）のいずれにおいても、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特定に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあたっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取組に対する全学内質保証推進組織等の関わり

以下、評価の視点ごとに記述する。

<看護学部>

(1) 各学位課程の分野の特定に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
本学の学士課程では、看護師、保健師、助産師の資格取得を前提とした教育課程を編成していることから、第一義的には国家試験の合格率と就職状況が学修成果の客観的指標となる。(資料4-42) 各国家試験合格率は、開学以来、常に全国平均を上回っており、就職先も赤十字病院をはじめ、大学病院や国公立病院、地域中核病院を占めている。(資料4-43)

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に評価するための方法として、経年的な学習目標と成果を可視化できるよう4学年を通じて看護実践能力習得のためのポートフォリオ(資料4-4)を使用して各実習に向けた自己の目標設定と評価をし、実習担当教員が確認と助言をしている。また、各学年の実習前にはアセスメント・テスト(学修効果測定)として学外で開発された実習前のアセスメント・テストCBT(Computer Based Testing)を全学生が受験し、実習に向けた準備状況を学生が把握したうえで、実習前に担当教員から学生に実習前の準備学習について助言をしている。教員はCBTの結果を授業改善に活用している。(資料4-44) さらに、卒業時までの看護基本技術項目の到達状況を各実習終了時と学年末に学生が評価し、実習担当教員が確認と助言をしている。到達状況は本学で開発した集計ツールを使ってクラス集計をし、看護教員が結果を共有して授業改善に活用している。

4年生卒業前に自己点検・評価委員会が実施する卒業時アンケートのアンケート結果を教務委員会および教授会で共有して教育内容の見直しの資料として活用している。(資料1-31)

さらに、令和3(2021)年10月の教育の質保証委員会において教育課程の適切性の評価について議論を行い、その根拠となる学生の学習成果の測定手法について、教務委員会の主要委員を中心に検討しているところである。

なお、限定的にはなるが、県内の病院の看護部長を委員とする外部有識者会議においても、本学卒業生に関する評価を聴取している。

(3) 学修成果の把握及び評価の取組に対する全学内質保証推進組織等の関わり

学修成果の把握及び評価については、アセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)によって評価している。このポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに基づいて、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学部・学科)、科目レベル(授業科目)の3つの段階で学修成果を評価する方針を定めている。同ポリシーは平成30(2018)年に教

務委員会、教授会で検討し整理しているが、前述の教育課程の改正と令和2(2020)年の内部質保証方針の策定を踏まえて、令和4(2022)年3月に改めて教務委員会、教育の質保証委員会で審議し、経営会議の審議を経て大学として定めている。なお、これらの学修成果の評価については、自己点検・評価委員会、教務委員会、学生支援委員会等で実施・評価し、教育の質の保証委員会等での検証・改善につなげることとしている。(資料1-5)

<看護学研究科>

看護学研究科における講義や演習科目の成績評価方法は、科目の特性に応じて、レポート、授業中のプレゼンテーションなどを組み合わせて評価が実施され、それらの授業を担当する複数の教員によって検討されている。評価の結果は、修士課程では、大学院教務委員会及び研究科委員会に提出され、後期3年博士課程においては、共同看護学専攻教務委員会及び共同看護学専攻連絡協議会に提出され、審議し、決定に至っている。

また、教育・研究指導上の効果を測定するために、学部と同様、学生による授業評価アンケートを実施している。(資料4-39)

さらに、教育研究環境について、毎年度末に、修士課程の学生を対象に「学修成果アンケート」(資料4-36)を実施し、学生への意見等を聴取し、教育研究環境の充実に努めている。

以上のとおり、本学は、看護学部及び看護学研究科(修士課程)、看護学研究科(後期3年博士課程)のいずれにおいても、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<看護学部>

毎年度、学部教育に関わる委員会のそれぞれのPDCAサイクルによって、活動目標と活動内容を設定し、期中と期末において活動状況を評価し、次年度に向けての課題等を整理して点検評価報告を作成し、教員会議において全教職員で情報共有している。

教育課程の評価とそれを踏まえた改善については、授業後の学生のコメントカードを基に担当教員は授業の振り返りを行い、全授業の終了後は授業アンケートを行い、アンケート結果に対して学生へのフィードバックを行い授業改善につなげている。また、令和元年度から導入した教職員による授業参観によって、参観した教員の意見と担当教員からのフィードバックによって相互評価を行い、授業改善につなげている。

＜看護学研究科＞

修士課程では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について、研究科委員会や大学院教務委員会において協議するとともに、翌年度のシラバス作成時に確認している。(資料 4-37、資料 4-38) また、自己点検・評価活動等においても、教育目標、教育課程の編成・実施方針の確認を行っている。

その中で、教育・研究者コースでは、旧ディプロマ・ポリシーについて、4 要件を示していたが、「教育・研究者コース」にもかかわらず、教育に関する要件が明確に示されていなかった。また、「共通基礎科目」(選択必修) から 5 科目 10 単位以上の修得を修了要件の一つとしていたが、「看護研究 I」は必修になっているものの、看護教育に関する科目である「看護教育・管理学特論 I」は必修とはなっていなかった。(資料 1-23、p.10) また、修了要件となる単位数のうち、「領域別専門科目」は、5 科目 10 単位以上もあるにもかかわらず、各科目 1 名の履修者という領域も多く、教員と 1 名の学生のみで行うという状況が多くなっていたため、学修効果を高めるために、授業・演習を複数の院生が合同で履修できるように、領域別専門科目の単位割合を見直す必要があった。

また、専門看護師コースでは、38 単位高度実践看護師教育課程の基準に基づき、専攻分野の科目及び実習科目に対応させるために、同分野における合計単位数を増やす必要があった。これらの問題点に加え、看護を取り巻く環境が大きく変革される中で、看護専門職者としての広い視野に立つ人間性と高い臨床能力、研究的な視点を備えた人材を育成するために、平成 30 (2018) 年度から、より充実を図ったカリキュラムに改正した。(資料 1-23、p.9) その際に、ディプロマ・ポリシーを改正し、新たなディプロマ・ポリシー (資料 1-23、p.1～2) と、カリキュラムマップ (資料 1-23、p.8) を作成した。

また、学修成果アンケート (資料 4-36) の「オンライン」に関する設問への回答及び「授業評価アンケート」(資料 4-39) の回答から、COVID-19 への対応・対策は教育の質の維持・向上の観点において適切であるといえる。

後期 3 年博士課程では、共同看護学専攻教務委員会、共同看護学専攻連絡協議会との連携のもとに学修効果の把握と評価を実施した。研究計画書審査は年 4 回の提出状況からモニタリングしており、問題ない。令和 2 (2020) 年度末に後期 3 年博士課程の 1 名が初めて修了したため、カリキュラム等についてヒアリングを行った。

以上のとおり、本学の看護学部及び看護学研究科 (修士課程)、看護学研究科 (後期 3 年博士課程) のいずれにおいても、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行い、その結果を元に改善・向上に向けた取組を行っている。

以上のとおり、本学の看護学部及び看護学研究科 (修士課程)、看護学研究科 (後期 3 年博士課程) のいずれにおいても、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行い、その結果を元に改善・向上に向けた取組を行っている。

2. 長所・特色

<看護学部>

本学は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を育むことにより、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的としている。そのため、本学の教育課程の特徴は、《生命の尊厳》と《人類の叡智》を基調とした《ヒューマンケアリング》を基調としているところである。

本学の卒業時には看護師だけでなく、保健師又は助産師の国家試験受験資格を得ることができる。さらに、赤十字ネットワークを活用して、国際的に貢献できる看護師の育成を目指した国際救援・開発協力看護履修プログラムを設けているところも特色の一つである。

<看護学研究科>

看護学研究科の修士課程では、教育・研究者コースと専門看護師コースを設け、令和3（2021）年度まで146名の修了生を輩出し、看護実践の質向上に寄与してきた。平成28（2016）年度には、後期3年博士課程を新設し、「共同看護学専攻」として、本学の他に、全国の赤十字看護大学（北海道、秋田、豊田、九州）の5大学で共同して一つの教育課程を編成している。これにより、Webシステムを利用した遠隔授業で、他の大学院の教員の指導も可能で、複数の専門領域にわたる豊富な人材による質の高い学びを得ることができている。博士課程では、これまで1名の修了生を輩出している。

3. 問題点

<看護学部>

令和2（2020）年度の「教育の内部質保証に関する方針」の整備で教育の質保証委員会が全学内部質保証推進組織とされたが、教育課程・学習成果については同委員会における議論が進んでいない。このため、今後、同委員会において、教授会、教務委員会等の関係委員会と連携をとりながら、教育課程が目的に沿って編制・運営されているか、学位授与が適切に行われているか等の評価するとともに、その評価方法についてもさらなる改善の検討を行っていく必要がある。

その端緒として、令和3（2021）年10月の教育の質保証委員会でIR情報を活用した教育課程の適切性の検証について議論し、それを受けて教務委員会で学修成果の測定手法について、ルーブリックの活用、学生調査、卒業生や就職先への意見聴取等について検討を続けている。また、検討経過は教育の質保証委員会に報告し、同委員会でも方向性等の協議を行っている。

また、アセスメント・ポリシーについても、上記の学修成果の測定手法の検討結果も踏まえて改めて検討する必要がある。

<看護学研究科>

看護学研究科においては、多様な学び方（社会人、長期履修）の学生が在籍している。そのため、時間割の立案やカリキュラムの運用が複雑化、夜間や土曜日開講など教員の時間外授業が増加傾向にあり、負担軽減を図ることが課題である。また、近年、修士課程、博士課程とも、入学生の定員割れが続いており、院生の確保が課題である。

4. 全体のまとめ

本学は、理念・目的を実現するため、学位授与方針とそれに沿った教育課程の編成・実施方針を定め、公表するとともに、教育上の成果を上げるために必要な取組を行っている。

また、学修成果についても正しく把握・評価し、学位の授与を適正に行っている。

今後も、学修成果と教育成果の把握、評価と教育課程の改善について、不断の取組を行っていく。

<看護学部>

学部では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針に関する方針）を定め、学内外において適切に公表している。また、それに沿ったカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）に基づき適切な教育課程を編成・運営し、成績評価、単位認定及び学位授与については、各担当教員が評価し、科目責任者がとりまとめた成績を教務委員会、教授会で審議し、厳正かつ適正に実施できている。

今後も、継続して学習成果の把握と評価を行うとともに、令和4（2022）年度改正の新カリキュラムの運営と評価についても適切に行い、今後のカリキュラムの改善につなげていけるよう取り組む。

<看護学研究科>

看護学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針／育成する人材像）とそれに沿ったカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）を定め、ポリシーと教育課程の整合性を毎年度確認し、シラバスにおいても、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連及び位置づけている。また、学位論文の審査基準を明確にし、公表している。

以上のとおり、大学基準に照らして、教育課程・学習成果を保証する取組は適切であり、今後も継続して取り組む。

第5章 学生の受け入れ

大学基準**〔学生の受け入れ〕**

5 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<看護学部>

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）を踏まえ、これらに応じて本学で学ぼうとする学生として望む人物の姿を明示するアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を策定している。このアドミッション・ポリシーは、募集要項で以下の通り示した上で、文部科学省の定める「学力の3要素」である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」に関しても、調査書や志望理由書においてどのように評価するかについて明示している。（資料1-20、p.1）

このことについては、大学ホームページや入試説明会、高等学校の進路指導担当教員を対象とした進路相談会等でも周知している。

- i) 看護学を学ぶための基礎的な学力や真摯に学習を継続できる力を有する人
- ii) 赤十字の理念や諸活動に関心があり、国内外の保健・医療・福祉の分野で看護職として活躍したい人
- iii) 人間やその生活及び社会に関心を持ってかかわることができる人
- iv) 主体的に考え、発言し、行動できる人

入学時に修得しておくべき知識等の内容については、看護学を学ぶ上で基盤となる国語、数学I、数学A、化学基礎、化学、生物基礎、生物、英語の8科目を高等学校の段階で履修しておくことが望ましい科目として、募集要項で明示している。（資料1-20、p.1）

また、入学後の修学に必要な水準の問題を一般入学試験で出題し、入学者の選抜を行っている。推薦入学試験では、高等学校での学業成績の基準値（公募推薦は3.8程度、地域特別推薦A・Bは4.0程度）を設定している。（資料1-20、p.15-16）

<看護学研究科修士課程>

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針／育成する人材像）及びカリキュラム・ポ

リシー（教育課程の編成方針）を踏まえ、これらに応じて本学で学ぼうとする学生として望む人物の姿を明示するアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を策定している。このアドミッション・ポリシーは、志願者に対して、修士課程の教育理念や教育目的、期待する大学院生像を大学院案内 2022、大学院募集要項並びに大学ホームページ等で次のように明示している。（資料 1-22 p.4、資料 5-1、資料 1-9【ウェブ】）

- i) 専攻したい領域における基礎的知識を身につけている人
- ii) 自らすすんで積極的に課題に取り組む意欲や探究心がある人
- iii) 将来、教育・研究の分野あるいは臨床看護実践の分野で、教育者や研究者、看護管理者または高度実践看護師として貢献する意志がある人

<看護学研究科博士課程>

志願者に対して、後期3年博士課程の教育理念や教育目的、期待する大学院生像を大学院案内 2022、大学院募集要項並びにホームページ等で明示している。（資料 1-22 p.2、資料 5-2、資料 1-10【ウェブ】）

アドミッション・ポリシーとしては、具体的に次のような資質と能力、意欲をもった人材を幅広く求めることを掲げている。

- i) 保健・医療・福祉の専門知識を有し、さらに深く追求する意欲のある人
- ii) 常に探求心をもち、赤十字の看護活動を担う意欲のある人
- iii) 自らの活動範囲を拡げ、看護を発展させる意欲のある人
- iv) さまざまな分野の専門家とともに、独創的な研究を志す人
- v) 社会での実践から得た知識と経験を体系化し変革する意欲のある人
- vi) 国際的な視座で、国内外へ向けて広く成果を発信する意欲のある人
- vii) 真摯に学び、高い倫理性と豊かな人間性をもつ指導者を志す人

以上のとおり、本学は受け入れ方針に従って入学志願者に適切な情報発信を行っている。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</p> <p>評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供</p> <p>評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</p> <p>評価の視点4：公正な入学者選抜の実施</p> <p>評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p>
--

<看護学部>

学生募集のための広報活動は、広報・学生募集委員会と事務局入試課及び総務課が中心となって企画し、全教職員と学部学生ボランティアで実施している。（資料 5-3）

全学的な取組として、教員と入試課職員がチームを組んで広島県内及び中国・四国地域の高等学校を個別訪問して、本学の教育理念や学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育の特色を説明している。（資料 5-4）また、中国・四国地域及び近畿圏内の受験者を確保するため、業者主催の進学説明会への参加や、県看護協会、高等学校などからの要請を受け、現地に出向いて進路説明会を行っている。（資料 1-18）

また、大学の様子を実際に体験することを目的としてオープンキャンパスを夏休み期間中に3回実施し、10月の大学祭に合わせてミニオープンキャンパスを2回実施している。（資料 1-18、資料 5-5）内容は本学の理念・目標・教育課程、学費や経済支援などについて説明する総合ガイダンス、看護技術体験コーナー、模擬授業の他、教職員・学生が個別の相談に対応する相談コーナーを設けるなど、ニーズに応じた丁寧な対応をしている。

さらに、本学が日本赤十字学園の中国・四国ブロックの拠点校であることから、中国・四国地域で開催される進学相談会には積極的に参加しているほか、高等学校の進路指導担当教員を対象とする進学説明会を学内で開催している。（資料 1-18、資料 5-6）

また、大学ホームページにおいては、本学の概要と教育理念・学則をはじめ教育の特徴などを公開しており、同時にテレメールで資料請求できるようにしている。平成28（2016）年度からはVR（バーチャルリアリティ）を用いた学内施設等の紹介（資料 5-7【ウェブ】）も開始し、平成27（2015）年度からは身近な情報発信ツールとしてLINEを導入した。さらに令和2（2020）年度からはInstagramやFacebookでの発信を開始するなど、SNSを活用した受験生や卒業生向けのタイムリーな情報発信にも努めるとともに、大学案内パンフレットには必要な情報をできるだけ盛り込み、配布と同時に電子版を公開している。（資料 1-12【ウェブ】、資料 1-19、資料 5-8）

令和2（2020）年度については、COVID-19のため、高等学校への個別訪問、オープンキャンパス、業者主催の進学相談会、本学主催の進学説明会は、大幅縮小・中止をせざる得ない状況となった。（資料 1-18、資料 5-6）

その代替措置として、キャンパスツアーの実施、Webオープンキャンパス動画を作成し、大学ホームページに公開するなどして、引き続き受験生等に対する情報発信に努めた。（資料 5-9）

令和3（2021）年5月中旬には、広島県に対し「緊急事態宣言」が発出され、令和2（2020）年度に引き続き、高等学校への個別訪問の実施、本学主催の進学説明会の開催や業者主催の進学相談会への参加が難しい状況となったが、オンラインミーティングツール（Zoom）を利用し、高等学校の進路担当教諭や学生・保護者との面談の場を確保した。（資料 1-18、資料 5-4）

本学主催の進学説明会は開催できなかったが、本学を紹介した動画（学長挨拶、学部紹介、入試情報等）を作成し、中国・四国地域の高等学校に対しURLを送付し、高等学校の教諭等がいつでも閲覧できるように案内をした。（資料 5-9）

また、COVID-19の収束の見通しが見えない中、受験生側との新たな交流の場を設けるために、「オンライン個別相談」、匿名で気軽になんでも質問できるコンテンツ

「Peing-質問箱-」を設け、大学ホームページや高等学校訪問時に周知を行った。(資料 5-8、資料 5-10【ウェブ】)

さらに、学生の視点や発想を活用した活動を図るために、メンバーを募集して、学生による広報活動の組織「日赤広島看護大ぴーあーる LABO」を立ち上げ、SNS を活用した広報活動の強化に取り組み始めたところである。(資料 5-11)

入学者選抜については、次のとおり多様な入学者選抜方法を設け、優秀な学生を確保するよう努めている。(資料 1-20、p.3)

- i) 学校推薦型選抜は、「地域特別推薦 A」、「赤十字特別推薦」、「地域特別推薦 B」、「公募推薦」の 4 タイプを実施している。

「地域特別推薦 A」は、中国・四国地域の高等学校を対象とし、「地域特別推薦 B」は地元廿日市市の高等学校 5 校及び隣接する大竹市の高等学校 1 校及び両市在住者を対象としている。それ以外の全国の高等学校を公募推薦の対象としている。これらの学校推薦型選抜は、小論文、面接及び書類審査により総合的に可否を決定している。「地域特別推薦 A」における指定校については、入学試験委員会で定期的に検討し、対象校について教授会で審議することで、公正を保つよう配慮している。

また、令和 3 (2021) 年度入学者選抜からは、赤十字の理念に共感し、日本赤十字社の保健・医療・福祉事業や災害等における救護活動を担える人材を確保するため、中国・四国地域の指定校のうち、青少年赤十字活動を実践している高等学校を対象とした「赤十字特別推薦」制度を導入した。

- ii) 一般選抜では平成 27 (2015) 年度から理科科目を廃止して「国語、数学、外国語」の 3 科目の必修とし、平成 28 (2016) 年度からは新教育課程に対応して「国語総合 (近代以降の文章)、現代文 B」と「数学 I・数学 A」「コミュニケーション英語 I、コミュニケーション英語 II、英語表現 I」としている。
- iii) 大学入学共通テスト利用選抜は、【前期】と【後期】に分けて実施している。【前期】は、大学入学共通テストの「国語 (近代以降の文章)」、「数学 I・数学 A」、「物理基礎、化学基礎、生物基礎から 2 科目又は化学、生物から 1 科目選択」、「英語 (リスニングを含む)」の 4 教科 4 科目入試である (ただし、基礎を付した理科科目は、2 科目を合わせて 1 科目として扱う)。【後期】は【前期】の試験科目から 3 教科 3 科目を選択するアラカルト方式を採用している。
- iv) 令和 6 (2024) 年度入学者選抜からは、赤十字看護大学で学びたいと願う全国の受験生に対して、1 回の出願で日本赤十字学園が設置する複数の大学の受験が可能となり、時間的・経済的負担を軽減し、入学の機会を高めることを目的とした赤十字 6 大学連携併願制度を導入予定である。

なお、平成 24 (2012) 年度に導入した 2 年次編入学試験 (募集定員 5 名) は、募集定員を充足したことがないため廃止し、これに代わる社会人学士選抜 (若干名) を平成 28 (2016) 年度入試から導入しており、その選抜方法は、国語・数学と面接及び書類審査としている。

入学者選抜の実施は、入学者選抜ガイドライン (資料 5-12) に基づき、学長の管理のもと入学試験委員会が総括し、入試課が総合調整を行って、すべての教職員が入学

試験業務に従事している。入学試験委員会では、入学試験ごとに、実施要領（資料 5-13）や面接試験マニュアルの検討を行うとともに、入学者選抜のあり方について、毎年検証している。

入試問題の作成については、作成スケジュールの管理から入試問題の校正に至るまで、限定された者のみに関わることで、適切かつ厳正な管理を行っている。入試実施後は、採点、採点チェック体制、教授会による合否判定、合格発表、補欠繰上げ、入学手続きに至るまで公正かつ適切な運用に努めており、入学者選抜ガイドラインについても見直しを行っている。

障がいのある学生の受け入れについては、出願前に受験及び修学上特別な配慮を必要とするかどうかを、本学に相談するよう募集要項に明示している。（資料 1-20、p.6）

また、学生の適切な修学を支援するため、授業料等の徴収を猶予する制度についても、募集要項に明示している。（資料 1-20、p.20）

また、COVID-19 の感染拡大を受けて、令和 3（2021）年度入学者選抜試験からは、感染予防対策として、受験会場の動線の分離、人との距離を十分に保つ配席のほか、パーティションと除菌シートを全員に配付している。また、令和 4（2022）年度入学者選抜試験については、文部科学省の要請を受けた措置をとり、無発症濃厚接触者の隔離受験や発熱者及び濃厚接触者の再受験の機会の確保を行い、結果として 1 名に追試験を実施した。

<看護学研究科修士課程>

各指導教員による広報活動のほか、平成 24（2012）年度からスタートさせた「大学院入試説明会」を継続している。説明会では、大学院の概要（コースの種類、科目構成、入学試験、特徴等）を説明し、施設見学や在校生からのメッセージ等も含めて、具体的に大学院で何をするのか、どのような学修環境なのかをイメージできるようにしており、その上で、専攻分野が決まっている人を対象とした個別相談と、専攻分野が未定の人の相談窓口を作って丁寧な対応に努めている。また大学院進学のかっかけになるよう、令和元（2019）年度から体験模擬授業を開催している。（資料 5-14）

入試については、学部と同様に、適切で公正な運用を厳格に行っており、問題は作成依頼から印刷に至るまで、限定された担当者や委員のみに関わるよう厳重に取扱っている。また、試験問題の設問ごとに採点基準を設けて公平性の確保に努め、合否判定は研究科委員会で決定して、体制としても確立している。

<看護学研究科博士課程>

平成 28（2016）年度から学園の 5 大学で教育課程を編成して共同看護学専攻後期 3 年博士課程を開設し、各大学の主指導教員による指導に加えて、テレビ会議システムでの遠隔双方向の授業で他大学の教員からも指導を受ける赤十字間のネットワークを生かした研究指導を展開している。広報活動は、共通のパンフレットを作成して 5 大学で展開している。本学においても、「大学院入試説明会」では修士課程同様に、後期 3 年博士課程の概要（コースの種類、科目構成、入学試験、特徴等）を説明し、施設見学や在校生からのメッセージ等も含めて、具体的に大学院で何をするのか、どのよう

な学修環境なのかをイメージできるようにした上で、個別相談も行って、丁寧に対応している。

入試の実施に当たっては、修士課程同様に試験問題の設問ごとに採点基準を設け、公平性の確保に努め、合否判定は研究科委員会で決定をしており、体制は確立できている。

以上のとおり、本学は、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<看護学部>

定数管理については、経営会議の方針を受けて、過去の実施状況について、データ化したものを踏まえて入学試験委員会が検討案を作成し、教授会で審議の上、合格者を決定している。

合格発表後、入学金の納入状況を確認するとともに、入学意思の確認調査も行って、国公立大学の合格発表を受け、状況確認等を素早く行いながら、必要に応じて補欠繰上げによる追加合格を出すなどの方法により、適切な定員管理に努めている。

また、日本赤十字学園本部からも通知により、①「選抜実施計画・実施状況（入学許可状況）」の報告 ②選抜時に留意すべき事項（目標入学許可数の設定、入試区分ごとの目標入学許可数に応じた正規合格者の設定、繰り上げ合格者・追加合格者）が示されるなど、日本赤十字学園全体としても適切な定数管理に努めている。（資料 5-15）

入学定員に対する入学者数の比率は、平成 27（2015）年度の大学評価において学生の受け入れが努力課題とされて以降、改善を進めていたが、平成 30（2018）年度は前年度より競争率が大きく低下したことや本学との併願が多い国公立大学の出願倍率の状況等を考慮したものの、結果として入学定員の 1.34 と大幅超過を招いたため、さらに抜本的な対策に取り組むこととした。入学試験委員会を中心に教授会及び経営会議等で全学的・多面的な取組を強化した結果、令和元（2019）年度 1.00、令和 2（2020）年度 1.10、令和 3（2021）年度 1.05 と適正な範囲を実現している。（資料 5-16）

収容定員に対する在籍学生数の比率については、平成 29（2017）年度以降、1.12→1.17→1.13→1.16 と推移している。令和 3（2021）年度は、収容定員 500 人に対して、在籍学生数は 567 人であり、収容定員に対する在籍学生数の比率は、1.13 となっている。（資料 5-16）

在籍学生数 567 人に対して専任教員を 49 人配置しており、教員 1 人当たりの学生数は 11.5 人となっている。

<看護学研究科修士課程>

大学院看護学研究科 修士課程の入学者の過去5年間の入学生数の平均は7.6人である。在籍比率は1.0程度である。ただし、定員割れをしている年度もある。(資料5-17) 令和3(2021)年度における定員は20人であるのに対して、在籍学生数は22人である。在籍年数3年間の長期履修生が21人いるため、収容人員に対する在籍学生数比率はおおむね適正な水準である。

<看護学研究科博士課程>

平成28(2016)年度に開設された大学院看護学研究科 共同看護学専攻 後期3年博士課程の入学者の過去5年間の入学生数の平均は1.6人である。(資料5-17)

令和3(2021)年度における定員は6人であるのに対して、在籍学生数は9人である。在籍年数4年間の長期履修生が8人いるため、収容人員に対する在籍学生数比率はおおむね適正な水準である。

以上のとおり、本学は、学生の受け入れ及び在籍学生数を、おおむね適正に管理している。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<看護学部>

毎年度の実績を踏まえた上で、広報・学生募集委員会及び入学試験委員会が、学生募集及び入学選抜方法の適切性を検証し、必要に応じて改善を行い、安定的な入学生者の確保に努めている。(資料5-3、資料5-18)

具体的な例として、センター試験利用入学試験における定員充足の観点から平成31(2019)年度入試において、センター試験利用入学試験【後期】の定員を5名から若干名とし、一般入試の定員を43名から48名へと変更した。(資料1-20、p.8-11)

<看護学研究科>

入学選抜方法は、修士課程では小論文審査（専門科目）と面接で総合判定をしている。後期3年博士課程では専門科目、英語と面接で総合判定している。

試験問題の適切性については、各領域の担当教員が問題作成したのち、最終的には研究科長、大学院入試委員長及び学長が領域間の問題の難易度や配点について適切性を確認しており、問題には前年度の試験結果を踏まえた改善も反映されている。

以上のとおり、本学は、学生の受け入れについての定期的な点検・評価と改善の取り組みを適切に続けている。

2. 長所・特色

学生の受け入れ方針を明確化した上で、公正・適切な学生募集・入学者選抜、適正な定員管理に努めている。また、学生募集・入学者選抜が公正・適切に行われているかを定期的に検証し、その結果をもとに改善・向上に向けた取組も行っている。

本学の個性であり、特徴である、「赤十字の理想とする人道の精神を大学教育において具現化する」ことは、本学におけるすべての活動に通底しているが、受け入れる学生にも在學生にも、目指す姿として共有されており、学生募集では長所として作用している。

また、学部・研究科それぞれの特色は次のとおりである。

<看護学部>

学生募集要項、大学案内、大学ホームページに、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明記して広報し、本学を志望する受験者に周知徹底している。オープンキャンパスや進学相談会のみならず、高校訪問の際にも、本学の理想とする学生像を伝えており、本学の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は受験者や高校の進路指導部などに浸透してきている。

毎年度の入学者選抜試験の実施状況を踏まえた上で、入学試験委員会において学生募集及び入学者選抜方法の適切性を検証し、必要に応じて経営会議及び教授会等の審議を経て改善を行い、優秀な入学者の確保に努めている。（資料 5-18）

<看護学研究科 修士課程・後期3年博士課程>

学生募集要項、大学院案内、本学ホームページ、大学院案内等の広報媒体に、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明記して、本学を志望する受験者に周知徹底している。

大学院入試説明会の開催により、大学全体の教育方針や学修環境の提示ができるようになった。その結果、どの領域を受験すべきかわからない志願者への助言ができ、さらに専門領域での個別面接へとつなぐことができている。

3. 問題点

これまで、本学では志願者が定員を大きく上回り、確実に入学者の確保が可能であった。

しかし、今後は大学入学者数の減少が見込まれ、過去のデータだけではなく、これからの社会の動静を見据えた長期的な視点に立った対応策の検討を始めたところであるが、志願者の確保のため、オープンキャンパス、進学相談会等への参加者や資料請求者など本学に興味・関心を持っている人々へのアプローチの方法について検討する必要がある。

一方で、平成30（2018）年度に発生した入学者の大幅超過についても、改善策を講じて改善しているが、今後もこれを教訓に、常に緊張感を維持しながら適正数を維持して

いくための取組を続けていく必要がある。

また、次のような顕在化している問題点にも対応を検討していく必要がある。

<看護学部>

「高大接続改革実行プラン」（平成 27（2015）年 1 月、文部科学大臣決定）に沿った入学者選抜内容に取り組んできたところであるが、今後は、複数教科を統合して学力を判断する総合的な記述式問題の出題等についての検討が課題である。

また、学校推薦型選抜の新区分として令和 3（2021）年度から実施した赤十字特別推薦選抜制度について、実施状況を踏まえ、今後検証する必要がある。併せて地域特別推薦 A の選抜対象となる指定校における選定基準と指定校数の適正化について改善する必要性の有無を検証する。また地域特別推薦 B での入学者は、入学後の学年での順位や GPA で追跡すると相対的に成績が低いとの結果が出ていることから推薦枠の人数等全体の見直しの必要性を含めて IR による検証や分析を求めていく必要がある。（資料 5-19、資料 5-20）

学生募集については、オープンキャンパスや高等学校への訪問、進学説明会のほか、平成 26（2014）年度から導入している LINE に加え、令和 2（2020）年度から取り入れた SNS（Instagram や Facebook）を利用し、今後より積極的に情報発信していく必要がある。

<看護学研究科>

平成 28（2016）年度から開設された後期 3 年博士課程については、修士課程後のキャリアプランとして定着していくよう方策を検討する必要がある。また、その際には、修士課程から博士課程へ一貫性のある学生の受け入れ方針についても、検討していく必要がある。

また、適切な定員管理に向けて、従来からの広報活動に加え更なる病院等との連携や体験模擬授業の計画的な開催をすることで裾野を広げていくことが課題である。このため、本学卒業生を含む看護師のキャリア形成としての大学院進学を促進できるよう、赤十字系医療機関や実習病院と連携してネットワークの強化に努め、重点的に広報活動を行なっていく。同時に、安定的な定数確保に向けて確実性の高い取組も必要であり、特に、本学卒業生には卒業前に LINE 登録していただいております積極的に本学の情報発信をしていく。

4. 全体のまとめ

本学の理念である赤十字の理想とする人道的任務の達成と、目的である国内外で活躍できる実践力を持った看護専門職の育成には、それにふさわしい学生の受け入れが必要である。このため、人道の精神を理解し、ヒューマンケアリングの実践を担い得る優秀な学生を受け入れるため、入試制度全体の改善に取り組んでいる、また、平成 30（2018）年度に発生した入学者の大幅超過にも、迅速な対応により翌年度の適正化を実現するなど、恒常的な点検と改善・向上を行なっている。

今後こうした取り組みを続けていくことが重要であり、既に明らかになっている課題の解決に取り組むとともに、長期的には今後の人口減少など大きな変化へ対応についても検討に着手する。

<看護学部>

「高大接続改革実行プラン」の趣旨や新たなルールを踏まえて、今後の入学者選抜試験のあり方について検討し、必要な措置を講じる。

優秀な学生の確保に向けては、学生の受け入れ方針をより洗練していくとともに、学生募集及び入学者選抜方法の適切性を検証して、改善に取り組むこととする。

様々な手段を活用しながら高校生や保護者、進路指導教員に対して、赤十字の理念に基づく本学の求める学生像をさらに浸透させ、より優秀な学生の確保に繋げていく。

<看護学研究科>

優秀な学生の確保に向けて、学生の受け入れ方針をより洗練していくとともに、学生募集及び入学者選抜方法の適切性を検証して、継続的な改善に取り組む。

博士課程については、キャリアプランとしての大学院進学の定着を目指し、修士課程から後期3年博士課程へと連続し、一貫性のある学生の受け入れ方針についての検討も必要である。

入試問題作成基準・採点基準等については恒常的に検討を行い、より透明性の高い入試体制を構築していく。

第6章 教員・教員組織

大学基準**〔教員・教員組織〕**

6 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

<看護学部>

本学の求める教員像は、本学の目的の実現に貢献できる人材、即ち、赤十字の理想とする人道の理念を深く理解し、本学の教育・研究・地域貢献・大学運営に貢献する意欲と能力を有する人材である。

具体像としては、以下の5つを掲げている。(資料6-1)

- ①赤十字の使命と基本原則、本学の理念・目的と教育理念を理解し共感するとともに、それを踏まえて自らのミッションを自覚し明確なビジョンを持つ人
- ②本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを理解し、それに沿った教育を実践する能力を持つ人
- ③学問に真摯に向き合い、自律して研究を遂行するために、常に自らの教育研究能力の開発と向上に取り組む人
- ④人間性豊かで、学生及び教職員と適切なコミュニケーションをとることができる人
- ⑤高い倫理観を備え、大学組織の一員であることを自覚して、本学の社会貢献に参画する意欲と能力を持ち、大学運営に積極的に関わる意志がある人

<看護学研究科>

看護学研究科修士課程の教員はすべて学部との兼任であり、本学の求める教員像も同様である。その上で、研究科教員としては、大学院設置基準第9条を踏まえて、「資格審査に関する内規」(資料6-2)を設け、当該教員の経歴、業績等により審査して配置している。

看護学研究科後期3年博士課程は、日本赤十字学園の5つの大学による共同設置である。教員は、各大学に所属する教員が兼任しており、大学設置基準に定める資格を有する教員が担当している。

評価の視点2：学部・研究科の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<看護学部>

教員組織の編成方針については、必要な都度、経営会議、教授会で審議した上で、学長が定めてきた。

教員組織については、開学以来、学部内の教育研究活動の区分である領域を教員組織としても運用してきた経緯があり、一般教養領域、専門基礎領域、専門科目群を看護学の分野に対応させた7～8つの領域に区分してきた。また、平成26（2014）年度には大領域制を導入して、10の領域で組成する5つの大領域を設けた。（資料1-2、資料1-21、資料3-1、資料3-2）

しかしながら、5年余りの運用でも大領域制は所期の効果が得にくいことから、令和4年度からは大領域を廃止し、教員組織側の再構築で教育研究活動の向上を図ることとしている。

具体的には、日本赤十字広島看護大学の教員組織の編制及び運用に関する規程（資料3-3）を新たに制定し、まず教員組織の編制と運用の方針を明確に示している。その上で、授業を担当する教授、准教授及び講師については、教育研究を継続的かつ体系的に進めるため領域に区分けし、かつ教授の役割、科目責任者の役割等で組織の運用における責任体制を明確にする。また、助教及び助手については、大学教員としての資質向上と能力開発を行う段階であることから、特定の領域には属させず、教育と研究のそれぞれで柔軟に助言や支援を受けられることとする。これにより実習や演習など複数の教員が関わる授業においては、業務の分担と連携協力がより容易になり、効率的な組織運営も期待できる。

なお、看護学部の運営については、教授会での審議や教員会議での協議を踏まえて、学部長を責任者として行っている。（資料3-25、資料6-3）

<看護学研究科>

看護学研究科の教員組織は、教育課程に対応し、9つの専門領域と共通科目担当の教授、准教授で編制している。（資料6-4【ウェブ】）また、学内教員ではカバーできない共通科目・専門科目については、学外の非常勤講師を配置している。

専門領域には領域ごとに、学内の審査に合格した修士論文研究指導教員1名、修士論文研究副指導教員1名程度、授業科目担当教員若干名を配置している。

研究科の運営については、研究科教員会議の協議や研究科委員会での審議を踏まえて、研究科長を責任者として行っている。（資料3-26、資料6-5）

研究科委員会は、研究科に所属する教授で構成され、修士課程の教育課程の編成、単位認定、論文審査等の教育研究に関わる審議を行っている。

看護学研究科後期3年博士課程の教員組織は、5大学の教員35名で編制し、本学からは研究指導教員2名、研究補助指導教員1名、科目担当教員1名が配置されている。

その運営については、5大学の学長及び研究科長等による連絡協議会を設置し、専攻長を責任者として行っている。（資料2-6）

共同看護学専攻においては、教務委員会をはじめ、入学試験、研究倫理、自己点検・

評価、博士学位審査に関する委員会を設置し、連携を図っている。(資料 2-7、資料 6-6、資料 6-7、資料 6-8、資料 6-9)

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：大学として求める教員像の設定

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

<看護学部>

専任教員は、令和 3（2021）年 5 月現在、教授 14 名（学長、学部長を含む。）、准教授 8 名、講師 14 名、助教 13 名、助手 2 名で、合計 51 名である。これを領域別で見ると、一般教養 2 名、専門基礎 3 名、専門領域 46 名である。(資料 6-10) それぞれの教員は、基本は看護学領域の 8 つの専門領域、一般教養領域、専門基礎領域のいずれかの組織に所属しているが、大領域を設けた趣旨を踏まえ、令和 3（2021）年度には大領域の中で専門領域をまたいで所属する教員を配置した。

また、8 つの専門領域については、必ず 1 名以上の教授を配置している。

なお、前述のとおり教員組織については令和 4（2022）年から新たな規程によって編制及び運営することとしている。

専任教員の属性についてみれば、看護学分野の特徴を反映して男性は全体では 51 名中 11 名、看護学領域では 46 名中 7 名となっている。外国人の教員は 1 名である。

年齢構成は、平均年齢をみれば教授（学長を除く。）は 56.1 歳、准教授は 52.1 歳、講師は 46.5 歳、助教は 40.5 歳、助手は 29.5 歳である。看護学分野の特徴として、臨床の経験を経て教員に転じる者が多いことから、講師・助教では比較的高い年齢者が多いが、全体としてはバランスのとれた教員組織となっている。

また、教育理念であるヒューマンケアリングの基盤となる人間の全人的な理解のため、教養教育にあたる大領域の基礎人間科学領域については、主要・重要な科目（医学・心理学・統計学・教育学・異文化のコミュニケーション）には、専任教員 5 名を配置している。

小規模で単科の大学であり授業時間数等の制約から非常勤講師も配置しているが、担当する授業科目にふさわしい教員を採用・配置しており、令和 3（2021）年 5 月現在、看護学部担当の非常勤講師数は 27 名である。(資料 6-11、資料 6-12)

教員組織の適切性については、毎年度、経営会議、教授会、看護系領域長会議で協議・審議し、確認している。

<看護学研究科>

看護学研究科修士課程を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師の職位にある者に加え、非常勤講師には他大学教員のほか実習施設の指導者などを配置し、教育理念や目的、教育課程にふさわしい教員組織を整備している。

令和3(2021)年5月現在、専任教員は、教授13名(学長、研究科長を含む。)、准教授7名である。また、研究指導教員は11名、研究副指導教員は10名、授業科目担当教員は21名となっている(大学基礎データ表1、資料6-4【ウェブ】)。

教員は看護学部との兼任で、「資格審査に関する内規」(資料6-2)を設け、研究指導教員、研究副指導教員を配置している。共通科目担当の教員については、研究科委員会で審査し、研究科担当教員としている。授業科目と担当教員の適合性を判断するため、看護学研究科を担当する教員については、研究科委員会で審査・検討し、適合性について判断する仕組みをとっている。

非常勤講師についても、研究科の授業科目を担当するにふさわしいか、非常勤講師招聘審査委員会において審査のうえ14名を採用し配置している。(資料6-13)

教育課程にふさわしい教員組織であるかについては、経営会議、研究科委員会、看護系領域長会議、大学院教務委員会で審議し、確認を行っている。

後期3年博士課程は、研究指導教員1名、研究副指導教員1名、授業科目担当教員5名である。(資料6-14【ウェブ】)

後期3年博士課程については、共同看護学専攻連絡協議会、同教務委員会で審議、確認を行っている。(資料2-6、資料6-6)

以上のとおり、本学は、学部・研究科ともに適切に教員組織を編成している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<看護学部>

教員選考は、授業科目と担当教員の適合性を判断するため、教員選考委員会、経営会議の議を経て決定し、本学の授業科目を担当するにふさわしい能力を備えているかを書類審査及び面接により審査し、大学教員選考規程に基づき選考している。(資料6-15)

選考については、大学設置基準に定める資格のほか、教員選考基準規程及び教員選考規程に基づき、原則として公募により行い透明性・公正性の確保に努めているおり、募集に当たっては、採用する教員像を明確にした上で、教員の職位、主な担当予定科目、応募資格等を決定して公募要領を作成し、本学ホームページ、研究人材ポータルサイト「JREC-IN Portal」を活用している。(資料6-15、資料6-16、資料6-17、資料6-18【ウェブ】、資料6-19【ウェブ】)

なお、令和元(2019)年度からは、講師以上の採用に当たっては、授業を担当する

実践力を審査するため、面接に併せて、模擬授業を課している。

教員の採用、昇格については、教員選考規程に基づき、教員選考委員会において書類選考、面接選考を行った後、経営会議の議を経て、学長が決定しており、書類選考では、履歴書、教育研究業績、研究業績等に関する事項により、学歴や学位の有無、教育歴とその活動状況、著書、原著、報告書、学会発表などの研究業績、社会貢献の状況を審査し、2次審査においては、講師以上については、面接・模擬授業、本学の教員組織にふさわしい人材かどうかを審議している。(資料 6-15)

なお教員の昇格については、教員選考規程のほか、教員の昇任及び昇格に関する申し合わせ事項に基づき判定している。(資料 6-20)

また、非常勤講師についても、看護学部の授業科目を担当するにふさわしいか、非常勤講師招聘審査委員会において審査のうえ採用している。(資料 6-11)

<看護学研究科>

看護学研究科を担当する教員は、「資格審査に関する内規」により、資格審査委員会において審査した上で、研究科委員会が選考している。(資料 6-2)

看護学研究科を担当する教員の募集・採用は、学部を担当する教員と兼務となることから、学部教員の募集・採用に併せて実施している。その際、公募要領に看護学研究科との兼任であることや担当する授業科目を明記している。(資料 6-18【ウェブ】)

以上のとおり、本学は、規程を設けて、教員の募集、採用、昇任を適切に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

<p>評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p>

<大学・看護学部>

教員の資質・能力の向上を図る目的で、FD・SD委員会が平成29（2017）年度にFDマップ案を開発し、令和元（2019）年度まで内容の吟味と精選を重ねて充実を図り、作成した。完成したFDマップ（資料 6-21）をもとに系統的に本学FD活動を企画・実行している。(資料 6-22) また大学教育の動向や社会的要請に適したFD研修会を企画できるようFD・SD委員会の委員を学外研修会へ定期的に派遣している。

FD活動の内容は、FD・SD委員会が中心となり、新任を含む全教員を対象に本学FDマップで定めている本学教員のコンピテンシー10項目（大学組織の理解、赤十字の原則を活用する力、教育者としての基礎的な資質、教育全般を見渡す力、学生の生活支援をする力、研究を遂行し発展させる力、地域を支援する力、情報リテラシー、自己啓発・自己教育力、看護教員対象の臨地実習での教育・調整能力及び看護実践能力）について、多面的、総合的に能力を向上することを目的に、企画・運営している。年度ごとに異なるテーマで、文科省の動向や教員の関心の高いテーマやFDマップを参考に実施する研修会と、毎年継続し定例で行う研修会（学内研究発表会や科学研究費

など研究助成獲得を目指す研修会)を開催している。(資料 6-23)

新しく入職した教職員向けには、FD・SD 研修会を毎年 4 月に実施している。内容は毎年見直しを行い、令和元(2019)年度より本学 FD マップに記載されている本学教員のコンピテンシーに沿った内容で運営している。

さらに、教員の教育力向上を目的に、教務委員会が主体となり、講義担当者の承諾を得て、専任教員が授業を参観できる制度を設け、講義する教員と受講した教員が互いに研鑽し教育方法の実際を学ぶ機会も設けている。(資料 6-24)

また、教員の研究活動の支援のため、情報提供として学外研究費公募一覧「個人及び機関を対象とした研究助成金公募一覧」を作成し、平成 30(2018)年度から全教員に配付しており(資料 6-25)、適宜、事務局経理課が研究助成金募集のお知らせを学内情報システムで配信して周知している。

教員の研究活動の財政的支援のために、共同研究・奨励研究費制度を設け、共同・奨励研究費規程(資料 6-26)を定め、研究推進委員会において審査し、経営会議の議を経て決定している。さらに海外研修助成制度を設け、国際学会での発表や参加、海外研修を対象に、海外旅費助成規程に基づき、助成を行っている。(資料 6-27)

教員の教育研究活動等の評価は、看護学部・研究科教員ともに、教員の役割の 4 分野(教育、研究、社会活動、委員会等大学運営)について、教員業績評価表をもとに行った各教員の自己評価に基づき、所属上長等が面接を行って指導・助言する教員業績評価制度を実施している。(資料 6-28)

博士の学位取得を希望する教員には、職務専念義務免除制度により大学院後期 3 年博士課程への進学・履修を認めており(資料 6-29、資料 6-30)、令和 2(2020)年度は、准教授 3 名、講師 2 名、助教 1 名が博士の学位を目指している。

看護系教員の臨床看護実践能力の維持と向上を目的に、看護学実習を担当する教員は、実習先の施設において実習打ち合わせと兼ねて研修を行い、臨床看護実践能力を育成し、実習指導の事前準備としている。

<看護学研究科>

本学研究科教員は、全教員が学部と兼任している為、FD 活動及び教育、研究活動、社会活動等の評価について、すべて上記の学部での記述の内容と活動の実施対象に含まれている。大学院での担当科目についても学部と同様に、毎年度末に学生を対象に授業の内容や理解度、指導の状況、大学生活などの評価を含めたアンケートを実施し、その結果を学内で共有している。(資料 4-36、資料 4-39)

以上のとおり、本学では、FD 活動は FD・SD 委員会を中心に、FD マップをもとに組織的・多面的に実施されており、毎年の教員業績評価制度等により、教員の資質向上等につなげている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

中期計画（令和元（2019）～5（2023）年度）において、教員・教員組織編制の取組項目として「教員組織のあり方の検討（『教員人事の基本方針』の見直し等）」、「大領域制の活性化」及び「職位ごとの業務の明確化と体制整備」を掲げており、毎年度の事業計画の策定及び検証の中でPDCAサイクルを回した取組を進めることとしている。

具体的には、毎年度末には教員会議において各委員会等が所掌する教育、研究、社会貢献、学生支援及び管理運営等各事業内容を報告・共有して点検・評価を行うとともに、教員組織においても活動目標を確認した上で、活動内容を点検・分析し、その結果を次年度の教員組織の見直し・改善に生かしてきた。（資料 6-31）

この議論のなかで、大領域制が所期の目的に沿った機能を発揮できていないこと、教員組織の編制及び運営について基本的な方針を明確にすべきであることといった課題意識が明かになり、学長のリーダーシップの下で経営会議、教授会において議論を行い、令和4（2022）年3月に中期計画に掲げる目標に一括して対応する「日本赤十字広島看護大学看護学部の教員組織の編制及び運用に関する規程」を制定して、同年4月から新たな教員組織の編制で臨むこととしている。

2. 長所・特色

本学の教育理念や目的によりふさわしい教員組織の充実・強化に向けて、本学が求める教員像の明確化と教員組織の適切な運用により、態勢整備と改善を着実に進めている。

その一環として、令和4（2022）年4月からは教員組織の編制と運用について本学独自の規程を設け、大学設置基準等に沿って役割分担と連携、責任を明確にした教員組織を運用していくこととしている。

専任教員や非常勤講師の採用については、規程を定めて、責任主体や手続き等を明確にした審査の透明性と迅速性を確保しつつ、模擬授業を2次選考で課すなどの改善も進めている。

また、教員の採用・昇格に当たっては、教員組織の年齢構成が特定の範囲に著しく偏らないよう配慮するとともに、専任教員の昇任は、教育・研究業績のみならず学内活動や社会活動への貢献も加味して評価して、公正な人事に努めている。

教員の資質向上についても、FD研修会や講演会の参加率がほぼ100%と、活発な討議が行われており、准教授や講師に専門領域での学位取得を促していること等から、全体として教員と教員組織は活性化が図られている。このことは、令和元（2019）年度以降3年間での個人及び共同研究費を新規に取得した者は3件、文部科学省の研究費や外部研究費の令和元（2019）年度の採択率は46.2%と、全国平均27.4%と比較して高い率を維持していることにも現れている。（資料 6-32、資料 6-33）

令和2（2020）年度からは教員による授業評価を開始し、FDマップの導入、隔年での教員評価のポートフォリオの作成など、教員の資質の向上に向けて継続的に取り組んでいる。（資料 6-21）

3. 問題点

教員・教員組織が、活力を確保しつつ適時・適切であり続けていくため、学部・研究科それぞれが抱える次のような問題や課題を着実・確実に解消・改善していきながら、持続的な発展を継続する必要がある。

<看護学部>

教育組織については、令和4(2022)年度からの新たな編制を円滑に運用し、教育研究上の効果を見極め、さらなる改善を検討していく必要がある。

また、新しい教育課程のもとで、多様なコースで学ぶ学生が質の高い学修ができるよう、教員配置について定期的に検証し改善する必要がある。

今後も、教育内容や方法の洗練化、看護教育に対する現場のニーズの変化等に的確に対応するよう、教員組織の編制について不断の検証・検討を続けていく必要がある。

また、女性教員が多い看護学領域の特徴があり、出産や育児休業中の教員の代替教員として非常勤助手の確保と教育力の向上が必要である。

<看護学研究科>

学部教育との兼任であるために、研究科担当教員の負担が大きい。

また、現在の領域別専門科目の編成では、少人数による授業となり、学修効果が十分とは言えない。

さらに、本学教員には、大学院後期3年博士課程の指導資格を有する者が少なく、指導体制の充実・強化が急務となっている。

4. 全体のまとめ

本学では、理念・目的の実現のため、教育研究活動の担い手である教員について「赤十字の理念を深く理解し人道的見地から行動できる人材」等求める人材像を明確にし、教員業績評価制度やFD活動をはじめとした多くの取組を通じて、資質の向上と能力開発を図っている。

また、教員組織についても編制と運用の基本的な方針を明示し、より効果的な教育研究活動の実現に向けて改善の取組を行っている。

今後も、教員と教員組織が、その時々々の状況変化や新たな課題の発生にも的確に対応し、安定して高いパフォーマンスを発揮していくことができるよう、質保証システムを運用するなかで不断の検証と改善を行っていく。

第7章 学生支援

大学基準**〔学生支援〕**

7 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、大学の理念・目的を踏まえて、修学支援、進路支援、健康管理支援、学生活動支援、の方針を定め、「Campus Life Handbook」に明記して学部生と大学院生に配付している。また、4月の新入生オリエンテーションや履修ガイダンスで学生支援委員会から学生と大学院生に説明して周知している。(資料1-13)

本学の修学支援の基本的な方針としては、総合的な支援は学生支援委員会を中心として行い、学生への個別支援はチューター制により行うこととしている。(資料4-26)

チューター制では、1名の教員が年間15名程度の学生を担当して履修指導と学習支援を実施し、2～4名のチューターをチューター長がフォローする体制をとっている。

また、身体的・精神的障害による修学上の支障に対しては、令和元(2019)年度に支援規程を制定し、必要な配慮を行うことを明示している。(資料7-1) 経済的な支援については、各種奨学金や修学支援制度等の効果的な活用を助言・指導している。

進路支援の方針は、学生が早期から自らのキャリアデザインを考え、進路についての目標を立て、進路選択や就職活動、並びに国家試験対策が継続的かつ計画的にできるように支援することを明示している。

健康管理支援の方針は、学生が充実した学生生活を送っていくために、心身ともに健康であることが基本であるため、健康教育講演会を定期的で開催して健康の自己管理を心がけるよう指導し、健康診断の結果に基づく指導を養護教員が中心的に行うこと、個別にはチューターと学生相談室の臨床心理士が支援することを明示している。

学生活動支援の方針は、学生の自治会、大学祭・卒業パーティー・卒業アルバムなどの各実行委員会、サークルが主体的に自立して活動ができるように、学生支援委員会が中心となり支援することを明示している。

以上のとおり、本学は、学生が本学の理念・目的を理解し、これに基づいて学習に専念して安定した学生生活を送ることができよう、学生支援に関する大学としての方針を定め、明示している。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

以下、評価の視点ごとに記述する。

(1) 学生支援体制の適切な整備について

学生支援体制は、主に学生支援委員会を中心に整備されている。学生支援委員会は委員会規程（資料7-2）に基づき、学生の支援に取り組んでいる。活動は、委員会で策定する年間活動計画に基づき、国試・進路指導係、健康管理係、学生活動支援・チューター係の3つの係で役割を分担して行い、委員長と副委員長が運営を総括している。

また、個別の学生への支援はチューター制を整備して行っているが、健康管理については保健室の養護職員と学生相談室の臨床心理士が学生支援委員会と連携して役割を担う体制を整備している。学生支援委員会での学生支援活動は必要に応じて経営会議や教授会で審議するとともに、年度初めと年度末の教員会議で計画と成果を報告し、全学の教職員が共有できるように体制が整備されている。

(2) 学生の修学に関する適切な支援の実施について

修学の支援に関しては、チューターが履修や学修状況、大学生生活全般を把握し、特

に1・2年次には大学での主体的な学び方を身につけるよう指導に力を入れている。チューターは、適宜、チューター長・学部長・教務委員会・学生支援委員会に連絡や相談を行い、協働して学生を支援している。休学の予兆となる授業の遅刻・欠席状況を早期に把握するために、各科目の定期試験受験資格である授業回数の2/3に出席が不足する可能性が生じた学生について、資格失効の2回前に科目責任者が教務学生課に連絡し、チューターから学生に状況確認と指導を行うようルール化している。(資料4-26)

学生の能力に応じた補習教育・補充教育として、4年次に国家試験模擬試験の成績低迷者に対して、集団学習会を企画し学生の学習を促進している。また、令和3(2021)年度から2年次対象の看護師国家試験対策模擬試験(低学年模試)を行い、低学年からの看護師国家試験に向けて学修を支援すると共に、チューターに情報(成績)を共有し、成績低迷者に対する個別指導の機会に繋げている。なお、正課外教育については本学ではとくに実施していない。

履修指導は、チューターが個別指導を担当しており、成績返却と履修登録の際に個別面接を行って指導している。GPA(Grade Point Average)を導入しており、2.5以上を維持するようにチューターから指導するとともに、助産師教育課程と保健師教育課程の選抜を目指す際の目安としている。(資料1-13) GPAが2.0未満の学生にはチューターは重点的に取り組んで、予習・復習の学習習慣をつけることや効果的な学習方法を指導している。単位認定において再履修になった場合はチューターの指導で学生が次年度の履修計画を立てて教務委員会に報告し、教授会で共有して確実に単位修得できるよう全学的に支援している。成績不振の学生、留年者の状況把握は、半期ごとに教授会で行う単位認定の際に各科目の個人の素点とGPAの確認、及びGPC(Grade Point Classaverage)の確認を行っている。

休学者については、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までの休学者数は年間5~17人、在籍者数に対する割合は平均1.8%で(資料7-3)、主な理由としては、i)心身の体調不良、ii)学業成績不振などである。

学年別では3年生が多いが、令和元年度までは3年次末に進級判定を行い、3年次までの必修科目の単位未修得があると進級不合格となって、次年度再履修するために半期休学することが理由である。なお、令和2(2020)年度より進級判定を2年次末に変更したため、今後は2年生の休学者が増えると予測される。休学後の復学については、チューターが個別に履修計画への助言を行っている。

退学者については、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までの退学者数は年間3~9人、在籍者数に対する割合は平均0.9%である。(資料7-4) 学年別では1~2年次に多く、主な理由としては、i)進路変更、ii)学業成績不振、iii)学修意欲の低下などである。退学希望者への対応は、チューターとチューター長が将来の進路などについて学生と面接をして意思を確認した上で、保護者の意向を確認し、学部長が学生に面談して意思確認を行って、教授会において状況把握の上で決定している。

障害のある学生に対する修学支援については、令和元(2019)年度に整備した障害学生支援規程に基づき実施しており、Campus Life Handbookに明示するとともに履修ガイダンスで説明して学生に周知している。(資料1-13、p.18~23) 学生からの支援申

請があった際は、学生支援委員長が面接で支援内容を相談した上で、教授会で審議して支援内容を決定し、申請学生に通知している。(資料 7-1) 支援内容は学生が希望する周知範囲に該当する教職員が共有し、統一した支援をしている。現在申請がなされている学生はメンタルヘルスに関する要配慮であり、授業や定期試験での座席の配慮や授業での教員による配慮を行っている。これまで身体的障害に対する申請はないが、建物全般がバリアフリーに対応しているため、車いすでの施設内移動は可能である。

奨学金等の経済的支援については、日本赤十字施設の奨学金(年間 60 万円程度)をはじめ、日本学生支援機構や地方自治体の各種奨学金制度を学生に周知している。(資料 1-13、p.65~67) また、本学独自の特待生制度(各学年の成績優秀者上位 5 人に対して、年間 50 万円の授業料免除)も設けており、受験生や在學生に周知している。(資料 1-13 p.27~28)

また、令和 2 (2020) 年 4 月から大学等における修学の支援に関する法律に基づき、文部科学省より一定の条件を満たすことの確認を受け、高等教育の修学支援新制度の対象機関となっている。修学支援新制度の対象機関として認定されるに至った「確認申請書」はホームページで公表している。(資料 7-5【ウェブ】)

(3) 学生の生活に関する適切な支援の実施について

学生の相談に応じる体制として、生活支援はチューターが行い、心身の健康については保健室の養護教員と学生相談室の臨床心理士によるカウンセリングを行う体制を整備している。

ハラスメント防止のための体制は、教職員で構成する人権倫理委員会を設置し、相談と支援体制を整備し、Campus Life Handbook への記載や学内掲示により学生に周知している。(資料 1-13、p.59-60) また、令和元(2019)年度から、学外の相談員への相談が可能な体制も構築し、教職員と大学院生を対象とする研修会を開催するなど、ハラスメントの防止に努めている。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、総括的な対応を学生支援委員会の健康管理係が中心となって取り組んでおり、年 2 回の健康教育講演会を開催し、1 年生を対象に性教育や調理実習を含む食育を行っている。(資料 7-6) 令和 2 (2020) ~3 (2021) 年は、COVID-19 の感染防止対策として対面での講演会開催ではなく、オンラインで講演会に切り替えて開催した。個別の学生には、保健室に配置した養護教員が、学生支援委員会の健康管理係と連携をとりながら、日々の保健室で対応するとともに、全学生の定期健康診断結果のフォローアップ、感染症に対するワクチン接種の確認等を行っている。令和 2 (2020) 年度より、学生および教職員対象にインフルエンザの集団予防接種を年 1 回行うこととし、令和 3 (2021) 年度も継続している。令和 3 (2021) 年には、5~6 月に医療従事者等(医学部生等の医療機関において実習を行う者)として、学生・教職員等の希望者を対象にした COVID-19 ワクチン接種を、地域の医師会の協力のもと、看護師免許を有する教員が看護師としての役割を担い、2 回の接種を大学内で実施した。また、メンタルヘルスは、学生相談室で臨床心理士によるカウンセリング日を週 2 日設けて対応している。(資料 1-13、p.54) 学生が利用しやすいように個人の利用状況は非公開としているが、緊急を要する場合は臨床心理士・学部長・学生支援委員長と健康管理係・養護教員が連携をとれる

体制を整備している。保健室と学生相談室の利用件数と内容は学生支援委員会が毎月把握して、学生の健康管理に活用している。(資料 7-7)

※健康教育講演会に対する学生アンケート結果は点検・評価項目③に記載

(4) 学生の進路に関する適切な支援の実施について

キャリア教育については、学生の進路選択及び卒業後のキャリア形成支援のため、学生支援委員会が総括的な支援を、チューターが個別支援を行う体制を整備している。

(資料 4-26、資料 7-8) 総括的な支援は、学生支援委員会が、4月に全学年を対象にキャリアガイダンスを開催し、学生支援委員会からの進路選択と就職試験に関する説明とともに、卒業生によるキャリア形成と国家試験対策についてのパネルディスカッションを行っている。令和元(2019)年度からは、研究科長と大学院生や大学院修了生による大学院紹介を加えており、長期的な展望をもったキャリア形成を支援している。また、中国・四国や九州、関西、関東などの主要な医療施設を大学に招待して病院説明会を5月に開催し、各学生が関心のある施設のブースを回って、看護部長や就職した本学卒業生から病院の紹介を受けられるようにしている。

COVID-19への対応のために、令和2(2020)年度の病院説明会およびキャリアガイダンスは施設側から提供を受けた動画をオンラインにて視聴を行った。令和3(2021)年度は、これに加えて、本学教員による病院関係者や卒業生とのインタビュー形式の動画を撮影し、オンラインで学生が視聴できるように工夫した。

個別支援は、チューターが中心となって、各学生の個性と要望を尊重し、多様な相談にも対応しながら、的確なアドバイスや指導を行っている。そのため「チューターの手引き」を教員に配付して、就職指導に一貫性をもたせている。(資料 7-8) また、4年生には「就職の手引き」を配付し、学業と両立させながら計画的に就職活動ができるようにしている。(資料 7-9)

就職を希望する学生の就職率は100%であり、就職先は、本学の特性として、赤十字関連の医療機関がほぼ毎年過半数を占めており、次いで、各地の基幹的な医療機関の国公立病院、公的病院、その他一般病院の順となるのが例年の傾向である。保健師として行政機関に就職する者もあり、それ以外では、大学院や助産師学校への進学者が若干名いる。(資料 4-43)

大学院生については、就業をしながら就学する学生が多いため、修了後に新たに就職する大学院生の数は少ない。新たな就職が必要な場合は研究指導教員が個別相談に当たっている。また、学内での病院説明会の案内を行っている。

国家試験対策への支援は、学生支援委員会の国試・進路指導係が中心となって3・4年生を対象として行っている。令和3(2021)年度からは、2年生も対象に国家試験対策を実施し、低学年の時期から自己の学習達成状況を把握して学習をすすめていけるように、国家試験模擬試験の受験の支援を始めている。保健師・助産師・看護師の国家試験模擬試験の年間計画を学生とともに立案して取り組んでおり、模擬試験の結果を分析・評価して教員で共有し、各科目での教育にも生かしている。また、各学生が模擬試験結果に基づき「成績管理表」「弱点攻略シート」を作成してチューターに提出し、個別指導を受けられるようにしている。特に、4年生で模擬試験の成績が不振な学生30名程度を対象とする集団学習会を年4回開催し、国家試験問題と同様の問題

を解いて学習し合うような工夫も行っている。国家試験の合格状況については、例年全国平均を上回る合格率であり、令和2年度の新卒者の合格率は、保健師97.4%、助産師99.7%、看護師95.4%となった。(資料7-10) 若干名ながら不合格者もあり、卒業後も希望者は模擬試験が受けられるようにして、チューターや学生支援委員会からの助言も受けられるようにしている。

なお、令和3(2021)年10月から、学生の就職活動の支援の一環として面接等の採用選考で活用できるよう、自らが修得した能力・知識等の学習内容と成果を文章やグラフ等で表記したディプロマ・サプリメントを交付する制度を開始している。(資料7-11)

(5) 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施について

学生支援委員会の学生活動支援・チューター係を中心に、自治会、大学祭などの各実行委員会との会合を定期的に行って、学生の主体性と自立を重視しながら、学生相互の交流を深め、活動を通じて社会性が身につくように助言している。(資料4-26)

特に自治会活動は、自治会の運営、学生交流会やスポーツ大会の開催、七夕やハロウィンの行事、病院でのキャンドルサービス、日本赤十字六大学学生交流会の開催と参加など、活動が多岐にわたるため、年間計画をもとに計画的に実施できるように、また、会計管理が公正に行えるように支援を行っている。なお、大学祭では協賛企業や参加住民など学外者への対応が適切に行えるように支援し、サークルの活動は、円滑に進められるよう必要に応じて支援している。

COVID-19の対応として、令和2(2020)年度よりサークル活動は休止、病院でのキャンドルサービス、他大学の学生と交流する日本赤十字六大学学生交流会の開催についても中止となった。令和3(2021)年度については、COVID-19の現状を鑑み、感染症対策を前提として、サークル活動の再開のために「サークル活動再開申請願」を作成し「感染症対策計画書」を合わせて申請をしてもらい、感染予防対策を徹底して活動できるように支援している。

また、学内外のボランティア活動、地域社会との交流、課外活動、講演会などへの参加を奨励するために、「さくらポイント」というポイント制を設けており、学生の関心を高めている。

さらに、学内や学生専用マンションにおけるマナーの向上に取り組むとともに、自律した学生生活ができるように指導している。

(6) その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援委員会の学生活動支援・チューター係が中心になり、自治会、大学祭などの各実行委員会との会合を定期的に行い、学生の要望を聴取して委員会で支援の対応ができるようにしている。

ただし、令和2(2020)年度の大学祭・自治会活動については、COVID-19の現状を鑑み、規模を縮小して実施している。自粛の状況の中で学生間の交流の場を残すために、学校行事などは感染予防対策や実状をふまえて企画・運営ができるよう支援をおこなった。令和3(2021)年度の大学祭も、感染予防対策をふまえたうえで、異なる学年の学生間での交流や学びのある大学祭が実施できるような企画・運営の支援を行い、規模を縮小し限定的ではあるが開催した。なお、令和3(2021)年度の大学祭で叶わ

なかったウェルカムホーム（卒業生の交流）についても、現在ニーズ調査を行い、オンライン開催に向けて準備を進めている段階にある。

また、令和3（2021）年度には、学生の声を大学の管理運営に直接反映することで、学生支援の一層の充実を図るため、経営会議において学生と直接の意見交換を行う仕組みを創設し、第1回では感染防止対策と食堂の再開について意見交換を行い、その結果、パーティションの設置と配置形態の調整を決定した。（資料7-12）

以上のとおり、本学の学生支援に関しては、大学の方針とそれに基づく体制を整備して、適切な支援が行われている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

修学支援、進路支援、健康管理支援、学生活動支援の取組についての点検・評価は、担当している学生支援委員会が中心に行っており、大学の中期計画（令和元（2019）～5（2023）年度）と年度ごとの事業計画において、毎年度の取組内容と目標を設定し、その進捗や結果と課題について、PDCA サイクルを回しながら年度中途と年度末に点検・評価を行っており、その結果を翌年度の取組の改善・向上に反映させている。計画と点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が取りまとめて、教育の質保証委員会で審議して最終評価を決定しており（資料2-18）、教員会議で全教員に周知するとともに、ホームページで公表している。（資料2-5【ウェブ】）

点検・評価の根拠には、合格率や留年率や参加者数などの各種客観データに加えて、学生へのアンケート等も活用している。中でも重視しているのは、平成27（2015）年度から、毎年度末に卒業を控えた4年生を対象に行っている学生生活全般についての満足度や適切性についてのアンケート調査であり（資料1-31）、令和元（2019）年度卒業生の結果は、本学の学生支援に対する総合的な満足度は3.40ポイント（上限4ポイント）、令和2（2020）年度は3.43ポイントで満足度が年々上がっている。しかしながら、令和元年度は学生活動への満足度は3.39ポイントだったが、3.25ポイントと-0.14ポイント満足度が減少した。満足度減少の理由として、令和2（2020）年度はCOVID-19によりサークル活動の休止、大学祭・自治会活動の規模縮小により学生生活に積極的に参加できなかったことが考えられる。また令和2（2020）年度のアンケート調査において、COVID-19への対応・対策に対する意見も収集した。（資料1-31）学生からは、感染予防対策で安心して授業や実習を受けることができた、チューター教員にサポートしてもらえた、自宅で学習中にオンラインを活用した国家試験対策支援をしてもらって役に立ったなどの反応があった。一方で、就職活動に対するチューター教員の支援への要望があった。

また、学生支援委員会が主催する各事業の実施後にも、参加学生へのアンケート調査を行い、翌年度以降の取組に生かしている。国家試験対策支援では4年生へ看護師国家試験後に調査を行い、役に立った学習方法や後輩へのアドバイスを収集して、次年度の

学生への周知にも活用している。(資料 7-13)

以上のとおり、本学は、学生支援の適切性について、適切な資料に基づいて、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を進めている。

2. 長所・特色

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援委員会による総括的な支援と、チューター制による個別の支援を中核として、教員と事務局が連携した全学的な学生支援体制が整っている。

3. 問題点

本学では、現状においては十分な学生支援を行っている。

さらなる発展を目指した将来に向けた課題として、支援で依存しがちになる学生に、主体性・自立性をもたせること、国家試験の不合格者を出さないよう初学年から国家試験対策を着実にを行うことへの動機付けと学修支援を強化すること、アンケート調査だけでなく、学生の代表者と教職員が学生支援についての直接意見交換・協議を行う仕組みを構築すること、などが考えられ、これらについても一層の取組が必要である。

また、COVID-19 への対応として、現段階では自治会活動の規模を縮小せざるを得ない状況にあるため、学生の自主性の低下、オンライン授業による学生間の交流の場の減少などの課題への対応が求められる。

さらには、COVID-19 により学修や日常生活に様々な影響を受けた期間が長くなっていることから、今後の学生の状況については学生支援の観点からも注視していく必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、理念・目的の実現に向けて、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、明示した学生支援方針に基づいて、チューター制度も活用しながら体制を整備し、きめ細かな支援を行っている。また、その適切性については、客観データやアンケート結果等の情報等に基づいて点検・評価し、その結果をもとにした改善・向上を進めている。

今後も、学修者本位の教育活動の充実を目指して、学生の修学支援、生活支援、進路支援等を適切に取り組んでいく。

第8章 教育研究等環境

大学基準

〔教育研究等環境〕

8 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的・各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、中期計画のビジョン～本学が目指す姿において、ヒューマンケアリングを基軸とした「学修拠点」「研究拠点」を掲げている。

学生の学修環境及び教員の教育研究環境の整備については、本学の中期計画において教育研究等環境整備の方針として、

- i) 長期修繕計画調査書の建物状況調査を参考に教育研究環境の整備
- ii) 経年による教育研究備品の更新に関してはヒアリング等で現状に即した整備
- iii) 情報ネットワークシステムの最適化、再構築

を明示している。(資料 1-28)

校地・校舎、施設・設備に係る整備については、「施設設備の長期修繕計画」に基づき、既存の施設設備について適切に維持管理を行うとともに、長期的な観点で改修や更新を行っている。(資料 8-1)

以上のとおり、本学は、中期計画に方針を明示し、計画的に教育研究環境の整備を進めている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有しかつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

本学は、廿日市市内の宮島を一望できる高台に位置しており、敷地面積は約 41,000 m²、

校舎面積は約 19,000 m²で、大学設置の際に基準とされる敷地面積 5,000 m²、校舎面積 5,454 m²を十分に満たしている（大学基礎データ表 1）。

校舎は、管理棟と教育研究棟の2つに分かれ、中廊下で連絡している。また、キャンパス内には、学生や教職員が集うためのアメニティ豊かな空間を創出し、中庭や廊下などテーブルや椅子を設置している。なお、建物全般がバリアフリーに対応している。

管理棟には、事務室に加え、ヒューマンケアリングセンター、保健室、非常勤講師室、カウンセリング室などを配置している。ソフィアホール（講堂）は、約 550 席あり、講演会や式典などに活用している。

また、管理棟 2 階には、学長室、事務局長室のほか、大会議室や小会議室を配置し、教授会や委員会を開催している。

教育研究棟 1 階から 3 階には、学生用の食堂、ロッカールーム、大講義室 4 室、小講義室 6 室、多目的実習室、情報処理室、ランゲージラーニングセンター（LLC）、看護シミュレーションセンター、看護学実習室 4 室、図書館を整備している。

体育施設としては、体育館に加え、テニスコート（3 面）、フィットネスルームを整備している。課外活動のためのクラブ室 10 室を体育館 2 階に配置している。

教育研究棟 4 階には、大学院研究科長室、教員研究室（34 室）、助手・助教の共同研究室（4 室）をはじめ、大学院共同研究室（5 室）を設けている。また、優先して大学院の講義に利用される演習室（7 室）も設けている。

その他、学生が自主的に利用できる学習環境として、図書館の閲覧席や各所に自習室を整備していることに加えて、令和元（2019）年度にラーニング・コモンズ「SAKURA COMMONS（さくら・コモンズ）」の整備を行っている。ラーニング・コモンズには組み合わせを変えることで多様な使用方法ができる机や椅子、ホワイトボード等の什器を設置し、近隣にアクセスポイントも設置されているため無線 LAN（Wi-Fi）も利用することができ、自習だけではなくグループワークや私物 PC を利用した作業が行えるなど、多様な使用方法ができる環境を構築している。また、2 つある情報処理室は、講義がない時間帯は開放状態としており、PC を利用して自由に学習できる環境を確保している。

施設、設備の維持・管理は、業務を委託している外部業者が日常的に各施設・設備の点検を行っており、大学は委託業者から報告を受けることで安全・衛生等に係る問題点を把握している。把握した問題点には、可能な範囲で速やかに対応しており、大規模な工事になる場合であっても計画的な早期対応に努めている。例えば、平成 27（2015）年度から 2 か年計画で実施した外壁の修繕工事では、一部で落下の報告を受けていたことからレンガ状の外壁をすべてビスにより固定することで落下対策を行ったことや、令和 2（2020）年度から 2 か年計画で室内機及び室外機のすべてを更新する総額 2 億円の空調設備（GHP・EHP）の更新工事などが挙げられる。

また、COVID-19 対策については、学内の各所に手指用の消毒液を増設し、机やテーブルの除菌用にウェットクロスを整備し、ソーシャルディスタンスの確保と各自での消毒の実施を呼びかけた。それら各自で行う対策に加え、多くの学生が利用する場所及び触れる箇所は委託業者に日々の消毒作業を委託し、各講義室等は学生・教職員が換気を徹底するなど、感染症対策を講じている。なお、窓の開放による換気時に害虫の侵入を防ぐため、各講義室、各実習室及び図書館等に網戸を整備した。その他、学内での実習・

演習機会の増加や遠隔授業・サテライト授業等の新たな授業形態に対応するため、シミュレーターの増設や遠隔授業用の器材など必要な備品の整備を行った。

ネットワーク環境としては、骨格となる有線 LAN を、管理棟－教育研究棟間の基幹ネットワークとして 10Gbps の光ファイバーケーブルを使用して、各建屋内の LAN は 1Gbps の Cat5e 又は Cat6 の LAN ケーブルを使用して、構築している。さらに、この骨格に接続する無線 LAN を、教育研究棟 4 階全域、教育研究棟 3 階全域、教育研究棟 2 階全域（情報処理室 1・2 及びアリーナを除く）、図書館、教育研究棟 1 階全域、食堂、管理棟 2 階全域、管理棟 1 階全域（ソフィアホールを除く）に無線 LAN アクセスポイントを設置して、学内どこでも無線 LAN を利用できる環境を整備している。なお、学生用の無線 LAN は、学生数の 2 倍以上となる約 2,000 デバイスの同時接続に対応し、教職員用無線 LAN は、学生用とは別に約 500 デバイスの同時接続に対応している。

学生用のパソコンは、情報処理室 1 及び 2 に 103 台、図書館に 16 台、（うち 2 台は図書館利用者の共用 PC）、大学院生研究室 1～4 に合計で 16 台、オープンスペースに 8 台を設置している。また、教職員用のパソコンは、各講義室、各実習室、事務局、各研究室等に計 124 台を設置しており、貸出用パソコンも 9 台を確保している。さらに、タブレット端末（iPad）も学生用に 20 台（LLC 教室に設置）、教職員用に 60 台、図書館用に 4 台の計 84 台整備している。

情報倫理に関しては、ネットワーク利用者の情報リテラシーを確保するため、教職員には、原則全員参加の研修を年 2 回開催している。

また、学部生・大学院生に対しては、入学時の情報システム操作研修と併せて個人情報の取り扱いに重点を置いた研修を実施し、「インターネット利用ハンドブック」（資料 3-17）を配付するとともに、「Campus Life Handbook」（資料 1-13）にも「情報ネットワークシステム利用管理規程」（資料 8-2）「インターネット利用ガイドライン」（資料 8-3）を掲載し、周知徹底を図っている。

このように、本学は必要な校地及び校舎を有し、施設及び設備を整備して適切に維持しており、常に教育研究環境の維持・改善に取り組んでいる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

以下、評価の視点ごとに記述する。

(1) 図書資料の整備と図書利用環境の整備

① 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

令和3(2021)年3月末現在の蔵書数は、73,382冊／点であり、うち和書1,583冊、洋書50冊、視聴覚資料45点の合計1,678冊／点を令和2(2020)年度に受け入れ(資料3-14【ウェブ】)、令和2(2020)年度は総額で14,687千円、内訳では、図書3,253千円、学術雑誌6,577千円、データベース等4,602千円、製本255千円を支出している。なお、図書については、教員が選書を行う領域別(一般、専門基礎、専門)選書1,870千円と、図書館による選書2,001千円に区分している。(資料8-4)

また、学術雑誌については、令和3(2021)年3月現在、雑誌113誌、うち、和雑誌80誌、洋雑誌33誌を継続購入し(資料3-14【ウェブ】)、洋雑誌のうち21誌は電子ジャーナルとなっている。学術雑誌は館内複写件数による利用頻度調査や、数年ごとに行う教員を対象とした購入希望アンケートの結果に基づき、購入雑誌を決定している。

電子情報は、国内データベースの医中誌 Web、メディカルオンライン、メディカルファインダー、最新看護索引 Web、国外のCINAHL with Full Text、Cochrane Library、文献管理ソフト RefWorks を導入し、令和3(2021)年度からは新たに電子ブックとしてメディカルオンラインイーブックスライブラリーを加え、電子資料の充実を図っている。契約データベース等は、図書館ホームページから一覧でき、すべてのデータベースはVPN接続が可能で、自宅等の学外からもアクセス可能な環境を提供している。加えて令和2(2020)年4月末から1か月余りCOVID-19拡大により休業となったことを受け、学生・教職員の利用が多い医中誌 Web をフリーアクセスに変更し、自宅等学外からもアクセス制限なく利用できる環境を整備した。なお、これらの電子情報は、学園の6大学による共同購入を推進し、費用の低減と一層の拡充をはかっている。

②国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

図書館は、国立情報学研究所のNACSIS-CAT、NACSIS-ILL サービスに参加し、図書館システムと接続、本学所蔵情報を提供しながら、他図書館と複写文献の取り寄せ・受け付け、図書の貸借など学術コンテンツの相互協力を行っている。また広島県立図書館とネットワークを整備し、広島県立図書館の「インターネット予約貸出しサービス」の受取館となり、学生・教職員が広島県立図書館の資料を利用する際の窓口となっている。他教育機関との連携においては、広島県大学図書館協議会、中国四国地区大学図書館協議会、私立大学図書館協会に加盟し、総会・研修会に参加することで情報交換等を行っている。なお、広島県大学図書館協議会では、大学の研究成果を発信する広島県大学共同リポジトリを形成している。

③学術情報へのアクセスに関する対応

情報検索端末は、館内に16台のPCを設置している。このうち学生用PCは14台、学外者も利用可能な検索用の共用PCが2台で、検索用には4台のiPadも設置している。館内には無線LANを整備しているため、持ち込みのパソコンや自身のスマホを使ってOPACやインターネット、データベースの検索が可能な環境としている。

本学の所蔵図書を検索できるOPACはWeb上に公開しており、看護系大学図書館として所蔵する看護学関連資料をはじめとした保健・医療・福祉関連資料の利用の

ため、本学卒業生・修了生のほか多くの学外者が来館していたが（令和元（2019）年度約490名）、令和2（2020）年はCOVID-19拡大防止のため利用を制限したため4名にとどまった。（資料3-14【ウェブ】）その後、感染状況に落ち着きがみられた令和3（2021）年11月から12月の間、1年7か月ぶりに予約制で再開し12名の来館があった。

本学に所蔵していない文献、図書は、学生・教職員が、図書館システムのマイライブラリ機能を使って、他図書館への文献複写や図書の借用を図書館に依頼することができる。マイライブラリでは、このほかに貸出状況の確認、図書の予約、在学中の貸出履歴も参照できる。

また、大学の研究成果を公開するため、広島県大学図書館協議会を母体とする広島県大学共同リポジトリに参画し、広島県内の16校（令和3（2021）年度現在）で共同リポジトリを構築している。主なコンテンツは紀要論文となっており、令和3（2021）年3月現在の登録件数は259件、ダウンロード件数は56,151件であった。（資料8-5）

なお、このような情報化社会における文献の収集・活用の能力を高めるため、データベースやインターネット等を利用した文献検索についての講習の充実も図っており、1年次の「基礎ゼミ」からスタートして、学年ごとに復習を兼ねた文献検索講習会を実施している。令和2（2020）年度はCOVID-19拡大防止のため対面での講習はほぼ中止となり資料配布にとどまったが（資料8-6）、令和3（2021）年度はGoogle Classroomを使いオンライン講習を行っている。（資料8-7）さらに地域貢献の一環として、平成19（2007）年度から地域の看護職を対象とした文献検索講習会（トワイライト講習会）を開催していたが、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度とCOVID-19拡大防止のため中止せざるを得ない状況となっている。

④学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館は、床面積1,199㎡、教育研究棟2、3階に位置し、収蔵可能冊数は最大約10万冊である。蔵書は、令和3（2021）年3月末現在で7万冊を超えている（資料3-14【ウェブ】）が、ほぼすべての蔵書を開架として、利用者が直接資料を手にとりやすい環境を確保している。

図書館の閲覧席は、一般閲覧席の105席に加えて、共同学習室に24席、学習室に4席の計133席あり、ブラウジングコーナーには大型ソファを設置している。このほか館内には、図書館資料を使用しながらグループで学修するための共同学習室4室、個人で学修するための学習室4室を設けている。視聴覚資料専用のAVコーナーは4箇所あり、各3名ずつで合計12名がヘッドホンを使用してDVD等を視聴できる。また、館内には無線LANを整備している。

令和3（2021）年8月には、災害時における利用者の安全確保を目的として、本棚の最上段にブックキーパー（書籍落下防止装置）を設置した。この装置は震度4程度の揺れで自動的に落下防止バーが作動し、書籍の落下を防ぐことが可能となる。

図書館の通常の開館時間は、授業の有無に関わらず月曜日～金曜日が8時～20時、土曜日は9時半～17時、日曜・祝日は休館としている。令和2（2020）年度はCOVID-19の感染拡大を受けて、臨時休館を余儀なくされることもあったが、6月からの対

面授業の開始とともに、座席数を減らすなど感染予防対策を徹底し、開館時間を月曜日～金曜日 9 時 30 分～17 時、土曜日休館と短縮して開館した。その後は感染状況をみながら開館時間を延長し、令和 3 年（2021）年 5 月の緊急事態宣言時を除いて月曜日～金曜日 8 時 30 分～19 時、土曜日 9 時 30 分～17 時で開館した。令和 3（2021）年 10 月には閲覧機のパーテーションを改修、高さを上げて感染防止措置を講じ、広島県の感染拡大防止措置解除後の 10 月 18 日からは通常の開館時間となっている。

貸出は通常貸出（学部生：5 冊／2 週間、院生・教職員：10 冊／2 週間）に加えて、臨地実習期間に合わせた貸出や卒業研究用、長期休暇用の貸出を区分して設けており、目的に合わせて図書を借りることができる体制を整備している。なお、令和 2（2020）年度の貸出冊数は、COVID-19 拡大防止による臨時休館や開館時間短縮の影響により学生・院生の貸出冊数が減少し 11,644 冊、教職員は 2,531 冊、卒業生を含めた学外者が 2 冊であった。（資料 3-14【ウェブ】）

また、令和元（2019）年に図書館に隣接してラーニング・コモンズ「SAKURA COMMONS（さくら・コモンズ）」を開設した。自由にカスタマイズできる可動式の机・椅子、ホワイトボードを設置し、壁面の一部もホワイトボードとした。自由な空間で考え、話し、書くことができ、グループワークやディスカッション、プレゼンテーション等に利用できる空間として学生の利用が進んでいたが、令和 2（2020）年度以降は感染拡大防止のため、机の間隔をとり個人の学修スペースとして開放している。

（2）図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館の運営は、月曜日～金曜日の日中は常勤職員 1 名、常勤嘱託職員 2 名の計 3 名、夜間は非常勤嘱託職員 1 名を配置している。土曜日は、常勤嘱託職員 1 名の体制で対応している。

司書資格を有する常勤職員 2 名と教員免許を有する常勤職員 1 名が、文献検索講習会の企画・実施、授業内容や大学行事に沿った展示会の企画等を行っており、定期的な研修会等への参加などを通じて、図書館に関わる最新情報や他図書館の情報・動向を収集し、本学にフィードバックしながら学修・教育・研究の支援を行っている。

以上のとおり、本学の図書館・学術サービスの体制は十分に整備され、適切に機能している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)
等の教育研究活動を支援する体制

本学における研究活動は、その根幹が、学則の「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究」であり、この上に様々な取組が展開されている。

現在の中期計画においても、「ビジョン～本学が目指す姿」は、「学問的基盤に立ち、生命の尊厳と人類の叡智を基調とした真のヒューマンケアリングの意味と価値について教育・研究」する「地域と世界のヒューマンケアリングの創造に寄与する『研究拠点』」として「① ヘルスプロモーションの向上に貢献する研究の推進」、「② 地域包括ケアシステムの構築に貢献する研究の推進」及び「③ 国内外の災害救護や国際救援・開発協力に貢献する研究の推進」との方向を示すとともに、取組の「研究教育等環境整備」の項において「研究活動の充実強化と社会還元」及び「競争的外部研究資金等の確保」等を明示しており、これら基本的な考えは全学で共有されている。

また、FD マップに「研究を遂行し発展させていく力」のコンピテンシーを段階別に明示しており、研究遂行能力強化の必要性・重要性についても全教員が共有している。

さらに、令和3(2021)年度からは、それまでのFD・SD/研究推進委員会をFD・SD委員会と研究推進委員会に分離したことから、研究の推進体制についても強化が図られている。

教員の研究支援の取組として、令和3(2021)年度は、個人研究費17,545千円、共同・奨励研究費3,000千円及び海外旅費等助成費1,000千円の予算を計上した。

個人研究費は、経営会議で配分決定し、教授会報告後、職位等に応じて各教員に配分しており(資料8-8、資料8-9)、教授・准教授・講師・助教・助手の職位別に定めた基礎配分額に、大学院を担当する教員は、主指導及び副指導を行う学生の人数に応じて加算するなど、活動状況に応じた加算項目も設定している。なお、令和2(2020)年度の予算の執行率は、74%であった。(資料8-10)

研究旅費は、国内の学会にシンポジスト・座長・演者として参加する講師以下の教員に対して同年度内1回に限り上限5万円を支給する特例制度を設けている。(資料8-8)

共同・奨励研究費は、本学の複数の研究者又は本学の研究者と日赤関連施設や実習施設等との研究で学術の進展に寄与することを目的とした「共同研究」と、本学の若手研究者の育成を目的とした「奨励研究」の2種類の研究に対して助成を行っている。この研究助成を受けた研究者は、研究終了の翌年度までに学内の研究発表会において発表を行うとともに、研究成果を原則として本学の紀要に投稿するよう義務付けている。(資料6-26)

外部資金獲得については、中期計画においても取組に掲げており、科研費等の申請を推進するために、研究推進委員会が研究計画調書の書き方などの学内説明会を年1回、実施しているほか、新たに令和3(2021)年度には、科研費獲得に関する著書を執筆されている外部講師による研修会を実施したほか、申請者が専門業者による研究計画調書のレビューを受けることができる「競争的資金申請支援システム」の導入を行うなど積極的な支援を行っている。

その他の研究助成も、募集があるたび学内に案内を行い、情報の共有を行っている。

また、前年度に本学に対して募集があった外部研究資金の情報をまとめた冊子を配付し、計画的な準備を可能にするなどの取組も行っている。

研究室については、すべて教育研究棟の4階に配置し、教授・准教授・講師は個人研究室、助手・助教は3室を1部屋4～5人で共用している。また、同フロアの各所に演習室を設け、会議や授業、学生の面接場所として使用しているほか、大学院研究室も5室を配置している。

講師以上の研究室は約28～43㎡、助手・助教が共用する研究室は約47～56㎡、演習室は約28㎡の面積であり、研究室には教育研究を行うための備品として、書架、デスク、椅子、パソコンなどを整備するほか、学生や訪問者との対応用にテーブルと椅子を設置している。また、有線LANとWi-Fi環境も完備している。

研究時間については、本学の教員は、講義・演習・実習等の教育、学内の委員会活動や会議、学会や研修活動のほか、看護分野の特徴として地方公共団体の審議会等各種委員への就任、他施設の講師、看護の職能団体への貢献といった多岐にわたる社会的活動を展開しているため、決して余裕がある状況ではない。しかしながら研究時間の確保に向け、令和3(2021)年度からは公的研究費を利用したバイアウト制度を試行したほか、学長から週1日の研究に専念するよう推奨するなど、工夫に努めている。

教育・研究を支援する環境や条件の整備については、可能な対応を進めてきており、本学や他大学の大学院で修学する教員には、自主計画研修として事前承認の上で、修学に必要な時間の職専念義務を免除している。

なお、大学院生を積極的にティーチング・アシスタントとして雇用し、教員の教育研究活動に対して人的支援を行っている。

また、COVID-19の感染拡大により研究の遂行が困難な状況にあるため、助成期間の延長が可能となるよう令和2(2020)年には共同・奨励研究費規程の改正を行った。

今後も、必要に応じて、さらなる支援策等の充実を検討していく。

以上のとおり、本学は、教育研究活動に対し、支援する制度の整備や取組の実施を適切に行い、その促進を図っている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究倫理の遵守に向けて「日本赤十字広島看護大学における研究者の行動規範」を制定し、研究者のあるべき姿を規定している。

その上で、「研究活動及び研究費の不正防止に関する機関内の責任体制図」を明示し、研究の不正に対して大学として責任を持って対応することを表明している。

研究倫理教育としては、日本学術振興会が提供する研究倫理のeラーニングコース「eL CoRE」を採用し、受講を奨励しており、令和2(2020)年度の受講率は総計100%（教

員、職員、大学院修士課程、大学院博士課程)に達している。また、令和元年度からは、未受講者には定期的にメールで奨励しており、受講率 100%達成を目標として取組を継続している。

また、公的研究費の使用に関する不正防止に向けては、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」を策定し、同じく「研究活動及び研究費の不正防止に関する機関内の責任体制図」で責任体制を明確にするとともに、上記の基本方針に則り「公的研究費不正防止計画」を策定して、想定される研究費の使用に関する不正の要因と防止策を明示している。(資料 8-11、資料 8-12、資料 8-13)

さらに、研究費の使用に関する不正防止の一環として、上記計画に掲げるコンプライアンス研修を実施している。まず平成 27 (2015) 年度に本学所属の全研究者を対象に実施して全員が受講し、それ以降も、新規に入職する教職員(職員は研究に関わる課への配属者)を対象に実施しており、研修出席者には漏れなく「公的研究費不正防止にかかる誓約書」を徴取している。

学内審査機関として研究倫理審査委員会を設置し、これまで「臨床研究における倫理指針」(厚生労働省)、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省)、「看護研究における倫理指針」(日本看護協会)等の各指針を踏まえた審査を行っている。

本委員会は、教職員の研究倫理審査に加え、大学院生(修士課程、後期 3 年博士課程)が行う研究も当該委員会が審査することとしており、毎月 1 回、委員会を開催して、教職員及び大学院生の審査申請に対して審査を行っている。

また、令和元 (2019) 年度から「研究倫理審査承認後の研究終了・中止報告書」に研究中に発生した有害事象の記載欄を設けて、進行中の研究に発生した倫理的な問題にも当該委員会が対応できるよう体制を整備し、問題なく研究が終了したのか等を確認している。

さらに、本委員会から指摘の多い事柄等について申請書類の見直しを毎年行い、記載漏れが少なく質の高い研究倫理審査書類となるよう取り組んでおり、審査においても、「条件付承認」後の再申請等、一定条件を満たした申請は速やかに審査を行う「迅速審査」の実施や、大学院生の初回審査における面談の実施、審査結果返却時の記載内容に関する口頭での補足説明の実施などの改善を行って、円滑な審査を実現している。(資料 8-14、資料 8-15)

なお、当該委員会は、法律学の専門家 1 名及び一般の立場から意見を述べることのできる者 1 名の学外者を外部委員に委嘱し、中立的かつ公正な審査を行っている。

以上のとおり、本学の研究倫理を遵守するための措置と対応は適切である。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

適正な教育研究等環境を常に確保し、改善を図っていくため、本学では、中期計画及

び毎年度の事業計画に「研究教育等環境整備」に係る具体的な取組を定め、計画的な建物・設備の更新や定期点検も含む個々の取組を実施しており、その実施結果については内部質保証システムのPDCAサイクルにより点検・評価を行っている。(資料 2-18)

点検・評価にあたっては、毎年3月に行う卒業・修了直前の学生及び大学院生に対する授業や環境をはじめとした学生生活全般についてのアンケート調査を活用している。

近年の環境改善の例としては、平成29(2017)年度は施設内の棚・ロッカーに対する耐震工事、情報ネットワークシステムの全面更新、平成30(2018)はトイレの和式から洋式への改修、令和元(2019)年度は、ラーニング・コモンズの新設と学修スペースの新規確保、講義室の視聴覚設備更新などがある。また、施設設備では令和2(2020)年度は空気調和設備更新(令和3(2021)年度までの2か年事業)、COVID-19の感染対策で拡大した遠隔授業に対応した環境整備を行っている。

なお、計画外であっても、学生等からの急な要望があった場合などには、個別に必要性等を検討した上で対応に努めており、例えば令和2(2020)年度はCOVID-19の感染対策として窓を開放し換気を実施していたが、蚊や害虫等の侵入があったことから、教育研究棟の各講義室に網戸を設置した。

なお、学生アンケートの自由記載欄にあった「学内にATMが欲しい」という意見を受けて、対応を模索した結果、ATM・窓口設備を備えているもみじ銀行の移動式店舗車の誘致に成功し、令和元(2019)年8月から月に一度、本学での営業を開始している。(資料 8-16)

この結果、学生・大学院生へのアンケート結果では、総合的な学習環境への満足度の問いに「満足している」と答えた学生・院生が、平成27(2015)年度の22.2%から令和3(2021)年度は58.9%に大幅増加しており、「満足している」に「どちらかと言うと満足している」を加えれば、令和3(2021)年度は93.7%が学習環境におおむね満足しているという結果を得ている。(資料 1-31)

以上のとおり、本学は、教育研究等環境についての定期的な点検・評価に基づく改善・向上の取組を、適切に行っている。

2. 長所・特色

本学は世界遺産厳島神社が鎮座する日本三景宮島を望む高台という場所で、自然豊かな環境に囲まれており、学習環境として最適な立地に位置している。建物は清掃が行き届いており、建設から約20年の経過を感じさせない美しい状態を維持している。また、施設・設備は長期修繕計画に基づき、経費とのバランスを考慮した計画的な更新や日々の点検・検査による問題発見時に速やかに修繕等の対策を行うことで、安全かつ快適な教育研究等環境を維持している。

また、学内全域に無線LAN環境を整備し、各所に学生がいつでも利用できるパソコンやオンデマンドプリンタを配備しており、単科大学としてはICTに係る設備も充実しており、図書館は、看護学を中心に、保健・医療・福祉関連に特化した資料の収集・充実に努めて、学生・教職員だけでなく、卒業生や多くの地域の方も利用に訪れている。

3. 問題点

施設・設備については、長期修繕計画を参考に年度ごとの収支状況とのバランスを取りながら更新計画を進めることで問題のないレベルでは維持されているものの、今後、施設・設備の老朽化や陳腐化の進行を考えれば、現状維持ベースにとどまらず長期にわたって一定の方向性で教育研究等環境の整備を行うための方針の策定が必要である。

また、外部研究資金への申請者数がまだ少ないため、各教員の研究時間確保の取組やバイアウト制度の本格導入等、教育面に集中しがちな本学教員のエフォートをバランスよく研究にも割ける状況への改善も必要である。

このほか、研究倫理遵守のための規程や不正防止計画等の文部科学省等の最新のガイドライン等に沿った形での見直しや、学生の自主的な研究・学修スペース確保及び教員の研究活動充実のための研究室拡充など、課題が次々に出て決して完成・完了することがない教育研究等環境については、常に状況やニーズの変化などに目を配って適時・適切な対応を続けていく必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、理念・目的の実現に向け、必要な教育研究等の環境は適切に整備・維持されており、なかでも主要な施設である図書館については学生・教職員のニーズに応えた資料や学術情報を提供し、地域の保健・医療・福祉やその専門職を支える上でも重要な役割を担っている。

また、研究倫理を遵守する取組も適切に運用できており、外部研究資金獲得や大学の研究資金確保の取組も実施しているが、一方で教員の教育面の負担の大きさから、研究遂行の時間を確保する方策は課題となっている。

一方で、ICTの発達とCOVID-19の影響を受けた学修手段の変容やSociety5.0に向けた社会の変革など、大学を取り巻く社会情勢の変化は急速で著しく、教育内容だけではなく教育研究活動を行う場や環境にも変革が求められている。このため、今後は単に適切な環境を維持するだけでなく、適時かつ適切に情報の収集・分析や学生等のニーズの把握を行い、積極果敢に取組を勧める必要がある。

第9章 社会連携・社会貢献

大学基準

〔社会連携・社会貢献〕

9 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、ヒューマンケアリングセンターが中核組織となり社会貢献・社会連携の活動を実施することとし、次の3点を活動目的としている。

- ①大学としての人材育成、教育研究機能を学外に開き、看護・介護を中心に地域の保健・医療・福祉に貢献する社会資源として活用を図る。
- ②地域の人々と共同・連携して実践し、その知見を学内外に発信し、成果を社会共有の知識として広め、人々の健康に資するために活用する。
- ③地域住民の健康の保持増進に寄与し、多様化する社会・個人にニーズに対応し、1人ひとりを大切にした新しい看護活動を推進する地域の生涯学習拠点として活動する。

ヒューマンケアリングセンターは、開学当初は教員の自主企画の活動を中心に行っていたが、平成21(2009)年4月に教育研究施設として位置づけ、センター長を置くほか内部組織として認定看護師教育室と地域支援室を設置した。

事業の企画運営は、センター長のリーダーシップのもとに、教職員が構成員となる地域支援推進委員会と認定看護師教育課程教員会で行っている。(資料3-7)

地域への貢献活動は、主に地域支援推進委員会が担い、「本学の教育・実践・研究機能を学外に開き、社会と連携・協力しながら、地域の保健医療福祉に貢献する社会資源として活動できる生涯学習拠点として活動する」ことを目的に、次の6点を活動目標に定めて活動している。(資料9-1)

- ①赤十字施設ならびに実習施設など地域の保健医療福祉施設と連携・協力し、専門職を対象として、ニーズに合った生涯学習の機会を提供する。
- ②廿日市市との包括協定を活かして、地域住民を対象として、ニーズに合った生涯学習の機会を提供する。
- ③教育ネットワーク中国、社会福祉協議会など外部関係団体との連携を図り、地域住民のニーズに合った生涯学習の機会を提供する。
- ④地域支援室活動を効果的・効率的に学内外へ広報する。
- ⑤自治体と連携・協力し、地域住民の健康の保持増進に寄与するための健康学習と支援体制の仕組みを作る。

⑥地域支援活動の成果を評価する。

なお、ヒューマンケアリングセンターの各組織及び運営は「日本赤十字広島看護大学ヒューマンケアリングセンター規程」(資料 3-7)のほか、「日本赤十字広島看護大学ヒューマンケアリングセンター長選考規程」(資料 9-2)、「日本赤十字広島看護大学ヒューマンケアリングセンター地域支援推進委員会規程」(資料 3-10)、「日本赤十字広島看護大学認定看護師教育課程教員会規程」(資料 9-3)に定めた上でやっている。

ヒューマンケアリングセンター地域支援室の活動は、学内においては教職員に対し、教員会議において地域支援室長の説明により周知し、学外に対しては、本学ホームページに掲載して広く周知している。(資料 9-1、資料 9-4【ウェブ】)

活動状況は、教職員には年度ごとに活動報告書を作成して配布して周知し(資料 9-5)、学外には各事業が終了するごとに本学ホームページにブログ記事を掲載している。また、地元である広島県及び廿日市市に拠点のあるマスメディアに積極的に情報提供をし、広報誌や新聞に各事業の記事が掲載されるよう働きかけている。(資料 9-6)

よって、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針は学内外ともに明示している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

地元自治体・病院との連携については、産・学・官との連携した活動の実践として、平成 21 (2009) 年 5 月に大学が立地している廿日市市との包括協定を締結した。(資料 3-9) 平成 22 (2010) 年からは年に 1~2 回程度の会議をもち、相互理解と協力関係について強化している。廿日市市は、地域住民の高齢化を踏まえた健康の保持・増進への寄与を要望しているため、本学では看護系大学としての特性を活かした活動を行っている。

平成 22 (2010) 年度には、本学と廿日市市、そして廿日市市の中核病院である JA 広島総合病院の三者で包括的連携協定(以下「三者協定」という。)を締結し(資料 9-7)、JA 広島総合病院の看護継続教育などに協力している。

平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013) 年度には、廿日市市と協働して「阿品台いきいきプロジェクト」を立ち上げ、阿品台地域の住民の健康力と地域力の活性化に取り組んだ。(資料 9-8) 平成 26 (2014) 年度以降は、「阿品台いきいき健康づくり講座」としてこのプロジェクトを継承し、阿品台地域住民を対象とした健康教室を実施している。

教育研究の成果を社会に還元していくため、地域支援室では、看護職を中心とした専門職対象ならびに地域住民対象の研修会を行っている。令和 2 (2020) 年度以降現在までは、COVID-19 の感染防止対応として、研修会等は主催者の意向や参加者の動向などにより、研修会等の回数や参加人数は減少しているが、WEB 開催や YouTube 等のネット環境を利用することにより感染症に対する対策を講じながら社会への還元を適切に行っている。(資料 9-10)

専門職を対象とした主な事業は、中四国赤十字関連施設・看護継続教育研修会、看護職のためのチームづくり研修会、摂食・嚥下認定看護師教育課程公開講座である。また、地域住民を対象とした主な事業は、日本赤十字広島看護大学公開講座、阿品地区防災訓練における救急法講習会である。(資料 9-11、資料 9-12)

地域支援室活動における令和 3 (2021) 年度の公開講座等の開催は、COVID-19 の感染拡大のため、感染防止策が図れないものについては見合わせたが、実施可能なものについては、WEB 開催を行い、集客数の合計は延べ 978 名であった。(資料 9-10) その他、廿日市市認知症高齢者支援会議に参加した。

なお、阿品地区防災訓練における救急法講習会については、感染防止対策を講じての開催を計画していたが、COVID-19 まん延防止等重点措置のため令和 3 (2021) 年度は開催中止となった。しかし例年、本学から講師を派遣し、救急法指導員としての成果を社会へ還元することができている。(資料 9-12)

認定看護師教育室では、西日本で唯一となる摂食・嚥下障害看護に関する認定看護師養成を行い、看護専門職者に対してより高度な知識と技術の提供をしている。(資料 9-13【ウェブ】) 平成 21 (2009) 年度から令和 3 (2021) 年度まで 309 人の修了者が、看護実践の場で活躍している。(資料 9-14)

地域支援室や認定看護師教育室での各事業への参加を広く得るために、研修会等の広報用チラシを作成して、専門職対象事業は医療機関や教育機関に、地域住民対象事業は行政・市民センター・町内会などに配布し、併せて本学ホームページに案内記事を掲載している。また、事業終了後は、活動実績を広く学内外に周知するために、活動報告をホームページに掲載して広報に努めている。(資料 9-15【ウェブ】)

広島市及び一般社団法人教育ネットワーク中国主催のシティカレッジに平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度まで講座を提供し実施している。ここでは、看護系大学の教員の強みや特色を活用し、医療・福祉に関連したテーマで、広島市の中心部で開講したが、令和 3 (2021) 年度は COVID-19 の影響で見送っている。(資料 9-16)

国際交流については、国際交流委員会が担当し、「国際的な視野で教員と学生の研究・教育活動を促進・援助する。海外の機関との研究・教育活動の分野で関係を深め、持続する」との方針のもとで、次の 4 点を重点として取組みを進めている。(資料 9-17)

- i) 海外教育機関との交流促進
- ii) 講演会等の開催
- iii) 本学の国際活動に関する情報発信
- iv) 学生・教職員の国際交流の推進

海外教育機関との交流については、スイスのラ・ソース大学と平成 30 (2018) 年 3 月に MOU (大学間交流に関する協定) を締結し(資料 3-21)、短期交換留学プログラムとして平成 29 (2017) ～30 (2018) 年度に本学学生を同大学へ派遣した。また、平成 30 (2018) 年度から令和元年度にラ・ソース大学から留学生を各年度 2 名ずつ計 4 名、受け入れた。留学生が日本の看護教育を学ぶことができるプログラムを国際交流委員会が主体となり作成した。本プログラムにおいては、看護系専門科目の講義の受講や演習を体験し、さらには実際に病院実習を行った。また、プログラムの履修とともに平和公園、原爆ドーム、平和記念資料館の見学、放射線被曝者医療国際交流推進協議会 (HICARE)

にて原爆に関する講義の受講、広島赤十字・原爆病院、日本赤十字社広島県支部、広島県赤十字血液センターでは、日本赤十字社の災害救護活動や、血液事業についても学んだ。さらに、日本での生活をサポートするボランティア学生や地域住民と留学生が、日本文化の体験、本学大学祭への参加等の交流を行った。

また、平成30（2018）年度に創設した、海外渡航にかかる交通費の一部助成を行う海外研修費補助制度について、令和元年度に同大学への派遣学生に対しては、奨学金として補助限度額を引き上げ、より応募しやすい環境を整えた。（資料9-18、資料9-19）

他にも、フィリピン大学マニラ校へ平成29（2017）年度に最初に本学学生を派遣し、平成31（2019）年3月には同大学とMOU（大学間交流に関する協定）を締結した。（資料3-20）

なお、令和元（2019）年度以降は、ラ・ソース大学とフィリピン大学マニラ校へ学生を派遣予定であったが、COVID-19の世界的拡大によりのため見送っている。

令和元（2019）年度に日本赤十字社広島県支部が実施した日本・韓国青少年赤十字相互交流事業においては、韓国の青少年赤十字メンバー及び指導者が本学に来校し、施設見学と体験学習を行った。体験学習では本学助産師教育課程の学生とともに新生児のケア方法等を体験し、その後、意見交換や文化について質問をし合い交流を深めた。（資料9-20）

毎年、国際的な看護や救護活動の観点から、著名な研究者・教育者による特別講演会を開催するとともに、定期的に開催する国際交流セミナーを通して学生の国際的な視野の醸成を支援している。COVID-19の感染拡大下においても、感染防止対策を講じて特別講演会を開催し、国際交流セミナーもオンラインセミナーの形式で開催することで、今までと同様に学生が国際的な話題に触れられる機会を提供し続けている。

また、英語版ホームページや英語版パンフレットを作成し、学内外での国際交流活動についての記事をホームページに掲載する等、国際活動に関する情報発信を行っている。

さらに、国際交流の促進のため、関連情報を収集し、学生・教職員へ周知する等の支援を行っている。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けて取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

事業ごとの点検・評価は事業開始前に地域支援推進委員会において事業企画書により検討を行い、事業終了後は、事業報告書により点検・検討を行っている。検討の結果は、次年度の企画書に反映させ、事業の改善を図っている。また、この委員会における取組については、内部質保証システムのPDCAサイクルにも乗せており、さらに全学的な点検・検証も行っている。

年度ごとに作成する地域支援室活動報告書は、教職員に配布して周知することにより、より効果的・効率的な活動へと改善している。（資料9-5）また、適切性の検証では、参加者のアンケート等を基に実施内容の検討を行い、次年度の活動に反映している。（資料

9-21、資料 9-23)

一方で、認定看護師課程については、中・四国地域における摂食・嚥下障害看護に関する認定看護師の充足・稼働状況、特定行為研修を組み込まない A 課程の令和 8 (2026) 年度での廃止、これらを受けた受講希望者の減少等の状況変化について、経営会議等で議論を行った結果、令和 4 (2022) 年度は休講とし、今後について検討することとしている。(資料 3-8)

地域支援事業や教育研究成果の社会への還元については、毎年度末に実施している地域支援推進委員会の事業評価にて検証を行い、次年度の事業に活かしている。(資料 9-22)

研修会等の開催について、専門職を対象とした事業においては、各研修会・公開講座等に対して、臨床看護師や看護教員を中心として延べ 775 名の専門職の参加を得られた。専門的な知識や技術を提供することで、目的を達成することができた。(資料 9-10、資料 9-21、資料 9-23)

地元自治体等との連携については、平成 21 (2009) 年の廿日市市との包括協定後、同市福祉保健部との連携を密にして地域住民の健康保持・増進に係る活動を実施し、平成 24 (2012) 年度と 25 (2013) 年度には「阿品台いきいきプロジェクト」の実施へと発展し、成果を得ている。平成 26 (2014) 年度以降は後継事業として、「阿品台いきいき健康づくり講座」をスタートさせ、阿品台住民を対象に年 1 回講座を開催し、地域住民の健康づくりの支援及び評価を行っている。(資料 9-8、資料 9-10)

なお、認定看護師課程の状況や COVID-19 の影響などを勘案し、令和 3 (2021) 年度には、今後の大学の社会連携・社会貢献の方向性を検討するため、「ヒューマンケアリングセンターあり方検討会」を開催し、地域や臨床現場のニーズを把握しつつ、活動を強化できるように、教職員・学生が協働して運営していく体制づくりを検討している。

2. 長所・特色

本学の特色ある取組みの一つである「阿品台いきいきプロジェクト」は、地域住民への広報活動の場、地域のまつりへの学生ボランティアの活動の場、公衆衛生看護学実習における「地域診断」として導入し、順調に活動を継続している。住民と学生の交流は、阿品台住民の生き甲斐を活性化させ、学生の人間関係の形成力に効果を発揮している。

平成 24 (2012) 年度以降、「阿品台いきいきプロジェクト」の活動により、大学・住民・廿日市市の連携が強化され、交流が深まった。また、廿日市市で開催される生涯学習フェスティバルと健康フェスティバルに出展し、300 人～1,500 人の大規模イベントにおいて、地域住民の健康管理・保持増進について貢献している。さらに、「阿品台いきいきプロジェクト」関連の事業を公衆衛生看護学実習と連携させることで、地域住民が本学の教育に参加・協力できるよう機会を提供している。

とりわけ高齢化が進む阿品地区では、住民の防災意識が高く、毎年防災訓練を開催されている。本学は、教員が大学院生や学部生ボランティアの協力を呼びかけ、地域住民の希望に添った赤十字救急法講習会を実施し、その際に心肺蘇生法や AED の使い方を普及することで、地域住民との交流を促進すると共に地域の減災対策の一翼を担ってい

る。(資料 9-12、資料 9-24)

また、大学近郊で最も大きな医療機関である JA 広島総合病院とは、同病院の看護師が本学の演習に RECNES (赤十字看護教育サポーター) としての参加や実習前 OSCE (客観的臨床能力試験) の評価者として関与することで、病院においては看護師の教育力が向上し、大学においては臨床で求められる実践的な知識・技能の提供を受けられる、相互に連携した看護の実践教育を推進している。(資料 9-25、資料 9-26)

3. 問題点

地域支援室や認定看護師教育室の構成員は、大学内の教育研究活動との兼務であることから、教員の教育研究活動と社会連携・貢献活動を両立させていくことが課題である。解決策としては、各事業における業務の明確化と役割分担を行い、構成員だけでなく全学的な教職員の協力を求めていくこととしている。

また、地域住民への研修会や教育研究成果の還元を行う場合、大学近郊の住民層からの参加者の多くが高齢者になることが多く、若年層への発信が不足している。そこで令和 2 (2020) 年度から、小中高、特別支援学校の児童・生徒を対象とした事業の立ち上げに着手し、各教育機関や自治体教育委員会との連携強化に努めるよう準備をすすめている。

このような学内外の課題や COVID-19 の感染拡大下における対面・集合の事業への影響等を踏まえ、令和 3 (2021) 年度からヒューマンケアリングセンターのあり方の検討に着手しており、令和 5 (2023) 年度から新たなヒューマンケアリングセンターを核として、本学の地域連携・社会貢献の充実・強化を目指している。

4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を踏まえ、開学時からヒューマンケアリングセンターを設置し、平成 21 (2009) 年度からは教育研究施設として社会との連携・協力や社会貢献活動を一元化する態勢をとっており、円滑かつ安定した活動を行っている。また、廿日市市、地元の社会福祉協議会や住民組織とも関係を維持し、継続的に活動を行っている。

令和 3 (2021) 年 10 月から着手したヒューマンケアリングセンターの今後の在り方の検討については、令和 4 (2022) 年 3 月に基本的な方向を取りまとめたところであり、この方向に沿って、令和 5 (2023) 年度からのリニューアルを目指して具体的な検討を行い、準備を進めていく。

第10章 大学運営・財務

大学基準

〔大学運営・財務〕

10 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

第1節 大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

本学の運営に関する基本的な方針は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」に以下のとおり定められている。(資料6-5)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本赤十字学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）

第46条の規定に基づき、学校法人日本赤十字学園（以下「学園」という。）が設置する看護大学及び短期大学（以下「大学」という。）の管理運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(経営管理の原則)

第3条 大学は、学校教育法等の関係法令及び寄附行為をはじめ学園の諸規程を遵守して、常に適正な管理及び運営を行い、かつ健全な経営を保つよう努めなければならない。

(経営会議)

第12条 大学に、経営に関する重要事項を審議するため経営会議を置く。

2 経営会議は、学長、副学長、学部長又は学科長、研究科長、事務局長又は事務部長、学務部長、図書館長、教育研究施設の長及び学長が指名する者をもって構成する。

3 経営会議の運営等は、大学毎に制定する経営会議規程に定めるところによる。

本学においても、この基本的な方針の下に学長をトップにして大学を運営し、中期計画と事業計画に基づき各種の事業を実施している。

そのうち教育研究活動の状況については、大学自らの点検及び評価を行い、その結果

を公表することを学則及びこれを準用する大学院学則に明示している。(資料 1-2、資料 1-21)

これら学園の規程と学則は、学内情報システム「教職員ポータル」に掲載して教職員に周知させているほか、本学ホームページ及び「Campus Life Handbook」(資料 1-13)にも掲載し、学生・保証人や広く一般に向けて周知を図っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

学長の任免は、学園本部の理事会の同意を得て理事長が行い、その選考は学園本部に学長候補者選考委員会を設置して選考される。委員会は、理事長が委員長を務め、理事会が選出した委員3名に、学長(大学)が教職員の中から経営会議の議を経て選出した委員3名を加えた計7名の委員により構成されており、学園本部と大学の意向を反映しながら選考する体制となっている。(資料 10-1-1)

学長の権限と責任は、法人組織(理事会等)の権限と責任を定める学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程(資料 10-1-2)において、大学の管理運営の責任者として定められている。具体的には、理事会権限のうち、収支予算及び決算の承認、事業計画、借入金、学則等の変更、重要な契約などの理事会や常務理事会の業務を除く業務は、学長に委任されている。

学部長及び研究科長の任命は、学園看護大学規程(資料 6-5)により、学長の意見を聴いて、理事長が行っている。学部長及び研究科長の選考は、本学選考規程(資料 10-1-3、資料 10-1-4)に基づき、それぞれ学長及び所属の専任教授3名の4名の委員で構成する選考委員会で候補者を選考し、経営会議の議を経て学長から理事長に報告している。なお、学部長及び研究科長は、経営会議の構成員として本学の管理運営そのものを担う重要な職であることから、学長選考における委員選出と同様な方式としている。

意思決定プロセスや権限と責任については、学園寄附行為(資料 1-1)、学園理事会業務委任規程(資料 10-1-2)、学園看護大学規程(資料 6-5)などにおいて、意思決定に係る職制や組織を定めている。学園の各大学共通のこれらの規程と本学における細部を定めた本学組織分掌規程(資料 10-1-5)に基づき、経営に関する重要事項について審議し学長の決定を助ける「経営会議」を、また、専ら教学関係について学部や研究科内の意見を取りまとめる「教授会」・「研究科委員会」を置き、大きくは、「各種委員会等→教授

会・研究科委員会→（教育の質保証委員会）→経営会議→学長」という意思決定プロセスを定めている。

このなかで教授会や研究科委員会は、組織分掌規程（資料 10-1-5）に基づき、学長が決定に当たって意見を聴く必要がある、授業科目の編成、単位、履修に関することや学生の募集、入学・退学・休学等に関すること、卒業認定・学位の授与に関すること、学生の保健・生活の指導に関すること等、教育研究や学生に係る重要な事項について審議している。

また、職の権限と責任についてもこれら規程で定めており、学部長・研究科長については、学長の職務を補佐するとともに、学長の命を受けて、学部長は教授会の議長並びに学部の教学に関する事項を、研究科長は研究科委員会の議長並びに研究科の教学に関する事項を担当することを明確にしている。（資料 3-25、資料 3-26、資料 6-5）

なお、学長決裁事項のうち比較的軽微な決裁権限の一部については、伺い定めで学部長・研究科長が代行できる内規による学長の負担軽減にも配慮している。（資料 10-1-6）

令和 3（2021）年には、大学運営に学生の意見を反映させることを目的に、経営会議において学生と意見交換を行う仕組みを設け、学修者本位の大学運営を目指す取組を進めている。（資料 7-12、資料 10-1-7）

教職員についても、毎年度末の自己点検・評価アンケートを活用し、大学運営に関する意見を聴取している。

危機管理体制については、平成 27（2015）年度に、本学の「危機管理基本方針」（資料 10-1-8）として、危機管理委員会及び危機管理室の設置や危機事象ごとの学内役割分担などを定めている。（資料 10-1-9）ちなみに COVID-19 に関わる事案についても、危機管理委員会を主管として全学の体制で対応するよう定めている。（資料 10-1-10）

以上のとおり、本学は、学園及び本学の規程により所要の職を置いて必要な組織を設け、プロセスや権限と責任が明確な組織を整備し、学生や教職員の意見への対応も含め、多くの意思決定を行い、適切に大学運営を行っている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成のプロセスは次のとおりである。

- ①学園本部が示す予算編成方針等を踏まえ、本学における対応、事業計画と予算編成のスケジュールについて、入学者数等の見通しを含めた議論を経て、経営会議が方針決定して学内に示す。
- ②経営会議の方針に基づいて各課・各委員会が提出する予算要求に対して、経理課が事業の妥当性や予算要求内容の前年度実績等を踏まえたヒアリングを実施の上、精査を行う。
- ③経営会議は経理課が精査した予算案を検討し、必要な整理・調整を加え、予算原案として決定の上、学園本部に提出する。
- ④学園本部は、各大学から提出された予算原案を集約して学園 6 大学の学長会議等で

の協議などで必要な整理・調整を加え、学園全体の予算案を編成し、理事会の議を経て決定する。

予算執行は、学園経理規程（資料 10-1-11、資料 10-1-12）に基づいて行い、内部統制を確保している。基本的には、各課・各委員会等が配分予算の範囲内で執行を伺い、経理課は、予算との適合性や執行状況、契約方法や金額等を審査して承認・支出している。なお、適正な予算管理のため、関係各課に予算管理シートを配付し、経費支出の際に必要な金額を入力して添付する取扱いとしており、また、執行の透明性や適切性を一層確保するため、競争入札等を積極的に取り入れてもいる。

さらに、本学は、学園監事による「監事監査」、学園が契約する監査法人による「監査法人監査」、学園本部による「内部監査」の3種類の多角的な監査を、監事監査と内部監査を3年に1回程度、監査法人監査は毎年2回受けており、その指摘や会計処理改善等にも適切に対応している。（資料 1-1、資料 10-1-13）

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みとしては、毎年度の事業計画について行っている年度中途の中間点検と年度末の最終評価、それに連動する予算編成プロセスがあり、数値化できるものはその数値を基に成果を検証し、改善を進めている。

このほか、日本私立学校振興・共済事業団が作成した自己診断チェックリストに本学の当該年度の決算値及び過去4年間の決算値を入力し、経常収支差額比率、人件費比率、教育活動資金収支比率、流動比率等の経営分析も行っている。（資料 10-1-14）

以上のとおり、本学は、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務組織の構成は、日本赤十字広島看護大学組織分掌規程により組織を建て、職員の職、分掌業務を定めており、具体的な人員配置は、毎年度、事業計画や対応すべき課題に応じて見直し決定している。（資料 10-1-5）

事務局に配置している正規職員数は、令和3（2021）年5月1日現在、21名である。

なお、より効率的な運営体制とするため、特定の業務についてはスタッフ（嘱託職員・臨時職員）の活用により対応している。（資料 10-1-15）

また、情報センターが所管する学内情報システムの管理運営には高度な専門性と継続性が必要であることから、担当職員について、平成30（2018）年に、それまでの保守管理委託業者からの派遣を終了し大学の正規職員を採用した。

さらに、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の施行を機に、処遇改善と優秀な職員の確保のために令和3（2021）年度にスタッフの正規職員への登用制度を設け、同年4月に2名を正規採用した。

ちなみに本学の正規職員は、設置当初から、優秀な人材を確保するとともに人事を滞留させないことで組織の活力を維持するため、日本赤十字社広島県支部からの出向職員を充てている。

これについては、毎年度、人事交流等にかかる基本方針（資料 10-1-16）に基づき、県内の日本赤十字社関係施設による「人事交流等推進委員会」を設置して、合同採用を行うとともに、施設間の人事交流を行っている。（資料 10-1-17）このため、出向職員の採用、人事評価、昇任・昇格等は、日本赤十字社と広島県支部の諸規程に基づいて運用している。

また、前述の学園採用の正規職員については、学園の諸規程で人事管理を行っている。ちなみに、人事評価については日本赤十字社の規程に準拠しており、出向職員との間に実質的な差はない。

事務部門は、大学の運営全般を支える役割を担っており、大学の持続・発展には、単なる事務作業の効率化や経費削減にとどまらず、現状分析・課題把握と将来計画への反映など、教学を含む大学の活動全般について積極的な関与が不可欠である。このため、本学では、経営会議をはじめとする各種会議や委員会に事務職員も委員として参画又は同席させ、教職協働のもとで大学運営にあたる態勢をとっている。（資料 10-1-18）

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上をはかるための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

新任の教職員には、FD・SD 委員会が中心となって、毎年度、系統的な研修会を運営している。例えば「新任教職員研修シリーズ」として、大学組織の理解、本学の教育システムと学生支援、赤十字の理念と看護教育の研修を義務化して行っている。（資料 1-14）

また、全教職員を対象に、意欲や資質の向上を目指して、FD・SD 委員会が衛生委員会や人権倫理委員会との共催で、メンタルヘルスのセルフケア、ハラスメント防止について研修会を実施するほか、情報セキュリティの動向、マーケティング手法の大学運営への活用等、多面的な視点から研修会を開催している。（資料 6-23）

さらに、事務職員に対しては、日本赤十字社及び同県支部、日本赤十字学園が実施する新規採用職員・中堅職員・新任役付職員などの職階に応じた階層別研修や教務、経理などの職能別研修に参加させるとともに、文科省や学術機関、各種団体等が実施する専門研修や説明会等にも積極的な参加を推奨するなど、大学職員としての専門知識の修得と資質の向上を図っている。（資料 10-1-19）

なお、教員にとっての FD マップと同様に、事務職員に求められるコンピテンシーを階層別に整理した SD マップを作成しており、各職員への動機づけと SD 研修の系統的实施等に活用している。（資料 10-1-20）

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

学園の中期計画（資料 1-27）を踏まえ、本学の中期計画（資料 1-28）を策定し、その中期計画に基づいて年度ごとに事業計画（資料 10-1-21）を策定している。

事業計画に定めた具体的な事業は、上半期終了時と年度末に、各委員会・部局が進捗状況や実施結果の点検・評価を行い、それを自己点検・評価委員会が集約して教育の質保証委員会で審議している。（資料 2-4）

これらの過程において、下半期の取組の改善・実行を行うとともに、次年度の事業計画に反映させる方法で PDCA を回し、事業計画の着実な推進に取り組んでいる。

また、日本赤十字広島看護大学中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会を定期的開催し、大学運営に関して率直な評価や提言を受ける機会を設けている。（資料 2-19）

監査については、法人内のものとして、学園本部の監事による業務・財産の状況の監査（資料 10-1-13）と、学園本部職員による業務、会計、学事に関する内部監査に加えて、毎年度、期中と期末に学園が委任している監査法人の監査を受けている。

それぞれの監査の後には、講評等のフィードバックがあり、その後、改善に向けての対応について学園本部や監査法人に報告をし、大学運営の質の向上に努めている。

また、学内では、公的研究費の適正な管理のため内部監査を年 1 回実施しており、研究倫理審査委員長を主な監査員として、書類調査に加えて、実際の研究費使用状況や納品状況等の事実関係の厳密な確認を実施している。（資料 10-1-22）また、これとは別に、研究倫理審査委員長及びコンプライアンス推進責任者（研究推進委員長）を監査員とする期中監査も実施しており、研究の進捗状況や経費の執行状況及び適切性を、対象者と面談で確認している。（資料 10-1-23）

教職員を対象とした自己点検・評価アンケートでは大学運営に関する質問項目も設け、計画に基づく事業実施や大学運営の仕組みが機能しているかどうかを問うている。この結果は、経営会議や教育の質保証委員会で協議し、上記の PDCA サイクルの中で改善の取り組みに活かしている。（資料 1-31）

さらに、大学運営の適正と透明性を確保し、学内外への説明責任を果たしていくため、ガバナンス・コードを策定した。（資料 10-1-24、資料 10-1-25【ウェブ】）

以上のとおり、本学は、大学運営の定期的点検・評価と改善・向上に、適切に取り組んでいる。

2. 長所・特色

本学では、学長、学部長、研究科長等の選考、権限・責任は、明文の規程により適正に運用し、学長の決定を補佐する「経営会議」を月 2 回定例で開催し適時適切な協議・決定を行っており、学長を中心とした大学の運営体制は確立し定着している。

また、事業展開にあたっては、中期計画・事業計画に基づく PDCA サイクルが確立している。

なお、大学運営に関する諸規程等は、学園全体の見直しのほか本学の実態との整合も常に確認し、必要な場合には経営会議で議論し時機を逸さず改正している。

大学運営にあたる事務職員には、人材育成を目的とした勤務評定を実施するとともに、文科省、学術機関、各種団体が開催するSD研修会のほか、赤十字学園、日本赤十字社支部や赤十字病院施設と連携した幅広い研修機会を提供している。

3. 問題点

第1章の問題点で挙げたとおり、学校法人本部と本学はじめ6看護大学の共通する課題には、長期計画が策定されていないことがある。このため令和3(2021)年10月の学園学長会議において議論し、令和22(2040)年に向けた学園・各大学のグランドデザイン(全体構想)の策定に着手することとなった。

また、中長期にわたり大学を安定的に運営していくためには、それを支える組織体制の整備が必要であり、事務局の組織と人員配置について、適宜見直していく必要がある。

県支部出向の事務職員には定期異動が行われるが、教務や入試業務等の大学運営の重要な業務には専門的な知識と経験が求められるため、優秀なスタッフの正規職員への登用を県支部出向とのバランスを取りながら進めていく必要がある。

今後、少子化の更なる進行等で大学を取り巻く環境が厳しさを増すなか、大学を安定的に維持・発展させていくには、事務職員・教員ともに意識改革が必要である。また、教員と職員がそれぞれの立場で企画・立案や折衝・調整等の業務遂行力を高めた上で、全学的な教職協働体制を構築することが必要である。

このため、情報の学内共有の深化やFD・SD活動の一層の充実・強化を図るとともに、目的志向の大学組織の在り方について検討していく必要がある。

新たな取組であるガバナンス・コードについては、適正な評価・公表と改善を確実に実行し、大学運営を適切に行っていくための有効なツールの一つとして活用する必要がある。

4. 全体のまとめ

本学では、大学運営にあたる基本的な考え方を明示し、明文の規程による適正な手続きで専任された役職員が、その権限と責任を明確にしながら、教職員を組織建てして取りまとめ運営にあたっている。

また、大学運営の点検・評価とそれに基づく改善の取り組みも継続的に行っており、監査についても適正に機能させている。

今後、大学を取り巻く環境は厳しさを増すが、教職員の能力を最大限に引き出し、組織の力も強化しながら、適切かつ適正な大学の安定的な運営に向け不断の取組を進めていく必要がある。

第2節 財務

1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学園は、全国の6大学に看護学部と看護学研究科を設置し、各大学の将来も見据えた、法人としての中期計画を5年ごとに策定しており、令和元（2019）年度から第三次中期計画を実行している。

この計画を踏まえて、本学も中期計画を策定し、この計画に基づいて、毎年度の事業計画を策定して具体的な取組を推進している。毎年度の事業計画は予算編成と同時並行して策定しており、予算編成では、中期計画に加えて、財務に影響を及ぼす固定資産等の整備についての以後5年間の計画を検討・反映しており、実質的な中期的財政運営の検討を毎年度行っている。（資料10-2-1）

また、予算編成及び執行においては、決算における黒字の確保を目指している。

なお、大きな費用を要し財務運営への影響も大きい固定資産等整備の計画は、平成27（2015）年度に行った施設設備の長期修繕計画調査で把握した更新・修繕等対象と時期・頻度を踏まえつつ、現況に応じた進度調整の可否等も含めて検討しており、例えば空気調和設備の更新は令和2（2020）年度から2年間で実施している。

財政運営においては決算における黒字の確保を目指しており、本学の令和2（2020）年度財務関係指標は次のとおりで、全国私学の保健系学部平均に比して良好な状態にある。（出典：日本私立学校振興・共済事業団編「今日の私学財政」令和3年度版（全国保健系学部52校））（大学基礎データ表10、表11、資料10-2-2）

①人件費比率	54.6%（全国平均 51.8%）
②人件費依存率	66.3%（全国平均 69.6%）
③教育研究費比率	35.7%（全国平均 35.2%）
④管理経費比率	4.2%（全国平均 8.2%）
⑤基本金組入後収支比率	97.6%（全国平均 105.8%）
⑥学生等納付金比率	82.3%（全国平均 74.4%）
⑦補助金比率	11.0%（全国平均 14.1%）
⑧寄付金比率	0.4%（全国平均 2.3%）
⑨固定比率	91.6%（全国平均 98.2%）
⑩固定長期適合率	89.0%（全国平均 91.2%）
⑪流動比率	388.9%（全国平均 256.6%）
⑫総負債比率	5.0%（全国平均 12.1%）
⑬負債比率	5.0%（全国平均 13.8%）
⑭退職給与引当預金率	100%（全国平均 72.1%）

⑮基本金比率 99.9%（全国平均 97.2%）

※全国平均：医歯系法人を除く全国平均

以上のとおり、本学は中期的な計画に基づいた財政運営を行い、比較的良好な状態を維持している。

点検・評価項目②：教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学の理念・目的を実現するため、中期計画及び毎年度の事業計画を策定して具体的な取組の内容を定め、財政状況に応じた進捗調整等も行いながら、目標の達成に向けて推進しており、予算編成及び予算執行においては、経費の削減・圧縮などにも取り組んでいる。

また、施設設備の維持・更新については、毎年度の財務運営のなかで、過去、集中的に施設整備引当特定資産を積み立ててきたが、開学から20年以上が経過し、外壁改修工事、情報ネットワークシステム更新、空気調和設備更新工事など、大規模な工事等が続いたため、平成28（2016）年度以降は積み立てを行っていない。ちなみに令和2（2020）年度からの空気調和設備の更新は、施設整備引当特定資産を取り崩して実施した。

本学では、近年、赤字予算を編成している場合が多いが、執行段階での見直しや圧縮努力により黒字決算を実現しており、令和2（2021）年度の決算は経常収支差額が4,498万円余の黒字である。

また、外部資金獲得には、私立大学等経常費補助金の「私立大学等改革総合支援事業」、「教育の質に係る客観的指標」等の補助金獲得に積極的に取り組んでおり、毎年、経営会議において対策を検討し、学内の各委員会・事務局各課に具体的な指示を発出して全学を挙げてその獲得に努めている。

文部科学省科学研究費補助金について、令和3（2021）年度に委員会組織の見直しを行い、これまでのFD・SD／研究推進委員会を2つに分け、研究推進委員会とFD・SD委員会を設置し、研究推進事業により注力できる体制とした。研究推進委員会では研究者に対する支援事業を積極的に展開しており、令和3（2021）年度は外部講師による研修会の実施等の新たな取組を行った。

なお、寄付金についても、例年経常的に関係施設などからの寄付を受けて教育研究経費や図書費に充てているところであり、令和7（2025）年度の開学25周年に際して寄付募集活動を予定している等、工夫しながら取組を続けていく。

以上のとおり、本学は現時点では必要十分な財政基盤をもち、外部資金獲得に成果も得つつある。

2. 長所・特色

学部の収容定員 500 名の小規模な単科大学であるが、財務状況については、予算編成・執行時の経費削減のほか、科学研究費補助金等や私立大学等総合改革支援事業補助金等の外部資金確保にも取り組んで、黒字決算を確保している。

また、特定資産（施設設備整備特定資産、退職給与引当金）の適切な組み入れを行っており、借入金（負債）もない極めて健全で安定した財政基盤を確立している。

3. 問題点

開学から 20 年が経過して、施設設備整備関係の老朽化による更新が本格化することが予想されるため、施設設備の長期修繕計画を見直すとともに、中長期的な財政運営を明らかにし、それらを踏まえた上で計画的に取り組む必要がある。

このため、学校法人本部の方針に呼応し、現在、令和 22（2040）年度までの中長期の収支見込みの策定に着手している。さらに令和 4（2022）年度には、施設設備の中長期の修繕・更新計画を抜本的に見直すこととしており、この結果は収支見込みにも反映させるとともに、5 年間の中期修繕計画を策定することとしている。

また、中長期の収支見込を策定する際には、決算における黒字の確保に加えて、財務関係指標について適切な目標設定を検討することとしている。

少子化の進展による 18 歳人口の減少のなか、適切な学生数の確保による財務基盤の確立が課題となることから、学生の安定的な確保に向けて令和 4（2022）年度からは学生募集に繋がる大学の広報戦略を、抜本的に見直すこととしている。

特定資産の積み立てのうち施設整備引当特定資産については、今後も大規模な施設整備の改修が続く見込みであることから、当面は積み立てを行う予定はなく、令和 7（2025）年度頃を目途に積み立てを再開するよう計画的な財務運営に努める必要がある。

また、重要な外部資金である科研費の採択率が向上して新規申請も一定件数はあるが、申請者が全教員の 3 割未満の現状を改善するため、研究時間の確保や環境整備が必要であり、FD 研修において科研費獲得の研修を実施するなどの取組を進めている。

4. 全体のまとめ

学園の第三次中期計画を踏まえて、本学の中期計画を策定して毎年度事業計画と予算を並行して策定・編成し、その点検・評価の結果を翌年度につなぐ計画的な大学運営を実現しており、黒字決算を確保して、負債もない健全な財政基盤を確保している。

開学から 20 年が経過して施設設備の老朽化が進んでおり、今後は、さらに中長期的に安定した財政運営を行うため、経費節減や事務事業の効率化はもとより、長期の収支見込みの策定と長期修繕計画の見直しによる計画的な予算策定と執行、外部資金獲得の一層の強化に取り組むことも必要となっており、その取組を継続・強化して、本学の持続的な発展を確実なものとしていく。

終章

赤十字看護教育の 130 余年の伝統と実績を生かしながら看護教育のさらなる高度化を図る一環として、学校法人日本赤十字学園の中国・四国ブロックの拠点校である本学が、世界遺産厳島神社が鎮座する日本三景宮島を一望できる広島県廿日市市の高台に開学して 22 年が経過した。

令和 3 年度までに、2,818 名を数える看護学部卒業生をはじめ、大学院修士課程、共同設置の博士課程、認定看護師教育課程の修了生などの多くの人材が本学を巣立ち、日本赤十字社設置の医療施設や地域の基幹的な医療施設、また行政機関などで地域の保健・医療の向上に貢献している。

本学では、赤十字の理想とする人道の実現を理念とし、その精神と実践力をかね備えた看護専門職の育成に取り組んできたが、この間、小規模の単科大学であることの特長を生かして、教育研究や管理運営できめ細かな改善、改良を重ね、近年は内部質保証システムの確立に取り組むなど、成長を続けている。

今後も、大学教育と看護を取り巻く様々な環境の変化にも的確に対応し、困難や課題を克服しながら、歩みを止めることなく前進していくことを自らに課すことを表明して、本章で述べた点検・評価のまとめと今後の取組の方向性について、以下、章ごとに要約する。

(1) 理念・目的

本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を目標とし、赤十字看護教育の中国・四国ブロックの拠点として、明確な理念・目的のもとに具体的な取組に至る一貫した方向性をもって、将来を見据えた計画的活動を展開している。

また、これらの内容は、学内の教職員及び学生と共有するとともに広く社会にも明示している。

今後も、建学の精神、大学の理念・目的をすべての基盤とし、これを大学の内外に示し共有しながら、様々な時代の変化に中長期的な観点もって対応し教育研究活動に取り組んでいく。

(2) 内部質保証

本学は、5 年期間の中期計画、それに基づく毎年度事業計画を策定し、教育の質保証委員会を設けて教育研究活動の改善に取り組んできた。

令和 2 (2020) 年には、これらの取組を体系的に明示した「日本赤十字広島看護大学における教育の内部質保証に関する方針」を制定し、教育の質保証委員会を中心に PDCA サイクルを回しながら、学長がリーダーシップを発揮して改善に取り組む態勢を整備した。

この取組は定着してきたが、今後も、教職員の理解をさらに深め、教育の質保証委員会における議論を活性化し改善の取組を強化させるとともに、IR 情報や学外関係者の意見なども活用して、さらに実効性を高めたシステムとして確立させていくよう不断の取組を続けていく。

(3) 教育研究組織

本学は、教育理念・目的に沿った教育研究組織を設置し、その成果や適切性を検証

しながら、環境の変化に応じた見直しと改善を進めてきた。

今後も、内部質保証システムを運用するなかで、様々な環境変化にも対応しながら、教育研究組織の在り方を検証し改善を続けていく。

(4) 教育課程・学習成果

本学は、理念・目的を実現するため、学位授与の方針とそれに沿った教育課程の編成・実施方針を定め、公表するとともに、教育上の成果を上げるために必要な取組を行っている。

また、これらの方針とそれに基づく教育課程は、環境変化や社会的な要請に対応して、常に検証し改善を行っている。

学習成果についても正しく把握・評価し、学位の授与を適正に行っている。

今後も、学修成果と教育成果の把握、評価と教育課程の改善について、不断の取組を行っていく。

(5) 学生の受け入れ

本学の理念・目的の実現に向けて優秀な学生を受け入れるため、入試制度については常に検証し改善を進めている。また、学部・研究科それぞれにおける適切な入学人数の確保についても、毎年度、点検と改善を続けている。

今後も、人口減少等の環境変化や看護教育に対するニーズの変化にも的確に対応しながら、選ばれる大学であり続けるよう取り組んでいく。

(6) 教員・教員組織

本学の理念・目的の実現に向けて、教員として求める人材像と教員組織の編制と運用の基本方針を明確にし、適正な選考による採用・昇任、教員業績評価制度やFD活動等により人材の確保・育成に取り組んでいる。

優秀な教員の確保と教員組織の適切な運用は教育研究活動の礎であり、今後も、教員・教員組織が最適な状態で高いパフォーマンスをあげ続けるよう取組を進める。

(7) 学生支援

本学では、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援の方針に基づいて、チューター制度等の体制を整備し、きめ細かな支援を行っている。また、その適切性については、客観データやアンケート結果等の情報等に基づいて点検・評価し、その結果をもとにした改善・向上を進めている。

今後も、学修者本位の教育活動の充実に向け、学生の気質の変化などにも十分に配慮しながら、修学支援、生活支援、進路支援等を適切に取り組んでいく。

(8) 教育研究等環境

本学では、必要な教育研究等の環境は適切に整備・維持されており、なかでも主要な施設である図書館については、専門分野の蔵書も充実しており、学生・教職員のニーズに応えた資料や学術情報を提供している。

また、研究倫理を遵守する取組も適切であり、研究資金の確保と不正使用防止の取組も実施している一方で、研究時間の確保が課題となっている。

ICTの発達等大学を取り巻く社会情勢の変化は急速で著しく、教育研究活動を行う場や環境にも変革が求められているため、今後は単に適切な環境を維持するだけではなく、情報の収集・分析や学生等のニーズの把握を行い、教育研究等環境の一層の向

上へ向け取り組んでいく。

(9) 社会連携・社会貢献

本学は、ヒューマンケアリングセンターを設置し、社会との連携・協力や社会貢献活動を一元化する態勢のもと、円滑かつ安定した活動を行っている。また、廿日市市、地元の社会福祉協議会や住民組織とも良好な関係をもち継続的に活動を行っている。

COVID-19の影響等を受けて令和2(2020)年度から一部活動は縮小しているが、現在、令和5(2023)年度からのリニューアルを目指してヒューマンケアリングセンターの在り方の検討しており、それを踏まえて機能を強化し、大学の役割である社会連携・社会貢献の一層の充実を図っていく。

(10) 大学運営・財務

本学では、学校法人として明示された大学運営の基本的な考え方のもと、適正な手続きで選任された役職員が、その権限と責任を明確にしなが、管理運営にあたっている。

また、大学運営の点検・評価と改善も継続的に行っており、監査も適正に機能させている。

今後、大学を取り巻く環境は厳しさを増すが、教職員の能力を最大限に引き出し、組織の力も強化しながら、適切かつ適正な大学の安定的な運営に向け不断の取組を進めていく。

財務については、中期計画及び毎年度事業計画と予算を並行して策定・編成し、年度の点検・評価の結果を翌年度につなぐことで適切な財務運営を行い、黒字決算を確保して、負債もない健全な財政基盤を確保している。

今後は、施設・設備の改修・更新が見込まれ、中長期的に安定した財政運営を行うため、長期の収支見込みと長期修繕計画による計画的な予算の編成と執行、外部資金獲得の一層の強化に取り組み、本学の持続的な発展を確実なものとしていく。

以上のとおり、本学は、いくつかの課題はあるものの、現状においても大学評価基準に適合していると考えている。

今後も、教育の内部質保証の取組を着実に進め、本章に挙げた問題点の解決、さらなる改善や強化を図り、本学の目的「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を、高い次元で達成することを目指していく。

また、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」に掲げられた目指すべき姿を念頭におきつつ、学校法人日本赤十字学園全体の将来構想の検討に主体的に参画し、本学が目指すべき姿とそこに至る道筋を明らかにしていく。

日本赤十字広島看護大学資料一覧（4月提出）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	学校法人日本赤十字学園寄附行為		1-1
	日本赤十字広島看護大学学則		1-2
	日本赤十字広島看護大学設置認可申請書		1-3
	本学HP 教育理念	○	1-4
	教育理念・アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー・アセスメントポリシーについて		1-5
	看護学研究科修士課程教育理念・アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー・アセスメントポリシーについて		1-6
	大学院研究科共同看護学専攻共同大学院ポリシー		1-7
	本学HP 教育理念・3つのポリシー・アセスメントポリシー（看護学部）	○	1-8
	本学HP 教育理念・3つのポリシー（修士課程）	○	1-9
	本学HP 教育理念・3つのポリシー（博士課程）	○	1-10
	本学HP 大学情報の一覧	○	1-11
	本学HP デジタルパンフレット	○	1-12
	「Campus Life Handbook」令和3年度		1-13
	令和3年度 新任教職員FD・SD研修会スケジュール		1-14
	シラバス（看護学部）	○	1-15
	実習要項 令和3年7月～令和4年6月		1-16
	R3実習施設との連携会		1-17
	学生募集関係イベント実施・参加状況一覧(平成28年度-令和3年度)		1-18
	大学案内「GUIDE BOOK 2022」		1-19
	学生募集要項2022年度版		1-20
	日本赤十字広島看護大学大学院学則		1-21
	大学院案内2022		1-22
	看護学研究科修士課程履修ガイド令和3年度		1-23
	看護学研究科共同看護学専攻博士課程履修ガイド令和3年度		1-24
	本学HP 大学院	○	1-25
	大学院入試説明会案内		1-26
	学校法人日本赤十字学園 第三次中期計画 令和元年度～令和5年度		1-27
	日本赤十字広島看護大学 中期計画（2019～2023年度）		1-28
	IR推進委員会規程		1-29
	本学HP 卒業生の就職状況	○	1-30
令和2年度自己点検アンケート結果		1-31	
2 内部質保証	教育の内部質保証に関する方針		2-1
	教育の質保証委員会規程		2-2
	自己点検・評価委員会規程		2-3
	自己点検・評価実施要領		2-4
	本学HP 自己点検・評価（中期計画、自己点検アンケート、外部有識者会議）	○	2-5
	大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会規程		2-6
	大学院看護学研究科共同看護学専攻自己点検・評価委員会規程		2-7
	外部有識者会議規程		2-8
	努力課題に対する改善報告書		2-9
	大学院看護学研究科共同看護学専攻自己点検・評価委員会令和3年度活動報告書		2-10
	設置に係る設置計画履行状況報告書（平成30年5月1日現在）		2-11
	平成28年度第1回大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会（臨時）議事録		2-12
	本学HP	○	2-13
	本学HP 情報公開	○	2-14
	本学HP 教育研究活動等の状況	○	2-15
	本学HP 財務公開	○	2-16
	本学HP 財団法人大学基準協会による機関別認証評価の結果	○	2-17
	令和2年度事業計画の実施結果		2-18
	中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会 設置要綱		2-19
	令和3年度中国・四国ブロック各県支部・病院連絡協議会議事録		2-20
	外部評価委員会規程		2-21
	令和3年度外部有識者会議委員名簿		2-22
	内部質保証体系イメージ		2-23
	教職員ポータル中期計画・規程等掲載画面		2-24

3 教育研究 組織	大学組織図(令和3年4月1日)		3-1
	大講座制の目的(平成26年3月19日教授会資料)		3-2
	看護学部の教員組織の編制及び運用に関する規程		3-3
	本学HP 看護学部 教育課程・コース	○	3-4
	本学HP カリキュラム・専攻コース紹介(修士課程)	○	3-5
	本学HP 看護学研究科共同看護学専攻の特徴	○	3-6
	ヒューマンケアリングセンター規程		3-7
	令和3年度第2回経営会議議事録(R3.4.20)		3-8
	本学と廿日市市との包括的連携協力に関する協定書		3-9
	ヒューマンケアリングセンター地域支援推進委員会規程		3-10
	本学HP 地域支援室	○	3-11
	図書館規程		3-12
	本学HP 図書館	○	3-13
	本学HP 図書館概要	○	3-14
	令和2年度図書館年次報告(開館時間等)		3-15
	情報センター規程		3-16
	インターネット利用ハンドブック		3-17
	国際交流センター規程		3-18
	国際交流委員会規程		3-19
	本学とフィリピン大学マニラ校との覚書		3-20
	本学とラ・ソース大学との覚書		3-21
	看護教育開発委員会規程		3-22
	シミュレーションセンター運営要領		3-23
	経営会議運営規程		3-24
	教授会運営規程		3-25
	研究科委員会・研究科教員会議運営規程		3-26
4 教育課 程・学習成果	本学HP 教育課程の概要(博士課程)	○	4-1
	看護学教育モデル・コア・カリキュラム		4-2
	看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標(案)		4-3
	看護実践能力習得のためのポートフォリオ		4-4
	看護学生のための早期離職予防シミュレーション・ナビゲーター		4-5
	自主学修支援_令和3年度VOD活用状況のまとめ		4-6
	本学HP 理論と実践の統合を目指した教育	○	4-7
	「もっと世界とクロスする救済ナースの育成」		4-8
	国際救済・開発協力看護履修プログラムに関する申し合わせ事項		4-9
	令和3年度_国際救済・開発協力看護師コース履修者数		4-10
	令和3年度新入生用_入学前の準備学習のススメ		4-11
	平成26年度課題解決型高度医療人材養成プログラム申請書		4-12
	令和2年度事業計画の実施結果(教務委員会)		4-13
	第三次中期計画に基づく令和3年度事業計画(教務委員会)		4-14
	大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)履修規程		4-15
	大学院看護学研究科共同看護学専攻(博士課程)履修規程		4-16
	大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)既修得単位認定規程		4-17
	大学院看護学研究科共同看護学専攻(博士課程)既修得単位認定規程		4-18
	助産師教育課程学内選抜試験に係る申し合わせ事項		4-19
	保健師教育課程学内選抜試験に係る申し合わせ事項		4-20
	シラバス作成要領・チェックリスト		4-21
	シミュレーション教育におけるシナリオの体系化について		4-22
	看護シミュレーションセンターの利用方法(学内用)		4-23
	ICT通信2021年秋		4-24
	令和3年度卒業前スキルアップ実施概要		4-25
	2021年度チューターの手引き		4-26
	令和3年度学習行動調査結果		4-27
	授業評価アンケート内容- Google フォーム		4-28
	令和3(2021)年度授業評価アンケート分野別集計一覧		4-29
	令和3年度授業参観集計_前期		4-30
	体調管理表		4-31
	令和2年度オンライン授業に関する調査結果		4-32
	大学院設置基準	○	4-33
	大学院看護学研究科(修士課程)長期履修学生規程		4-34
	大学院看護学研究科共同看護学専攻長期履修学生規程		4-35
	大学院学修成果アンケート(令和3年度)		4-36
令和3年度修士課程シラバス作成要領		4-37	
シラバスチェックリスト(大学院)		4-38	
2021年度大学院後期授業評価アンケート		4-39	

4 教育課程・学習成果	<p>成績通知書の送付について 令和3年度第23回経営会議議事録 (R4. 3. 18) 令和2年度〔2020年度〕 国家試験結果一覧 過去5年間の卒業生就職・進学状況等 (平成29年度～令和3年度) 令和3年度実習前CBTの日程、試験結果 履修規程 大学院看護学研究科修士課程学位審査委員会規程 本学HP 修士論文・課題研究 評価基準・題目一覧 本学HP 博士学位論文 評価基準・題目一覧</p>	<p>○ ○</p>	<p>4-40 4-41 4-42 4-43 4-44 4-45 4-46 4-47 4-48</p>
5 学生の受け入れ	<p>2022年度大学院修士課程募集要項 2022年度大学院博士課程募集要項 令和2年度広報・学生募集委員会活動報告 高校訪問実績 (平成27-令和3年度) 2021オープンキャンパスチラシ 進学説明会 開催状況 (平成27年度～令和3年度) 本学HP バーチャルキャンパス デジタルパンフレット・WBOC動画・オンライン個別相談・質問箱についてのお知らせ 本学主催進学説明会動画 質問箱 日本赤十字広島看護大学(公式) 学生による広報活動への参加 入学試験ガイドライン 2022年度一般選抜・社会人学士選抜・共通テスト利用選抜【前期】実施要領 大学院入試説明会・大学院体験模擬授業 開催状況 (平成27年度～令和3年度) 令和2年度入学許可に係る対応について 看護学部を受験者・合格者・入学者・在籍者数の推移 (平成27-R3年度) 看護学研究科【修士課程】の受験者・合格者・入学者・在籍者数の推移(平成27～令和3年度) 令和2年度入試委員会活動報告 令和3年度前期IR推進委員会報告書 令和元年度入学後の成績順位の推移</p>	<p>○ ○</p>	<p>5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-15 5-16 5-17 5-18 5-19 5-20</p>
6 教員・教員組織	<p>教員人事の基本方針について 大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規 教員会議に関する申し合わせ事項 本学HP 教員紹介 (修士課程) 学校法人日本赤十字学園看護大学規程 大学院看護学研究科共同看護学専攻教務委員会規程 大学院看護学研究科共同看護学専攻入学試験委員会規程 大学院看護学研究科共同看護学専攻研究倫理委員会規程 大学院共同看護学専攻博士学位審査委員会規程 教員編成一覧 非常勤講師の招聘・選考に関する規程 看護学部・令和3年度非常勤講師・特別講師一覧 看護研究科 (修士) ・令和3年度非常勤講師・特別講師一覧 本学HP 教員紹介 (博士課程) 教員選考規程 教員選考基準規程 教員の審査基準に関する申し合わせ事項 本学HP 教員公募 JREC-IN Portal 教員の昇任及び昇格に関する申し合わせ事項 FDマップ全教員用 (ver. 1. 1) FD・SD委員会規程 令和3年度FD・SD委員会活動報告 令和2年度授業参観事業報告書 令和3(2021)年度版個人を対象とした研究助成金公募一覧 共同・奨励研究費規程 海外旅費等助成規程 平成25年度教員業績評価の実施について (H26. 2月教員会議資料) 教員の自主計画研修取扱要領 教員の自主計画研修取扱要領の運用に関する申し合わせ事項 令和3年度第2回教員会議次第 (R3. 5. 19) 令和3年度共同・奨励研究 採択・申請状況 日本赤十字広島看護大学における科研費の申請状況について</p>	<p>○ ○ ○</p>	<p>6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12 6-13 6-14 6-15 6-16 6-17 6-18 6-19 6-20 6-21 6-22 6-23 6-24 6-25 6-26 6-27 6-28 6-29 6-30 6-31 6-32 6-33</p>

7 学生支援	障害学生支援規程 学生支援委員会規程 学生の休学状況（平成28年度～令和3年度） 学生の退学状況（平成28年度～令和3年度） 本学HP 高等教育の修学支援新制度について 健康教育講演会開催状況 保健室・学生相談室利用状況（平成27～令和2年度） 2021年度 チューターの手引き 2021年度就職の手引き 令和2年度〔2020年度〕国家試験結果一覧 ディプロマサブリメント取扱要領 令和3年度 第12回経営会議議事録（令和3年度第1回学生意見交換） 2021年度 看護師国家試験後のアンケート集計結果 令和3年度学生支援委員会活動計画 本学HP 奨学金・特待生制度について	○	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15
8 教育研究等環境	長期修繕計画表(建設後35年間) 集計表 情報ネットワークシステム利用管理規程 インターネット利用ガイドライン 令和2年度図書費決算 令和2年度(2020)リポジトリ利用統計 令和2(2020)年度文献検索講習会 令和3(2021)年度 文献検索講習会 研究費に関する申し合わせ事項 令和2年度個人研究費配分表 令和2年度研究費執行状況 公的研究費の不正防止に関する基本方針 研究活動及び研究費の不正防止に関する機関内の責任体制図 公的研究費不正防止計画 研究倫理審査に関する申し合わせ 研究倫理審査委員会規程 もみじ銀行移動店舗		8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9 8-10 8-11 8-12 8-13 8-14 8-15 8-16
9 社会連携・社会貢献	令和3年度地域支援推進委員会活動計画 ヒューマンケアリングセンター長選考規程 認定看護師教育課程教員会規程 本学HP ヒューマンケアリングセンター 令和2年度地域支援室活動報告書 広報はつかいち（令和4年2月号） 連携に関する協定書（日赤広看大）（JA広島総合病院）（廿日市市） 阿品台いきいきプロジェクト報告書（平成24～25年度地域支援事業） 令和2年度ネット環境を利用した講座公開状況 公開講座・研修会等の開催状況（平成28年度～令和3年度） 令和3年度HCC事業報告書（市民公開講座） 令和2年度HCC事業報告書(阿品地区救急蘇生法講習会) 本学HP 摂食・嚥下障害看護分野の概要 認定看護師教育課程 摂食・嚥下障害看護 研修生の推移（平成28年度～令和3年度） 本学HP 地域支援室年間企画 シティカレッジの開催実績（平成28年度～令和2年度） 国際交流委員会R2～H26活動報告 海外研修費補助規程 ラ・ソース大学 短期留学 学生に対する奨学金規程 日本・韓国青少年赤十字相互交流事業依頼文 令和3年度HCC事業報告書（中四国地区赤十字関連施設看護継続教育研修会） 令和3年度事業計画の実施結果（地域支援推進委員会） 令和3年度HCC事業報告書（看護職のためのチームづくり研修会） 阿品地区防災訓練本学教員の派遣依頼 令和3年度前期基礎看護学RECNES募集チラシ 令和3年度OSCE評価への協力について（依頼）	○	9-1 9-2 9-3 9-4 9-5 9-6 9-7 9-8 9-9 9-10 9-11 9-12 9-13 9-14 9-15 9-16 9-17 9-18 9-19 9-20 9-21 9-22 9-23 9-24 9-25 9-26

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程		10-1-1
	学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程		10-1-2
	看護学部長候補者選考規程		10-1-3
	大学院研究科長候補者選考規程		10-1-4
	組織分掌規程		10-1-5
	学長の決裁に係る学部長及び研究科長への決裁の代行に関する申し合わせ事項		10-1-6
	学生との意見交換実施要項		10-1-7
	危機管理基本方針		10-1-8
	危機管理規程		10-1-9
	新型コロナウイルス感染症の発生の場合の学内体制		10-1-10
	学校法人日本赤十字学園経理規程		10-1-11
	学校法人日本赤十字学園経理規程施行細則		10-1-12
	学校法人日本赤十字学園内部監査規程		10-1-13
	経営分析		10-1-14
	事務局職員数の推移（平成21～令和3年度）		10-1-15
	日本赤十字社広島県支部人事交流等にかかる基本方針		10-1-16
	日本赤十字社広島県支部人事交流等推進委員会設置要綱		10-1-17
	令和3年度各種会議及び委員会の委員編成		10-1-18
	職員研修受講状況		10-1-19
	SDマップ職員用（ver. 2）		10-1-20
	第三次中期計画に基づく令和3年度事業計画		10-1-21
	公的研究に係る内部監査要綱		10-1-22
	令和2年度期中監査進捗状況確認書		10-1-23
	ガバナンス・コード		10-1-24
	本学HP 管理運営方針、ガバナンス・コード等	○	10-1-25
	日本赤十字広島看護大学規程集		10-1-26
	学校法人日本赤十字学園役員名簿		10-1-27
	学校法人日本赤十字学園組織概要	○	10-1-28
	職員就業規則		10-1-29
	監事監査報告書		10-1-30
	監査法人監査報告書		10-1-31
	令和2年度事業報告書（アニュアルレポート）		10-1-32
10 大学運営・財務 (2) 財務	固定資産等整備計画表（4年分）		10-2-1
	今日の私学財政【令和2年度版抜粋】		10-2-2
	学校法人日本赤十字学園計算書類		10-2-3
	令和2年度財産目録		10-2-4
	様式07_01 5ヵ年連続財務計算書類		10-2-5